

西東京市

第3次基本構想

基本計画

2024~2033

(令和6年度~令和15年度)

ともにみらいにつなぐ
やさしさといこいの西東京



西東京市

西東京市

第3次基本構想

・

基本計画

2024~2033

(令和6年度~令和15年度)

西東京市市民憲章

(前文)

二十一世紀のはじめ、西東京市は、田無市と保谷市の合併によって誕生しました。わたくしたちのまち西東京市は、縄文時代の営みの跡や武蔵野の面影を残し、江戸時代から青梅街道の宿場町として栄えた歴史のあるまちです。

わたくしたちは、先人から受け継いだ貴重な遺産や自然の恵みに感謝し、市民ひとりひとりがいきいきと暮らせるまちを目指して、ここに市民憲章を定めます。

(本文)

このまちを たがいに助けあう 優しいまちにしたい
このまちを みどりに満ちた 美しいまちにしたい
このまちを ゆめの広がる 楽しいまちにしたい
このまちを こころ豊かな 学びあいのまちにしたい

平成十六年一月二十一日制定

ともにみらいにつなぐ

～第3次基本構想・基本計画の策定にあたって～

西東京市長 池澤 隆史



21世紀の幕開けとともに誕生した西東京市は、市民の皆様とともに歩み続け、23年が経過いたしました。人口も20万人を超え、大きく発展し、令和4年度に実施した人口推計調査の結果では全国的な人口減少が危惧される中、本市においては20年先も現状の人口を概ね維持する見込みとなっております。

一方、少子高齢化の進行や社会経済情勢等の変化、気候変動等に伴う自然災害に対する市民の生命や財産の安全・安心への備え、デジタル社会の進展に伴う利便性の高いサービス提供の仕組みづくり、更には、新たな市民ニーズへの対応など、これまでの取組とともに、既成概念や想定を超える変化に柔軟に対応できる新たなまちづくり、地域づくりが必要となっております。このような状況を踏まえ、次の10年のまちづくりを進めるための基本的な方向性を示すものとして、第3次総合計画（基本構想・基本計画）を策定いたしました。

新たなまちづくりにあたりましては、「学校が地域のキーステーション」であるとの認識のもと、学校を核としたまちづくりを進め、相談しやすい身近な窓口の設置や、日頃から住民同士が支え合える顔の見える関係づくりなど、地域の課題を地域で解決することのできる仕組みづくりを構築してまいります。

また、SDGsの理念を念頭に置きながら、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現や、市民の皆様が健康で、一人ひとりが幸せを実感できるまちを目指してまいります。

これまで大切にしてきた「やさしさ」や「ふれあい」といった想いを継承しつつ、「住んでよかった」「住み続けたい」と実感していただける、夢と希望が溢れる西東京市を、市民の皆様とともに未来へとつなぐため、誠心誠意努力してまいります。

結びに、2年を超える議論を経て素案策定にご尽力いただきました総合計画策定審議会委員の皆様や、シンポジウムやアンケート等において貴重なご意見を賜りました、小・中学生をはじめとする多様な市民の方々、並びに市内企業・団体等の皆様、そして、様々な視点から議論を重ねご審議をいただきました市議会議員の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和6(2024)年3月

中学生が描いた市民憲章をイメージしたイラスト

市立中学校の生徒の皆さんに市民憲章をイメージしたイラストを描いていただきました。

※ 10年後、西東京市がどんなまちになってほしいかのメッセージもいただきました。

詳しくは資料編 216～217 ページをご覧ください。

みどりに満ちた
美しいまち



『綺麗な緑は心も満たす』
荒井 真湊菜（青嵐中学校、2年）



『みどりのあふれる街』
斉藤 潤（田無第三中学校、2年）



『豊かな夢』
羽田 きお（保谷中学校、3年）

ゆめの広がる
楽しいまち



『市の中心』 高橋 朱和（明保中学校、2年）

たがいに助けあう
優しいまち



『わたしからあなたへ』
前田 葵（田無第一中学校、3年）



『駅前の平和』 前田 芽里（田無第二中学校、3年）



『いこいーなと浮かぶ、笑顔の西東京市』
清水 俊甫（柳沢中学校、3年）

こころ豊かな
学びあいのまち



『これはどう？』 坂巻 愛梨（田無第四中学校、3年）



『豊かなまち 西東京市』
遠山 楓（ひばりが丘中学校、2年）

市の沿革

西東京市は、平成 13 (2001) 年 1 月 21 日に、全国に先駆けた都市型合併の先進市として旧田無市と旧保谷市が合併して誕生しました。

旧田無市は江戸時代から青梅街道の宿場町として、そして北多摩地区の人々の生活を支える商業の拠点として栄えてきました。また、旧保谷市は、江戸時代に幕府の開墾対策の一環として新田開発された農村から、その後の都市化の進展と住宅開発により住宅都市として発展してきました。

新市発足後は、国や東京都から合併後のまちづくりへの支援を受け、新市建設計画で重点施策に掲げた西東京いこいの森公園の整備、コミュニティバス「はなバス」の運行、地域情報化の推進、ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進の 4 つの施策を着実に実行しました。また、全国に先駆けて市民参加条例を制定するなど、市民参加によるまちづくりに積極的に取り組んできました。

合併 10 周年を迎えた平成 23 (2011) 年には、将来に向けた新たな出発としてのさまざまな事業を展開する中で、多くの皆様の投票によって命名された西東京市マスコットキャラクター「いこいな」が誕生しました。その後、平成 29 (2017) 年には、人口が 20 万人を超え、「住んでよかった」「住み続けたい」まちを目指して、更なる発展を続けています。

市の木



けやき



はなみずき

市の木・市の花は、緑と自然を市民と行政が一緒になって守り、育て、潤いあるまちづくりを目指すためのシンボルとして、平成 16(2004)年 1 月 21 日に指定しました。

市の花



つつじ (春)



ひまわり (夏)



コスモス (秋)



すいせん (冬)



はなみずき

つつじ

ひまわり

コスモス

すいせん

けやき

目次

基本構想

1. 策定の趣旨	2
2. 計画のフレーム	3
3. 基本理念（わたしたちの望み）	4
4. 基本目標（目指すべき将来像）	6
5. まちづくりの課題と基本施策	10
6. 施策体系	22

基本計画（総論）

1. 計画の位置づけ	26
2. 計画の期間	27
3. 計画の指標	28
4. これまでの取組と評価	31
5. 今後のまちづくりに関する意見	41
6. 計画を推進するための考え方	47
7. 基本計画の構成	51
8. 計画の読み方	52

基本計画（各論）

基本目標 1 みんなでつくるまち

基本施策 1 一人ひとりがいきいきと輝くまちを実現するために	56
基本施策 2 多様性を認め合う社会を構築するために	64
基本施策 3 市民とともに持続発展する自治体であるために	70

基本目標 2 子どもが健やかに育つまち

基本施策 4 子どもがのびのびと成長するために	80
基本施策 5 安心して子どもを産み育てるために	86
基本施策 6 子どもの学びや生きる力を育むために	94

基本目標 3 笑顔で自分らしく暮らせるまち

基本施策 7 人と地域がつながり安心して暮らすために	100
基本施策 8 いつまでも健康で元気に暮らすために	114

基本目標4 環境にやさしい持続可能なまち

基本施策 9	暮らしの中で身近にみどりを感じるために	122
基本施策 10	環境に配慮した持続可能な社会を構築するために	130

基本目標5 安全で安心して快適に暮らせるまち

基本施策 11	快適で魅力的な住みやすいまちで暮らすために	140
基本施策 12	安全で安心して暮らすために	150

基本目標6 活力と魅力あるまち

基本施策 13	産業が活性化して活力のあるまちになるために	158
基本施策 14	にぎわいのある魅力的なまちになるために	164
基本施策 15	多様な学びと文化芸術・スポーツが息づくために	166

西東京市デジタル田園都市国家構想総合戦略

西東京市デジタル田園都市国家構想総合戦略	180
----------------------	-----

SDGs 一覧表

SDGs 一覧表	188
----------	-----

資料編

1. 策定経過	194
2. 西東京市第3次総合計画策定のための基本方針	201
3. 成果指標一覧	204
4. 健康指標一覧	210
5. 主要計画体系図	214
6. 中学生が描いた市民憲章をイメージしたイラスト	216

基本構想

西東京市第3次基本構想は、新市誕生からのまちづくりを踏まえつつ、次の10年の目指すべき将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの方向性を示すものです。

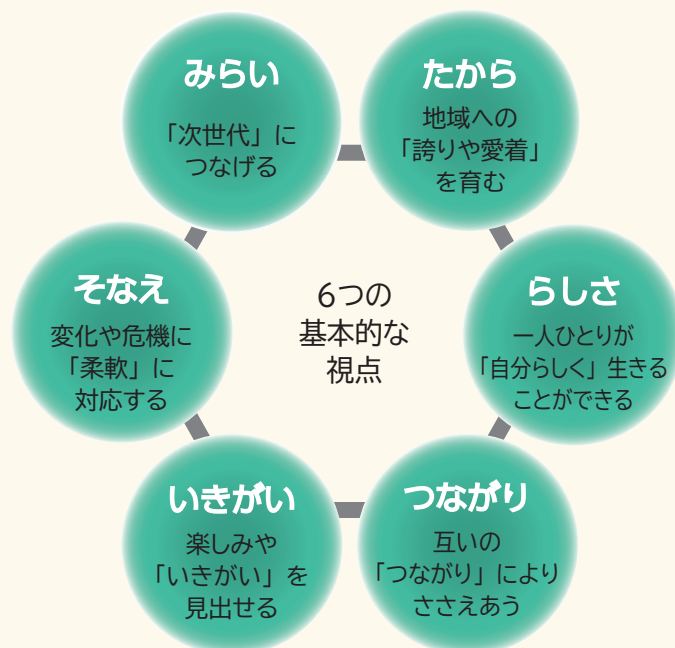
本市では平成29(2017)年に人口が20万人を超え、人口増加を続けてきましたが、全国的な傾向に見られるように、今後緩やかに人口減少に転じることが予測されています。また、少子高齢化による人口構造の変化は着実に進行しており、将来的には65歳以上の高齢者の割合が3割を超える見込みです。

一方で、近年の自然災害の頻発・激甚化や地球規模での環境問題の深刻化、デジタル社会の進展やテレワーク等による働き方の多様化など、これら社会の変化に的確に対応することが必要となっています。また、高齢化等に伴う社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化への対応等、多様化・複雑化する課題に柔軟に取り組む必要があります。

そうした状況においても本市が将来にわたって発展し、持続可能で自立した自治体であるためには、誰一人取り残さない社会の実現を目指した国際目標であるSDGs※(持続可能な開発目標)の理念を念頭に置きつつ、一人ひとりが「このまちに住んでよかった」「このまちに住み続けたい」と思えるまちを創り、次世代に引き継ぐことが必要です。

西東京市第3次基本構想の策定にあたっては、市民意識調査や西東京市のミライを語るシンポジウム、子ども・市民ワークショップなどを通じて、西東京市の将来を担う子ども・若者をはじめとした多くの市民が関わり、一緒に作り上げてきました。

「第3次総合計画策定のための基本方針」で示した、これからのまちづくりに求められる6つの基本的な視点を礎として、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、基本構想を行政運営における市の長期的なビジョンとして位置づけ、「西東京市第3次基本構想」を策定します。



※SDGs: 2030年までにより良い世界を目指す国際目標(17の目標と169のターゲットで構成)

(1) 計画期間と目標年次

基本構想は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和15(2033)年度を目標年次とします。

(2) 想定人口

令和15(2033)年度における想定人口は、おおむね20万4千人とします。

本市の人口は、昭和55(1980)年以降増加してきました。平成29(2017)年に20万人を超えた後、令和3(2021)年の206,067人をピークに、令和4(2022)年はわずかに減少しました。今後は、令和9(2027)年まで20万5千人程度で横ばいの状態が続き、その後緩やかに減少に転じ、この計画の目標年次の令和15(2033)年の人口予測は、204,635人と推計されています。

【西東京市人口推計調査報告書(令和4年11月)より】

(3) 土地利用

本市は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、東京都心の西北に位置し、東西4.8km、南北5.6kmにわたり、面積は15.75km²で、地形はほぼ平坦な地域です。

市内には、西武池袋線の2駅(保谷、ひばりヶ丘)と西武新宿線の3駅(東伏見、西武柳沢、田無)があり、都心に近いながらも農地や公園などのみどりと住宅が調和した良好な住宅地が形成されています。

土地利用にあたっては、公園・緑地のほか、農地等の保全・活用に取り組み、みどりの保全を基調とした良好な住環境の形成を図ります。

また、駅周辺などの地域の拠点では、地域の特性に合わせた土地利用や施設の誘導を図ります。

ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京

このまちに暮らすわたしたちすべての市民は、さまざまな場面でまちづくりに関わっています。

第1次及び第2次基本構想では、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念としてまちづくりを進めてきました。基本理念に込めた、お互いを思いやり尊重できる「やさしさ」、人と人との「ふれあい」は、新市として誕生した西東京市に息づき育んできたわたしたちのまちづくりへの想いです。

これからもわたしたちが大切にしてきた「やさしさ」と「ふれあい」を継承しつつ、身近に残る豊かな自然、文化芸術や歴史、安らぎを感じられる落ち着いた住環境を守り、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

一方、西東京市を取り巻く社会経済情勢は、目まぐるしく変わりつつあります。将来にわたり市民が満足できる西東京市を創り上げるためには、行政をはじめ、市民、市民活動団体、事業者等のさまざまな主体がともに課題に向き合い、変化や危機に対して柔軟に対応していくことが求められています。

また、わたしたち一人ひとりが身近なことからまちづくりに関わり「自分ごと」として西東京市の未来を見つめることで、まちづくりへの想いを次世代へとつなぐことができます。

このような想いから、第3次基本構想においては、

ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京

をわたしたちの望みとして、基本理念に掲げます。

ともにみらいにつなぐ

ともに

まちづくりに関わるさまざまな主体が、手を携えて協力している様子を表しています。

個の想いや力だけでなく、それぞれの立場や経験を活かし、協働することで、より多様化・複雑化する課題に対応していくことができます。

みらいにつなぐ

これまで守り育んできた西東京市の良さを次世代に残していくことに加え、さまざまな主体による取組が次世代にも引き継がれるよう、未来を担う子どもにまちづくりのバトンを渡していくことを表しています。

やさしさといこいの西東京

やさしさ

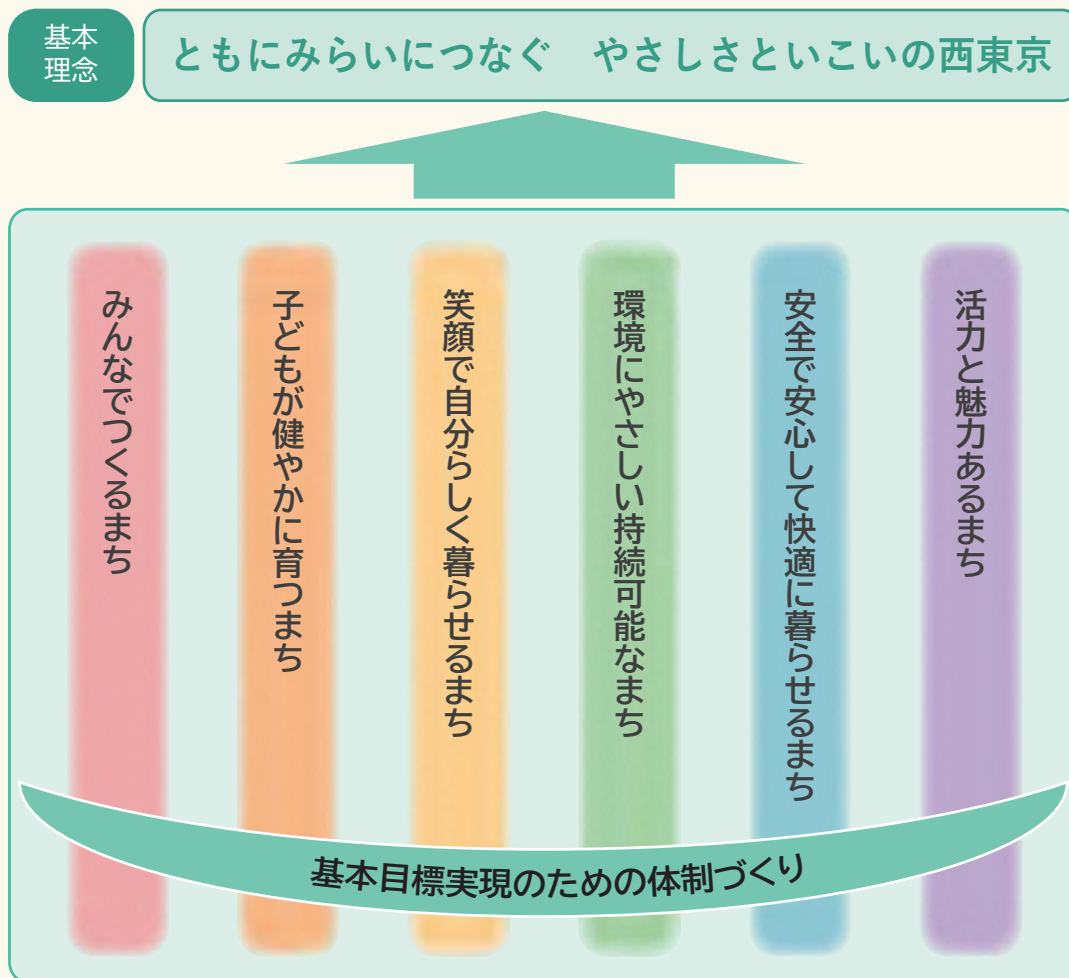
思いやりや助け合いの気持ちなど、人のやさしさや温かさだけでなく一人ひとりが認められ大事にされる社会、地球環境への配慮ある行動、誰一人取り残さない持続可能な社会などの意味が込められています。

いこい

市の中心部に位置する西東京いこいの森公園やマスコットキャラクター「いこいな」などに象徴されるように、わたしたちが大切にしてきた言葉です。

都心に近いながらも身近にみどりを感じることができる環境や、落ち着いた住環境の中で、心と体が休まり人々の交流が生まれるいこいの場を、これからも守り育てていくことを表しています。

「ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京」という基本理念をかなえるために、目指すまちの姿として、6つの基本目標（目指すべき将来像）を掲げます。また、予測を超えた社会経済情勢の変化等に対して柔軟に対応するための「基本目標実現のための体制づくり」を示します。



<基本目標実現のための体制づくり>

社会経済情勢等が変化し、行政需要が多様化・複雑化する中においては、分野ごとに掲げた基本目標を推進するための体制づくりが重要となります。

課題や変化に柔軟に対応するため、庁内各部署が分野を超えて組織横断的な連携を図るとともに、地域の力を活かし、市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体との協働による課題解決を目指します。

基本目標 1 みんなでつくるまち（協働・行政）

多様化・複雑化する地域課題に取り組み、安心して暮らせるまちを創るためには行政をはじめ、子ども・若者から高齢者までの多様な世代の市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体が協働し、一人ひとりが互いに認め合い、自分らしく活躍することができる市民主体のまちづくりを進めていくことが大切です。

行政は、限られた行政資源（人員、財源等）の中で、行政サービスの維持・向上を図るために、行財政改革や社会の変化に柔軟に対応できる体制づくりを推進し、持続可能で自立的な自治体経営を確立することが大切です。

そのため、公共施設の再編等による人が集まる場所の創出や、デジタル技術の活用による行政サービスの向上などを進めるとともに、地域活動に関する情報提供や啓発活動、機会の提供などにより、さまざまな主体が積極的にまちづくりに参画できる「みんなでつくるまち」をめざします。

基本目標 2 子どもが健やかに育つまち（子ども・教育）

次世代を担う子ども一人ひとりが輝き、健やかに成長していくためには、個性が尊重され、社会の変化に応じた生きる力を身につけることができる環境づくりが大切です。

また、安心して子どもを産み育てることができ、誰一人取り残さない社会を創るためには、家庭の状況に応じた伴走型の支援、困難を抱える子どもを早期に発見する仕組み、地域全体で子育て家庭を見守る体制づくりが必要です。

そのため、子どもの権利の尊重や居場所づくり、気軽に相談できる環境の充実、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築のほか、児童・生徒の個に応じた学校教育の充実等を図ることで、愛着を持っていつまでも住み続けたいと思える「子どもが健やかに育つまち」をめざします。

基本目標3 笑顔で自分らしく暮らせるまち（健康・福祉）

誰もが住み慣れた地域において健康で元気に暮らすためには、年齢や障害の有無等にかかわらず、一人ひとりが生きがいを感じながら、自分らしく過ごせることが大切です。

また、誰もが「支え手」にも「受け手」にもなり得ることから、子ども・若者から高齢者までの多様な世代が地域の中でつながり、それぞれが抱える生活課題の解決に向けて取り組むことが重要です。

そのため、すべての人が「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域の中で人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、支援の必要な人が適切な支援を安心して受けられるための仕組みづくりを進めるとともに、健康づくりや生きがいづくりに取り組み健康寿命を伸ばし、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して「笑顔で自分らしく暮らせるまち」をめざします。

基本目標4 環境にやさしい持続可能なまち（みどり・環境）

本市には、農地、雑木林、屋敷林など、みどりを身近に感じることのできる武蔵野の面影が残っており、みどりと都市が共存する住環境は魅力の一つです。

これらのみどりは、暮らしに安らぎを与えるとともに、自然環境が有する多面的な機能をグリーンインフラとして活用することで、地球温暖化の緩和や浸水対策、生き物の生息・生育空間の提供などが期待できます。

また、地球規模で環境問題が深刻化しており、地球温暖化を起因とする気象災害が発生していることから、一人ひとりが省エネルギーに取り組むなど、日頃の生活の中でも環境に配慮した行動が大切です。

そのため、さまざまな主体が協力してみどりの保全・活用に取り組むとともに、次世代により良い環境を残していけるよう、環境への負荷が少ない脱炭素社会や資源循環型社会の実現に向けた「環境にやさしい持続可能なまち」をめざします。

基本目標5 安全で安心して快適に暮らせるまち（都市基盤・安全）

都市と自然が調和した良好な住環境を形成していくためには、安全で快適な道路の整備や交通環境の充実等、都市基盤の整備を進めていくことが大切です。

また、近い将来に発生が危惧される大規模地震や、集中豪雨などの風水害による災害、さらには、身近で発生し得る犯罪や交通事故など、わたしたちの安全・安心を脅かすリスクへの対策が必要です。

そのため、適切な土地利用の誘導や、駅周辺等の拠点性の向上、地域の特徴を活かしたまちづくり、歩行者や自転車、自動車が安全で快適に通行できる幹線道路の整備、駅周辺への利便性の高い道路などの交通ネットワークの形成を推進していきます。

また、行政をはじめ、市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体が一体となって「自助」、「共助」、「公助」の考えのもと、防災・防犯対策に取り組むことで、「安全で安心して快適に暮らせるまち」をめざします。

基本目標6 活力と魅力あるまち（産業・学び・文化芸術）

地域に根ざした産業振興を図るためには、市民や事業者がともに地域で産業を生み・育てていくとともに、持続可能な経営を支える仕組みづくりが大切です。

また、人々の交流やにぎわいにより地域全体を活性化するためには、いくつになっても学ぶことができたり、身近なところで文化芸術などに触れたりできる環境や、気軽に体を動かすことのできる環境づくりが必要です。

そのため、経営基盤の強化や起業・創業支援の充実、商店街の活性化の支援を図るとともに、地産地消や農地保全の取組を推進します。また、学習や学び直しの機会の充実、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組める環境づくり、文化芸術の振興、歴史文化の継承など、一人ひとりが生きがいを持って暮らしを楽しめる、まちも人も元気になる「活力と魅力あるまち」をめざします。

基本理念の実現に向けた6つの基本目標を達成するために、目指すまちの姿と現実の差を「まちづくりの課題」として認識し、計画期間の10年間で取り組むべき15の「基本施策」を位置づけます。

基本目標 1 みんなでつくるまち（協働・行政）

多様化・複雑化する地域課題に取り組み、安心して暮らせるまちを創るためには行政をはじめ、子ども・若者から高齢者までの多様な世代の市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体が協働し、一人ひとりが互いに認め合い、自分らしく活躍することができる市民主体のまちづくりを進めていくことが大切です。

行政は、限られた行政資源（人員、財源等）の中で、行政サービスの維持・向上を図るために、行財政改革や社会の変化に柔軟に対応できる体制づくりを推進し、持続可能で自立的な自治体経営を確立することが大切です。

そのため、公共施設の再編等による人が集まる場所の創出や、デジタル技術の活用による行政サービスの向上などを進めるとともに、地域活動に関する情報提供や啓発活動、機会の提供などにより、さまざまな主体が積極的にまちづくりに参画できる「みんなでつくるまち」をめざします。

まちづくりの課題

■ 地域課題の解決に向けた協働のまちづくりの推進

- 価値観の多様化やライフスタイルの変化などにより地域の課題も多様化・複雑化しており、行政だけではすべての課題に対応することが難しい状況となっています。
- 地域の担い手の高齢化・固定化や、コミュニティの希薄化が懸念されています。
- 市民活動団体をはじめとした地域の担い手の育成、若い世代の参画機会の創出・周知、公民連携の推進など、地域に関わるすべての人たちと行政が、ともに地域課題の解決に向けて協力して取り組むことが必要です。
- 世界ではいまだ対立や紛争が続いており、人権尊重と平和の大切さとともに、人々とのつながりの重要性が再認識されています。
- 次世代を担う子どもや若者が自ら人権や平和について考え、これらを尊ぶ意識の醸成を図ることが求められています。

■ 持続可能な行政運営の推進

- 市税収入については、堅調に推移すると見込まれるものの、人々の生活様式の変化や物価高騰等による企業や雇用への影響など、先行きが不透明な状況となっています。
- 医療や介護などの社会保障関係経費の増加や、多様化・複雑化する行政需要への対応などによる財政の硬直化が危惧されています。
- 限られた財源や資源をより有効活用するために、事業の優先順位や費用対効果の検証等による既存事業の見直しを図ることが必要です。また、老朽化する公共施設の再編や適切な維持管理など、持続可能で自立的な行政運営を目指した取組が必要です。
- 行政課題に的確に対応できる職員の育成や体制づくりが必要です。
- 社会全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の進展に伴い、行政手続のオンライン化や情報システムの標準化・共通化、AI等の活用による業務の効率化を図ることが必要です。

基本施策1 一人ひとりがいきいきと輝くまちを実現するために

多様化・複雑化する地域課題を「自分ごと」として考え、子ども・若者を含めて、さまざまな世代の市民や多様な主体が積極的にまちづくりに関われるよう、参画の機会の充実を図り、課題解決に向けて取り組む協働のまちづくりを進めます。

また、市民への情報提供や啓発などにより、自治会・町内会等への加入促進を図り、地域コミュニティの活性化に取り組みます。

基本施策2 多様性を認め合う社会を構築するために

誰もが、人種、国籍、性別、年齢、信条、社会的身分等によって偏見や差別を受けることなく、一人ひとりの人権を尊重し、互いを認め合い、自分らしく個性と能力を発揮できる社会の実現に向けた取組を進めます。

そして、これまでに築き上げてきた平和な時代がこれからも続くよう、若い世代とともに平和について考える機会を設けるなど、意識醸成を図ります。

基本施策3 市民とともに持続発展する自治体であるために

効果的で分かりやすい情報発信に努めるとともに、市民と行政との双方向のコミュニケーションを高めることで、行政の透明性の確保と開かれた市政を推進します。

また、AIやRPA等のデジタル技術の活用による行政サービスの向上や業務の効率化を進めるとともに、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現に取り組めます。

そして、柔軟な体制づくりや、多様化・複雑化する行政課題に対応できる職員の育成に長期的な視点で取り組むとともに、行財政改革や公共施設の再編を推進するなど持続可能で自立的な自治体経営を目指します。

基本目標2 子どもが健やかに育つまち（子ども・教育）

次世代を担う子ども一人ひとりが輝き、健やかに成長していくためには、個性が尊重され、社会の変化に応じた生きる力を身につけることができる環境づくりが大切です。

また、安心して子どもを産み育てることができ、誰一人取り残さない社会を創るためには、家庭の状況に応じた伴走型の支援、困難を抱える子どもを早期に発見する仕組み、地域全体で子育て家庭を見守る体制づくりが必要です。

そのため、子どもの権利の尊重や居場所づくり、気軽に相談できる環境の充実、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築のほか、児童・生徒の個に応じた学校教育の充実等を図ることで、愛着を持っていつまでも住み続けたいと思える「子どもが健やかに育つまち」をめざします。

まちづくりの課題

■ 子どもにやさしいまちの実現

- 子どもを取り巻く社会問題は、貧困、虐待、不登校、ヤングケアラー、いじめなど深刻となっており、子どもを誰一人取り残さない社会を構築することが求められています。
- 子ども一人ひとりが自らの希望や意思に基づいて選択し、人生をより豊かにしていくことができるよう、子どもの生きる力を育むことが重要です。
- 子どもが意見を表明する機会や多様な社会活動に参加する機会を充実させるとともに、子どもが気軽に相談できる環境づくりや、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動できる居場所づくりに取り組み、地域全体で子育て家庭を見守り支えていく仕組みづくりを進める必要があります。
- ひとり親家庭や共働き世帯、要介護者等のいる世帯の増加などにより、多様化する保育ニーズや家庭環境への対応が必要です。
- いきいきと安全に安心して楽しく子育てを続けられるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を受けられることができる環境整備が必要です。
- 教育の現場では、国のGIGAスクール構想の推進による学び方の変化、学校が果たすセーフティネット機能の再認識など、学びの環境が大きく変化しています。
- 学校教育とともに、学校と地域の連携による教育環境の充実や活力ある学校づくりを進めていく必要があります。

基本施策4 子どもがのびのびと成長するために

子どもが意見を表明する機会や社会活動に参加する機会の充実を図り、個性を尊重し合い、生きる力を身につけることができる環境づくりを進めます。

また、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動できる居場所づくりに取り組むとともに、困難を抱える子どもの早期発見に努め、それぞれの状況や発達段階に応じた支援に取り組めます。

基本施策5 安心して子どもを産み育てるために

誰もが子どもを安心して産み育てられるよう妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

また、子育て家庭が孤立することがないように、気軽に交流・相談できる環境づくりや地域で見守る体制の構築など、伴走型支援の充実を図るとともに、子どもの発達段階やライフステージに合わせた包括的な支援の強化を図ります。

加えて、多様化する保育ニーズや家庭環境等に対応するため、幼児教育・保育の充実に取り組めます。

基本施策6 子どもの学びや生きる力を育むために

一人ひとりが個に応じたより良い学びを受けられるよう、教育内容及び教育環境の充実に取り組めます。

また、家庭、学校、地域、行政の連携を強化するとともに、他世代との関わりや地域社会とのつながりを促し、社会全体で子育て家庭を見守り、子どもを育む環境づくりを進めます。

基本目標3 笑顔で自分らしく暮らせるまち（健康・福祉）

誰もが住み慣れた地域において健康で元気に暮らすためには、年齢や障害の有無等にかかわらず、一人ひとりが生きがいを感じながら、自分らしく過ごせることが大切です。

また、誰もが「支え手」にも「受け手」にもなり得ることから、子ども・若者から高齢者までの多様な世代が地域の中でつながり、それぞれが抱える生活課題の解決に向けて取り組むことが重要です。

そのため、すべての人が「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域の中で人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、支援の必要な人が適切な支援を安心して受けられるための仕組みづくりを進めるとともに、健康づくりや生きがいづくりに取り組み健康寿命を伸ばし、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して「笑顔で自分らしく暮らせるまち」をめざします。

まちづくりの課題

■ 地域共生社会と「健康」応援都市の実現

- 「西東京市人口推計調査報告書（令和4年11月）」では、総人口は、令和9（2027）年までは20万5千人程度で横ばいの状態が続き、その後緩やかに減少に転じると見込まれており、うち年少人口（0～14歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加することから、今後10年間で少子高齢化が確実に進行していくと考えられます。
- 健康寿命を伸ばし、誰もがいつまでも健康で元気に暮らせるよう、地域共生社会の実現に取り組むことが必要です。
- 地域共生社会の実現に向け、市民の理解と関心を高めるとともに、誰もがその人に合った支援を受けることができる包括的な支援体制を構築することが必要です。
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、人と人、人と地域がつながり、誰もが希望に沿った居場所と役割を持つことができ、自分らしく活躍できる地域づくりが必要です。
- いつまでも健康で元気に安心して暮らすために、幅広い視点で市民の健康課題やニーズに対応するとともに、一人ひとりのライフステージに応じた健康を支援する環境づくりなどに取り組むことが重要です。

基本施策7 人と地域がつながり安心して暮らすために

年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域全体で見守り支え合える地域共生社会の実現を進めます。

また、介護、子育て、生活困窮などの分野別の相談体制では解決に結びつかない暮らしの困りごとに包括的に対応する支援体制の構築に取り組みます。

基本施策8 いつまでも健康で元気に暮らすために

一人ひとりが心身の健康を保つために、ライフステージに応じた主体的な健康づくりができるよう支援するとともに、地域全体で市民の健康を支える仕組みづくりを推進します。

また、誰もがそれぞれの経験やスキルを活かし、地域コミュニティの一員としていきいきと自分らしく活躍できるよう、就労や社会参加の機会の充実を図ります。

基本目標 4 環境にやさしい持続可能なまち（みどり・環境）

本市には、農地、雑木林、屋敷林など、みどりを身近に感じることのできる武蔵野の面影が残っており、みどりと都市が共存する住環境は魅力の一つです。

これらのみどりは、暮らしに安らぎを与えるとともに、自然環境が有する多面的な機能をグリーンインフラとして活用することで、地球温暖化の緩和や浸水対策、生き物の生息・生育空間の提供などが期待できます。

また、地球規模で環境問題が深刻化しており、地球温暖化を起因とする気象災害が発生していることから、一人ひとりが省エネルギーに取り組むなど、日頃の生活の中でも環境に配慮した行動が大切です。

そのため、さまざまな主体が協力してみどりの保全・活用に取り組むとともに、次世代により良い環境を残していけるよう、環境への負荷が少ない脱炭素社会や資源循環型社会の実現に向けた「環境にやさしい持続可能なまち」をめざします。

まちづくりの課題

■ みどりの保全と脱炭素社会への取組の強化

- 宅地化が進み、みどりは減少傾向にあります。
- 公園に求める市民ニーズが多様化しています。
- 公園等の維持管理については、ボランティア等のさまざまな主体との連携や民間活力の活用が必要です。
- 世代を問わず、一人ひとりの環境への配慮と行動が重要です。
- 経済活動や日常生活に伴い排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの抑制が必要です。
- 一人ひとりが意識し、ごみの減量や食品ロスの削減に取り組むことが必要です。

基本施策 9 暮らしの中で身近にみどりを感じるために

ボランティア等のさまざまな主体との協働や民間活力の活用などによる公園の維持管理や地域に合わせた特色ある公園づくり、農地や屋敷林の保全・活用等により、身近にみどりが感じられるまちづくりに取り組みます。

また、街路空間や公共施設等の緑化に努め、みどりのネットワークを形成するとともに、グリーンインフラとして活用することで、地球温暖化の緩和や浸水対策などの防災力・減災力の向上を図ります。

基本施策 10 環境に配慮した持続可能な社会を構築するために

次世代により良い環境を残せるよう、環境への意識醸成のための環境教育や普及啓発、温室効果ガスの削減など、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めます。

また、良好な生活環境を維持するため、一人ひとりが環境に配慮し、4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）の推進、ごみの減量や食品ロスの削減、まちの環境美化に取り組むことで、環境にやさしい持続可能な循環型社会の構築を進めます。

基本目標5 安全で安心して快適に暮らせるまち（都市基盤・安全）

都市と自然が調和した良好な住環境を形成していくためには、安全で快適な道路の整備や交通環境の充実等、都市基盤の整備を進めていくことが大切です。

また、近い将来に発生が危惧される大規模地震や、集中豪雨などの風水害による災害、さらには、身近で発生し得る犯罪や交通事故など、わたしたちの安全・安心を脅かすリスクへの対策が必要です。

そのため、適切な土地利用の誘導や、駅周辺等の拠点性の向上、地域の特徴を活かしたまちづくり、歩行者や自転車、自動車が安全で快適に通行できる幹線道路の整備、駅周辺への利便性の高い道路などの交通ネットワークの形成を推進していきます。

また、行政をはじめ、市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体が一体となって「自助」、「共助」、「公助」の考えのもと、防災・防犯対策に取り組むことで、「安全で安心して快適に暮らせるまち」をめざします。

まちづくりの課題

■ リスクに備えた都市基盤の整備と防犯力の強化

- 渋滞の解消や生活道路への通過車両の流入抑制を図るための体系的な道路ネットワークの形成が必要です。
- 交通の円滑化、快適な歩行空間の確保や延焼遮断帯など、多様な機能を持つ都市計画道路の整備を進めてきましたが、未着手の都市計画道路も残っています。
- 駅周辺では、にぎわいと交流を創出するために、都市機能の誘導や交通結節機能の更なる強化が必要です。
- 都市計画道路の整備とともに、道路と鉄道の連続立体交差化の推進が必要です。
- 老朽化が進む都市基盤の計画的な更新や長寿命化に取り組むことが必要です。
- 空き家等対策を含め、誰もが安心して暮らせるまちづくりが必要です。
- バリアフリー化の促進やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進が必要です。
- 近年の自然災害の頻発・激甚化、大規模な地震が発生するリスクの高まりなどから、防災・減災に関する取組は喫緊の課題となっています。
- 近年では犯罪の手口が巧妙化・多様化しており、一人ひとりの防犯意識の向上とともに、地域での防犯対策が必要です。

基本施策 11 快適で魅力的な住みやすいまちで暮らすために

みどりが感じられる魅力ある住環境を確保するとともに、駅周辺など地域の特徴を活かしたにぎわいと交流があるまちづくりを進めます。

また、安全で歩きやすい道路ネットワークと利便性の高い交通ネットワークの整備を推進するとともに、老朽化が進む都市基盤の計画的な更新や長寿命化、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりに取り組みます。

基本施策 12 安全で安心して暮らすために

雨水溢水対策や耐震化等を推進するとともに、市民、行政等のさまざまな主体が日頃から防災意識を高めつつ、地域における災害時の協力体制を強化することで、災害に強いまちづくりを進めます。

また、日々を安全に安心して過ごすことができるよう、警察などと連携し、防犯や消費者トラブル等の防止に努めるとともに、交通事故の抑制や交通マナーの向上等に取り組みます。

基本目標6 活力と魅力あるまち（産業・学び・文化芸術）

地域に根ざした産業振興を図るためには、市民や事業者がともに地域で産業を生み・育てていくとともに、持続可能な経営を支える仕組みづくりが大切です。

また、人々の交流やにぎわいにより地域全体を活性化するためには、いくつになっても学ぶことができたり、身近なところで文化芸術などに触れたりできる環境や、気軽に体を動かすことのできる環境づくりが必要です。

そのため、経営基盤の強化や起業・創業支援の充実、商店街の活性化の支援を図るとともに、地産地消や農地保全の取組を推進します。また、学習や学び直しの機会の充実、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組める環境づくり、文化芸術の振興、歴史文化の継承など、一人ひとりが生きがいを持って暮らしを楽しめる、まちも人も元気になる「活力と魅力あるまち」をめざします。

まちづくりの課題

■ 地域に根ざした産業の振興と地域経済の活性化

- 生活様式の変化や物価高騰の影響などにより、消費者意識や行動にも大きな変化が見られ、本市の地域産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。
- 市民の農業や農地への関心が高まる一方、後継者不足などにより、市内の農地や農業者数は減少しています。
- 商店の廃業などによる空き店舗の増加や宅地化、近隣地域での大型店舗の進出など、商店街を取り巻く状況は厳しくなっています。
- 地域のにぎわいの創出や活性化を図るためには、地域の特色を活かした魅力ある商店街づくりへの支援が必要です。
- 市内の事業者が今後も事業を継続するために、経営環境向上のための支援や市内外へのアピール、事業者間のマッチングなどが求められています。
- 地域に根ざした産業の振興、新たな産業や人材の育成を目指し、事業の継続、起業・創業支援の取組の充実を図るとともに、多様な働き方を可能とする取組が必要です。

■ まちのにぎわいづくりと地域資源の魅力発信の強化

- 本市は地域資源として、下野谷遺跡などの文化財や屋敷林の景観、東大生態調和農学機構の農場や演習林等に加え、NPOや市民活動、スポーツや芸能活動に関わる人など、豊かな人材をあわせ持っており、さまざまな情報発信の方法を使った積極的なシティプロモーションの推進が必要です。
- 生涯にわたって健康で生きがいのある人生を送るために、多様な学習機会やスポーツ・レクリエーション活動、文化芸術に親しめる環境づくりが必要です。
- 人生100年時代においては、地域で学び続けることができる環境や学び直しの機会が求められています。

基本施策 13 産業が活性化して活力のあるまちになるために

地域経済の好循環を生み出すために、創業支援や創業後の事業継続支援の充実を図ります。

また、空き店舗等の活用や一店逸品事業など地域の購買力向上を促進するとともに、事業者間の交流やネットワークづくり、産学公の連携促進、農産物のPRや商店街の魅力づくりなど、市民や事業者がともに地域で産業を生み・育てるまちづくりを進めます。

基本施策 14 にぎわいのある魅力的なまちになるために

下野谷遺跡や屋敷林、東大生態調和農学機構の農場や演習林等に加え、さまざまな活動に関わる人々など、幅広く豊かな地域資源の魅力を再認識するとともに、新たな地域資源を発掘し、これらの地域資源の利活用を促進します。

また、多様な情報発信方法により、シティプロモーションに積極的に取り組みます。

基本施策 15 多様な学びと文化芸術・スポーツが息づくために

多様化するニーズに応えられるよう、生涯学習環境の整備や主体的な学びの機会の充実に取り組みます。

また、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境づくりを進めるとともに、文化芸術や歴史、文化財を身近に感じることができるよう、文化芸術の振興と文化財の保護に取り組みます。

基本目標	基本施策	施策
1 みんなで つくるまち	1 一人ひとりがいきいきと 輝くまちを実現するために	1-1 市民主体のまちづくりの推進
		1-2 協働のまちづくりの推進
	2 多様性を認め合う社会を 構築するために	2-1 人権と平和の尊重
		2-2 多文化共生の推進
		2-3 男女平等参画社会の推進
	3 市民とともに持続発展する 自治体であるために	3-1 開かれた市政の推進
		3-2 持続可能な自治体の経営
		3-3 人にやさしいデジタル化の推進
	2 子どもが 健やかに 育つまち	4 子どもがのびのびと 成長するために
4-2 子どもの育ちの支援		
5 安心して子どもを産み 育てるために		5-1 子育て支援の充実
		5-2 幼児教育・保育の充実
6 子どもの学びや生きる力を 育むために		6-1 学校教育の充実
		6-2 学校と地域の連携による教育環境の充実
3 笑顔で 自分らしく 暮らせるまち	7 人と地域がつながり 安心して暮らすために	7-1 地域福祉の推進
		7-2 高齢者福祉の充実
		7-3 障害者福祉の充実
		7-4 社会保障制度の運営
	8 いつまでも健康で 元気に暮らすために	8-1 健康づくりの推進
		8-2 高齢者の社会活動や生きがいづくりの充実
		8-3 障害者の社会参加の推進

基本目標	基本施策	施策
4 環境に やさしい 持続可能な まち	9 暮らしの中で身近に みどりを感じるために	9-1 みどりの保全・活用
		9-2 みどりの空間の創出
	10 環境に配慮した持続可能 な社会を構築するために	10-1 ゼロカーボンシティの推進
		10-2 循環型社会の構築
		10-3 生活環境の維持
5 安全で 安心して 快適に 暮らせるまち	11 快適で魅力的な住みやすい まちで暮らすために	11-1 住みやすい住環境の整備
		11-2 体系的な道路ネットワークの整備
		11-3 人と環境にやさしい交通環境の整備
	12 安全で安心して暮らす ために	12-1 災害や地域の危機に強いまちづくりの推進
		12-2 防犯・交通安全の推進
6 活力と魅力 あるまち	13 産業が活性化して活力の あるまちになるために	13-1 産業の振興
		13-2 起業・創業支援の充実
	14 にぎわいのある魅力的な まちになるために	14-1 まちの魅力の創造
		15-1 生涯学習環境と主体的な学びの機会の充実
		15-2 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進
		15-3 文化芸術の振興と文化財の保護
15 多様な学びと文化芸術・ スポーツが息づくために		

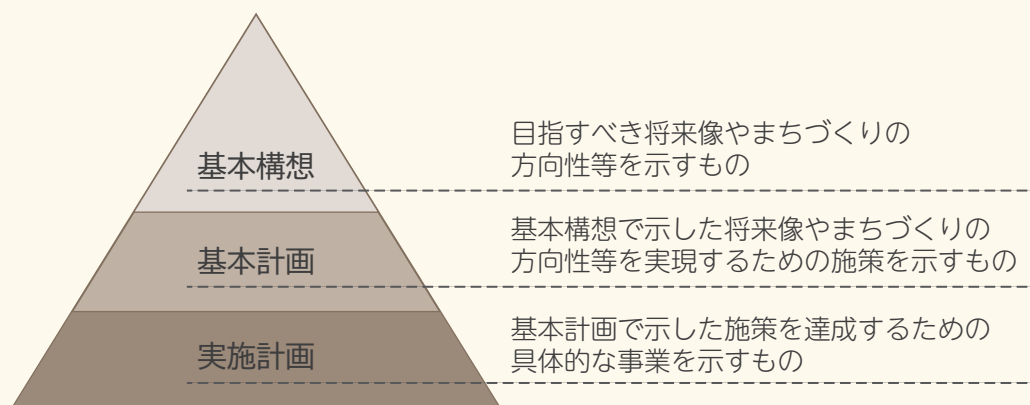
基本計画（総論）

この基本計画は、基本構想で示した基本理念と基本目標を実現するため、施策の具体化・体系化を図り、各分野における現状と課題、目標や成果指標を示した上で、取組内容を明らかにするものです。

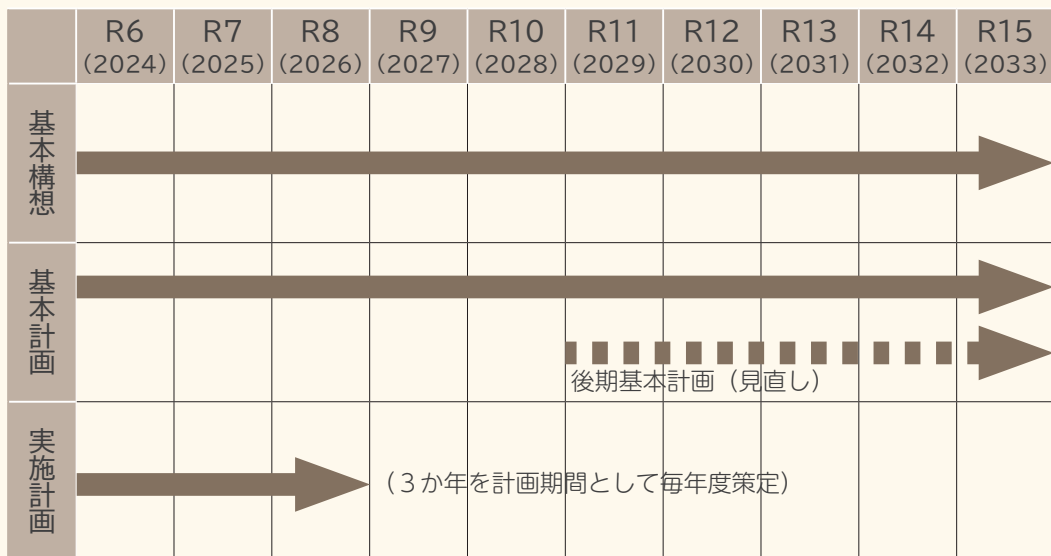
また、各行政分野における個別計画の整合性を図るための指針となるものです。

なお、本計画で示した施策体系に基づき、具体的な事業計画として、毎年度3か年を期間とする実施計画を別に策定し、財政の裏づけを持って計画された事業を実行していきます。

基本構想、基本計画、実施計画の関係は次の図のようになります。



基本計画の期間は、基本構想に基づき、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。なお、令和11（2029）年度からの後期5年間の開始にあたっては、社会経済情勢の変化や基本計画事業の実施状況、行政評価の結果、新たな市民ニーズなどを踏まえて見直しを行うこととします。



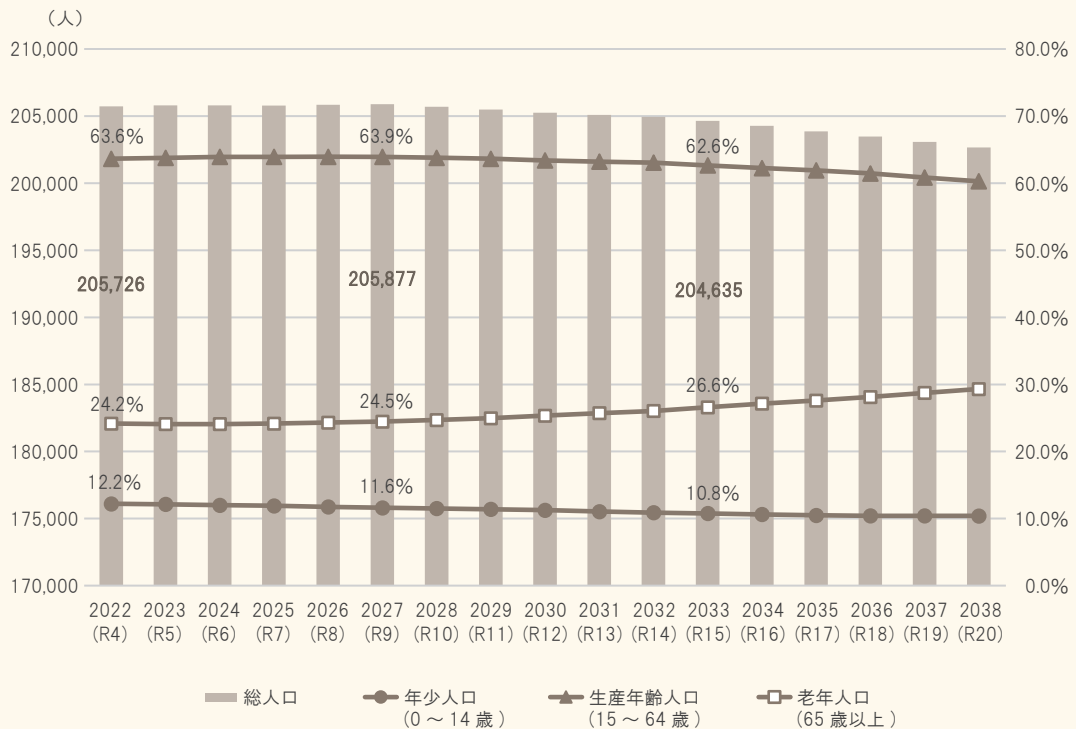
(1) 人口の推移

令和 24(2042) 年までの本市の人口は、西東京市人口推計調査報告書(令和 4 年 11 月)で推計しています。この推計調査は、修正コーホート要因法[※]を用い、生残率等や直近 5 年間における大幅な社会増(転入・転出による増)を考慮して人口を推計しています。

調査報告書によれば、本市の人口は令和 9(2027) 年までは横ばいの状態が続き、その後緩やかに減少に転じ、この計画の目標年次の令和 15(2033) 年における人口は、204,635 人になると想定されます。

年齢 3 区分ごとの傾向をみると、年少人口(0～14 歳)は、令和 4(2022) 年の 25,109 人(総人口比 12.2%)が、令和 15(2033) 年には 22,037 人(総人口比 10.8%)となる見込みです。生産年齢人口(15～64 歳)は、令和 4(2022) 年の 130,907 人(総人口比 63.6%)が、令和 15(2033) 年には 128,192 人(総人口比 62.6%)となる見込みです。老年人口(65 歳以上)は増加傾向にあり、令和 4(2022) 年の 49,710 人(総人口比 24.2%)が、令和 15(2033) 年には 54,406 人(総人口比 26.6%)となる見込みです。

西東京市の将来推計人口



資料：西東京市人口推計調査報告書(令和 4 年 11 月)

[※]コーホート要因法：コーホートとは、同じ時期に出生した集団のことであり、コーホート要因法とはその集団ごとの時間変化を軸に自然動態と社会動態に分けて人口を推計する方法

(2) 財政フレーム

本市では、景気の緩やかな回復が続くことが期待される中、市税収入等は堅調に推移すると見込まれますが、今後は、義務的経費である人件費と扶助費の増加、また、物価高騰に伴う物件費も増加傾向にあります。

基本計画期間中（令和6（2024）年度～令和15（2033）年度）の財政フレームは、社会経済情勢の変化、国や東京都の行財政の動向、本市における財政収支の推移や指標、人口推計などを勘案して推計します。

また、毎年度策定する実施計画において、社会経済情勢や行財政制度の変化に応じた改定を行い、財政計画の実効性を確保していきます。

① 主な歳入について

(ア) 市税

個人・法人市民税、固定資産税、都市計画税などの税金です。

(イ) 地方交付税

自治体間の財政の不均衡を調整するために、一定の基準に基づいて国から交付されるもので、普通交付税と特別交付税があります。

(ウ) 国庫支出金・都支出金

国と東京都からの補助金・負担金などです。

(エ) 繰入金

主に基金の取り崩し額です。基金の取り崩しについては、主要事務事業等の個別要因や歳入歳出の収支状況などを見込んで算出します。

(オ) 市債

建設事業などの財源となる借入金です。

② 主な歳出について

(ア) 人件費

特別職や議員、一般職の給料などです。

(イ) 物件費・扶助費

物件費とは、旅費、委託料、備品購入費などの経費です。

扶助費とは、生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいて被扶助者等に対して支出する経費です。

これらの過去実績を踏まえるとともに、物件費は主要事務事業の個別要因等を見込んで算出しています。また、物件費については、行財政改革に取り組むことを前提に経常的な経費の抑制に努めることとしています。

(ウ) 公債費

市債の元金、利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。

(エ) 繰出金

主に一般会計から特別会計に繰り出すものです。

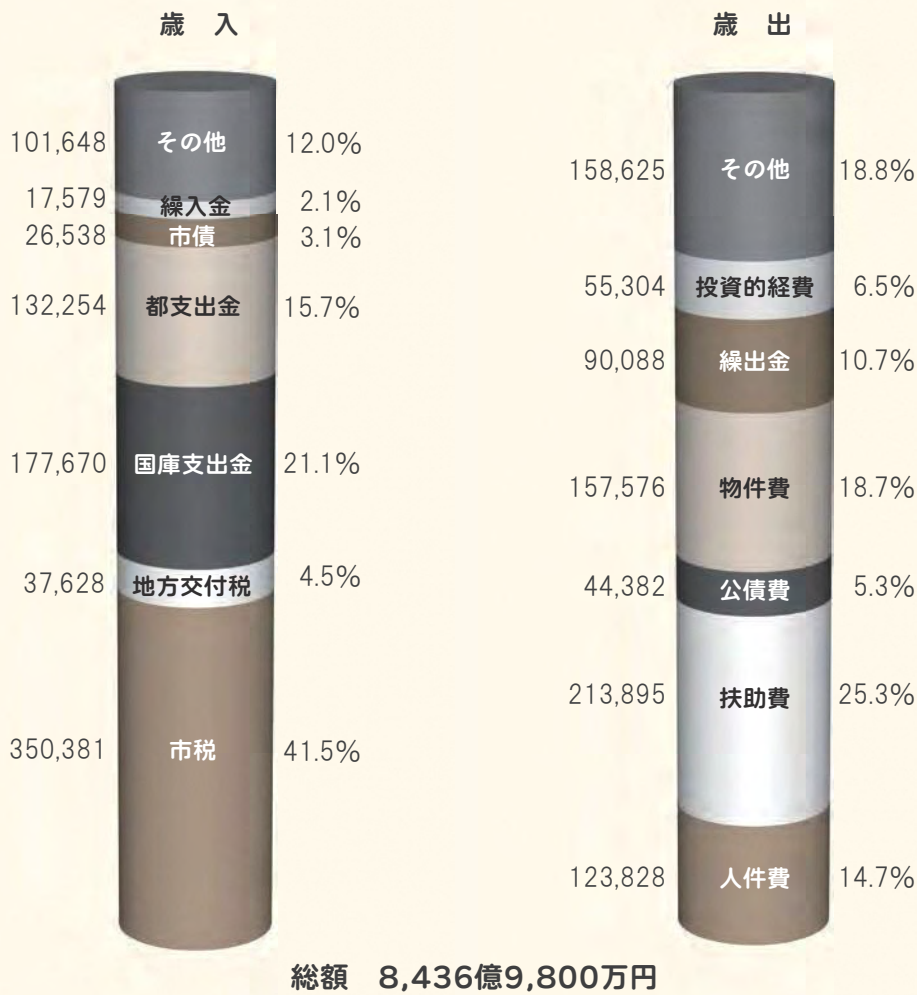
(オ) 投資的経費

道路整備や、学校などの施設の建設や災害復旧に係る経費です。

● 財政見通し

基本計画期間中（令和6（2024）年度～令和15（2033）年度）の財政見通しは、次のとおりです。

（単位：百万円）



(1) 策定経緯

第2次総合計画においては、第1次総合計画の基本理念を継承し、その実現に向けたまちづくりを推進してきました。

平成31(2019)年3月には、前期5年間を総括し、社会経済情勢の変化や市民ニーズなどを踏まえるとともに、①「健康」応援都市の実現に向けた取組の加速化、行政サービスにおけるエリア(圏域)設定の取り入れ、②西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略の一元化、③前期基本計画からの施策と主要事務事業の見直しを行い、第2次総合計画(後期基本計画)を策定しました。

第2次総合計画(後期基本計画)の実施計画において位置づけた事務事業については、社会経済情勢の変化や事業の進捗等にあわせ、毎年度見直しを行ってきました。また、第3次総合計画策定に向けては、直近の市民ニーズを把握するための市民意識調査や、行政評価(施策評価)を実施し、計画全体の進捗と成果の評価を実施しました。

(2) 主な取組及び評価

第2次総合計画(後期基本計画)で実施した取組については、施策に対する市民満足度及び成果指標の達成度等を踏まえ、令和4(2022)年度に施策評価を実施しました。

◇施策に対する市民満足度

これまでに実施した市民意識調査の結果をもとに、施策ごとに集計しました。

なお、市民意識調査は、西東京市住民基本台帳に登録された18歳以上の男女の中から、人口構成比を配慮した上で5,000人を無作為抽出し、実施しました。

平成27年度：回収数2,007票(回収率40.1%)、有効回答数2,004票(有効回収率40.1%)

平成29年度：回収数2,191票(回収率43.8%)、有効回答数2,188票(有効回収率43.8%)

令和3年度：回収数2,444票(回収率48.9%)、有効回答数2,443票(有効回収率48.9%)

◇成果指標の達成度

第2次総合計画(後期基本計画)では、代表的な指標(成果指標)を設定し、平成29(2017)年度またはその直近の状況と、後期基本計画の最終年度である令和5(2023)年度の目標や方向性を示しています。

しかし、直近で把握している令和4(2022)年度実績値のうち、人が集まるイベント等については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものと考えられます。

このため、施策の評価にあたっては、令和2(2020)年4月に東京都に初めて緊急事態宣言が発出されたことから、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元(2019)年度実績値を参考として表記し、これまでの取組を総合的に評価しました。

■みんなでつくるまちづくり

◇施策に対する市民満足度

施策	施策別満足度			平成 27 年度と 令和 3 年度の比較	
	平成 27 年度	平成 29 年度	令和 3 年度		
み1-1	市民主体のまちづくりの推進	12.1%	18.2%	17.3%	7施策すべてで 市民満足度が 向上しています。
み1-2	協働のまちづくりの推進	9.2%	14.6%	13.3%	
み2-1	人権と平和の尊重	14.4%	19.5%	19.7%	
み2-2	国際化の推進	11.3%	14.0%	14.5%	
み2-3	男女平等参画社会の推進	12.5%	16.0%	16.0%	
み3-1	開かれた市政の推進	39.6%	42.0%	44.5%	
み3-2	健全な自治体の経営	17.4%	20.6%	19.7%	

◇成果指標の達成度

施策	成果指標	単位	目標値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値
み1-1	自治会・町内会等の加入世帯数	世帯	20,186	20,135	20,292
	ふれあいのまちづくり地域活動拠点の利用登録団体数	団体	100	86	72
	ふれあいのまちづくり地域活動拠点の延べ利用者数	人	18,000	15,813	7,306
	ふれあいのまちづくり地域活動拠点の延べ利用回数	回	4,000	2,371	1,266
	地域協力ネットワークの設立数 / 参加団体数	団体	4/128	3/112	4/187
	市民交流施設の利用件数	件	25,000	20,302	18,726
	市民交流施設の利用人数	人	250,000	207,011	157,583
み1-2	ボランティア・市民活動センター登録者数	人	700	513	415
	企業・大学・NPOなどとの協働事業数	件	160	156	119
み2-1	人権や平和に関する啓発活動・学習活動への参加者数	人	1,750	1,203	83
	「人権と平和の尊重」の取組に対する市民満足度	%	24.6	-	19.7【R3】
み2-2	多文化共生に関するボランティア数	人	455	353	365
	外国籍市民への情報提供数	情報	53	52	55
み2-3	「男女平等参画社会の推進」の取組に対する女性の満足度	%	19.8	-	16.0【R3】
	男女平等推進センター「パリテ」登録団体数	団体	23	19	20
	女性相談件数	件	550	469	332
	配偶者等から暴力を受けたときに、市の相談窓口 に相談した人の割合	%	3.0	-	6.6
み3-1	市ホームページの閲覧数	件	21,123,000	21,846,524	19,003,583
	電子化された行政手続の件数	件	34	13	20
	マイナンバーカードの延べ交付枚数	枚	78,000	43,798	144,447
	市内の公衆無線LAN設置箇所数	拠点	20	4	8
	オープンデータ化した行政情報の件数	データセット	14	5	10
み3-2	経常収支比率	%	90.0	95.1	93.1
	「第4次行政改革大綱アクションプラン」に基づく 実施項目の進捗率	%	80.0	67.4	65.8

【評価】

- 施策に対する市民満足度は、平成 27（2015）年度に比べ、すべての施策で向上しています。
- 自治会・町内会等の加入世帯数は平成 29（2017）年度以降、徐々に増えています。また、継続的な活動や周知の実施により、地域協力ネットワークへの参加団体数は増加傾向にあります。
- マイナンバーカードの延べ交付枚数は、国の普及促進もあり、大きく伸びています。
- 電子化された行政手続とオープンデータ化した行政情報の件数はあまり伸びていません。

【評価を踏まえた方向性】

- 協働のまちづくりを推進し、市民、市民活動団体、事業者や行政等のさまざまな主体がともに地域課題の解決に向け協力して取り組むことが必要です。
- 行政手続のオンライン化など行政のデジタル化を推進するとともに、持続可能な行政運営の推進に向けた更なる取組が必要です。

■創造性の育つまちづくり

◇施策に対する市民満足度

施策	施策別満足度			平成 27 年度と 令和 3 年度の比較	
	平成 27 年度	平成 29 年度	令和 3 年度		
創 1-1	子どもの参画の推進	14.4%	23.0%	21.0%	6 施策中 4 施策で 市民満足度が 向上しています。
創 1-2	子育て支援の拡充	14.6%	21.3%	21.6%	
創 1-3	学校教育の充実	14.2%	20.3%	21.5%	
創 2-1	生涯学習環境の充実と主体的な学びの促進	20.6%	26.0%	32.9%	
創 2-2	生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進	28.7%	33.5%	27.8%	
創 2-3	文化芸術活動の振興	29.8%	35.6%	29.0%	

◇成果指標の達成度

施策	成果指標	単位	目標値	令和元年度 実績値	令和 4 年度 実績値
創 1-1	青少年育成会における地域活動への小中学生参加人数	人	22,075	15,032	14,234
	「地域における子どもの居場所づくり」に対する市民満足度（子どもがいる市民）	%	47.2	-	31.8【R3】
	子どもの権利擁護委員への相談件数	件	70	34	82
創 1-2	「出産・育児などの子育て支援環境の充実」に対する市民満足度（子どもがいる市民）	%	45.6	-	35.3【R3】
	保育施設の待機児童数	人	0	108	7
	学童クラブの定員超過率	%	122.5% から下げる	122.8	137.3
	合計特殊出生率	—	1.28 から 上げる	1.23	1.10【R3】

施策	成果指標	単位	目標値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値
創1-3	地域教育協力者活用事業数	事業	268	281	219
	都の学力調査において下位層(C・D層)となった西東京市の児童・生徒の割合	%	小学校: 41.9 中学校: 35.0	小学校: 43.9 中学校: 40.4	-
	スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における体力合計点(小学校)	点	男子: 57.2 女子: 58.7	男子: 54.3 女子: 56.8	男子: 53.2 女子: 55.2
	スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における体力合計点(中学校)	点	男子: 45.1 女子: 53.0	男子: 41.3 女子: 50.4	男子: 40.1 女子: 47.1
	スクールソーシャルワーカーの活動実績	回	1,250	1,380	3,318
	学校施設更新の実施件数	件	6	2	4
創2-1	公民館事業への参加者数	人	25,000	19,560	10,869
	図書館資料の貸出者数	人	938,700	834,030	843,109
	日常何らかの生涯学習に取り組んでいる市民の割合	%	65.0	-	62.3
創2-2	スポーツ施設利用者数	人	799,651	715,934	604,780
	スポーツ施設利用団体数	団体	3,017	2,210	2,474
	総合型地域スポーツクラブの会員数	人	1,699	1,360	1,330
	「スポーツ活動・イベント機会や施設整備の充実」に対する市民満足度	%	38.3	-	27.8【R3】
創2-3	文化ボランティアの人数	人	518	630	366
	文化ボランティアの活動延べ回数	回	62	61	67
	郷土資料室への年間入場者数	人	3,000	2,269	2,165
	市民文化祭の来場者数	人	13,000	11,203	6,561
	市民文化祭の参加者数	人	3,500	2,943	2,081
	文化財の指定等に向けた調査・検討件数	件	5	4	4

【評価】

- 施策に対する市民満足度は、平成27(2015)年度に比べ、ほとんどの施策で向上していますが、外出機会や交流の機会が減少したことから、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動の施策に対する市民満足度は下がっています。
- 保育施設の待機児童数は大きく減少しましたが、学童クラブの定員超過率は伸びており、「地域における子どもの居場所づくり」に対する満足度も下がっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、支援ニーズの高い子ども等への見守り体制の強化及び悩みを抱える子どもへの対応のため、スクールソーシャルワーカーの活動実績が増加しています。
- 外出機会が減ったことから、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果が低下したものと考えられます。
- イベントの中止、市民活動や施設利用ができない状況となり、事業への参加者や施設利用者が大きく減少しました。

【評価を踏まえた方向性】

- 子どもの居場所づくりや相談体制を充実させ、子どもにやさしいまちの実現を目指します。
- 外出機会や交流が増えてきており、状況を注視しつつ、まちのにぎわいづくりに向けた取組の強化が必要です。

■笑顔で暮らすまちづくり

◇施策に対する市民満足度

施策	施策別満足度			平成 27 年度と 令和 3 年度の比較	
	平成 27 年度	平成 29 年度	令和 3 年度		
笑1-1	地域福祉の推進	18.6%	23.3%	20.4%	8 施策すべてで 市民満足度が 向上しています。
笑1-2	高齢者福祉の充実	19.7%	23.6%	21.8%	
笑1-3	障害者福祉の充実	14.7%	18.6%	16.7%	
笑1-4	社会保障制度の運営	15.7%	18.6%	17.8%	
笑1-5	暮らしの相談機能の充実	17.0%	20.0%	19.4%	
笑2-1	健康づくりの推進	23.6%	27.0%	26.7%	
笑2-2	高齢者の社会活動や生きがいがづくりの充実	13.9%	18.1%	15.6%	
笑2-3	障害者の社会参加の拡大	11.0%	13.8%	11.9%	

◇成果指標の達成度

施策	成果指標	単位	目標値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値
笑1-1	地域福祉推進員(ほっとネット推進員)の登録者数	人	520	388	431
	福祉サービス第三者評価の受審事業所数	事業所	90	75	83
	地域福祉コーディネーター相談件数	件	1,749	888	1,331
笑1-2	ささえあい協力員・ささえあい訪問協力員の登録者数	人	2,300	1,735	1,813
	地域包括支援センターの認知度	%	58.4	50.7	57.6
	在宅療養連携支援センター延べ相談件数	件	269	199	193
	要介護認定者のうち在宅で過ごす人の割合	%	81.2	78.0	78.3
	自立している高齢者の割合	%	75.3	79.1	78.3
笑1-3	グループホーム等の利用者人数	人	316	234	317
	地域活動支援センターの登録者数	人	310	313	304
	地域活動支援センターの利用延べ人数	人	13,300	13,070	9,093
	地域活動支援センターの相談延べ件数	件	10,400	12,004	11,230
	放課後等デイサービスの利用者数	人	664	313	358
笑1-4	「社会保障制度の運営」の取組に対する市民満足度	%	21.5	-	17.8【R3】
	生活困窮者自立支援の取組により就労を開始した人数	人	48	43	50
笑1-5	「暮らしの相談機能の充実」の取組に対する市民満足度	%	23.0	-	19.4【R3】
	消費生活相談件数	件	1,100	1,405	1,388

施策	成果指標	単位	目標値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値
笑2-1	がん検診の受診率	%	各検診受診率の増減の合計が10% 【平成29年度実績】 胃がん：5.5 乳がん：25.6 子宮頸がん：19.0 肺がん：6.7 大腸がん：31.0	胃がん：4.7 乳がん：24.7 子宮頸がん：18.4 肺がん：5.9 大腸がん：28.6	【R3】 胃がん：4.8 乳がん：23.9 子宮頸がん：19.0 肺がん：6.8 大腸がん：29.6
	健康教育（講座）の参加者数	人	1,550	807	940
	メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合	%	該当者：17.5 予備群：11.1 から下げる	該当者：18.0 予備群：11.0	該当者：19.1 予備群：11.1
	適正体重を維持している人の割合	%	一般健診：68.6 特定健診：68.3 から上げる	一般健診：67.6 特定健診：67.5	【R3】 一般健診：65.3 特定健診：65.9
	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒する人の割合	%	25.2% から下げる	24.9	24.5【R3】
	喫煙をする人の割合	%	13.6% から下げる	12.9	12.1【R3】
	睡眠で十分に休養が取れている人の割合	%	74.3% から上げる	74.5	76.1【R3】
笑2-2	高齢者生きがい推進事業への参加者数（延べ）	人	11,000	10,556	5,783
	介護支援ボランティアのポイント付与延べ人数	人	490	406	231
笑2-3	就労援助事業に登録して一般就労した人数	人	247	259	377
	障害者（児）スポーツ事業への参加者延べ数	人	508	406	178
	就労定着支援の利用者数	人	80	19	73

【評価】

- 施策に対する市民満足度は、平成27（2015）年度に比べ、すべての施策で向上しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が制限されたことから、地域活動支援センターの利用者数や各種事業への参加者が、大幅に減少しています。
- 高齢者人口が年々増加してきていますが、フレイル予防・介護予防等の取組をはじめ、西東京市版地域包括ケアシステムの構築を推進してきたことにより、自立している高齢者の割合は概ね横ばいの状況です。
- 地域活動支援センターの相談延べ件数は目標値を大きく上回っており、障害のある人への支援のニーズは高い状況にあると考えられます。
- 外出の自粛等により、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合は増加傾向にあります。
- 事業所との連携や就労支援体制の強化により、就労援助事業に登録して一般就労した障害のある人は増加しています。

【評価を踏まえた方向性】

- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、引き続き、身近な相談機能の充実や生きがいづくりを推進するとともに、地域全体で高齢者を見守り、支えるための仕組みづくりを進めます。
- 障害のある人への支援のニーズに対応するため、障害者福祉サービスの充実を図るとともに、障害の有無等にかかわらず、あらゆる人が共生できる地域づくりを進めます。

- 市民一人ひとりが継続的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康に対する意識の醸成を図るとともに、心と体の不調や病気を早期発見することができるよう、健康相談の充実や各種検診の普及啓発に取り組みます。

■環境にやさしいまちづくり

◇施策に対する市民満足度

施策		施策別満足度			平成 27 年度と 令和 3 年度の比較
		平成 27 年度	平成 29 年度	令和 3 年度	
環 1-1	みどりの保全・活用	35.5%	43.4%	46.3%	5 施策中 4 施策で 市民満足度が 向上しています。
環 1-2	みどりの空間の創出	40.9%	45.2%	48.9%	
環 2-1	地球温暖化対策の推進	15.5%	23.5%	18.8%	
環 2-2	循環型社会の構築	51.6%	49.5%	48.2%	
環 2-3	生活環境の維持	25.1%	29.0%	25.4%	

◇成果指標の達成度

施策	成果指標	単位	目標値	令和元年度 実績値	令和 4 年度 実績値
環 1-1	公園ボランティア登録会員数	人	890	827	941
	「花いっぱい運動」で年に植え付けした花壇数	箇所	34	37	31
	コミュニティガーデン及びオープンガーデンの登録数	箇所	42	40	34
	市民主体による小規模公園や緑地の活用事業の件数	件	5	0	0
環 1-2	市内の公園利用に対する満足度	%	49.5	-	48.9【R3】
	補助金の交付を受けて造成された生垣の長さ(累計)	m	2,279	2,164	2,287
	市民一人当たりの公園面積	m ²	1.9(1.87)	1.82	1.88
環 2-1	環境学習講座への参加者	人	1,500	1,512	533
	市内のエネルギー消費量	TJ	4,327	5,361	5,527【R2】
	市の事務事業からの温室効果ガス排出量	t-CO2	9,505	11,045	10,723
環 2-2	一人当たりのごみ収集量(ごみ原単位)	g	528.1	538.9	529.5
	資源化率	%	37.1	32.2	32.4
	ごみ排出総量	t	31,444	34,047	32,967
	ごみ収集品目数	品目	18	18	18
	食品ロスに係る出前講座の実施回数	回	20	8	2
環 2-3	「生活環境の維持」の取組に対する市民満足度	%	32.9	-	25.4【R3】
	公害の苦情受付件数	件	70	82	66

【評価】

- 施策に対する市民満足度は、平成 27 (2015) 年度に比べ、ほとんどの施策で向上しています。特にみどりの施策については大きく向上していますが、循環型社会の構築では徐々に下がってきています。
- 公園ボランティア登録会員数や補助金の交付を受けて造成された生垣の長さが徐々に増えています。
- ごみ排出総量及び一人当たりのごみ収集量については減少していますが、目標には達していません。

【評価を踏まえた方向性】

- ・ 今後もみどりの保全・活用に努め、身近にみどりを感ずることができるまちづくりを推進していくことが必要です。
- ・ ごみの排出量を減らすとともに、4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）を推進し、環境への負荷が少ない脱炭素社会や資源循環型社会の実現に向けた取組が重要です。

■安全で快適に暮らすまちづくり

◇施策に対する市民満足度

施策	施策別満足度			平成 27 年度と 令和 3 年度の比較	
	平成 27 年度	平成 29 年度	令和 3 年度		
安1-1	住みやすい住環境の整備	26.1%	29.0%	32.2%	5施策すべてで 市民満足度が 向上しています。
安1-2	体系的な道路網の整備	25.7%	28.8%	28.0%	
安1-3	人と環境にやさしい交通環境の整備	25.7%	28.8%	36.7%	
安2-1	災害や地域の危機に強いまちづくりの推進	17.7%	21.6%	20.6%	
安2-2	防犯・交通安全の推進	23.6%	27.4%	26.3%	

◇成果指標の達成度

施策	成果指標	単位	目標値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値
安1-1	地区計画決定数（累計）	地区	10	9	9
	助成金の交付を受けて耐震診断・耐震改修等（耐震化）された戸数	件	16	2	11
	空き家想定件数	件	669	787	870
	空き家の市内住宅総数に占める割合	%	1.7	1.9	2.1
安1-2	都市計画道路整備率	%	53.1	44.4	48.4
	無電柱化路線整備率	%	7.4	5.9	6.6
安1-3	はなバスの輸送人員	人/km	2.18	2.13	1.87
	駅前自転車駐車場（市有）定期利用収容可能台数	台	17,006 台 から増加	16,658	16,067
	市道への自転車ナビマーク・ナビラインの設置延長	m	2,400	2,982	5,319
安2-1	防災市民組織の数	組織	150	101	94
	総合防災訓練等への参加者延べ人数	人	10,000	1,881	1,661
	「災害に強いまち」の取組に対する市民満足度	%	24.0	-	20.6【R3】
安2-2	市内の指定重点犯罪認知件数	件	126 件 から削減	164	103
	市内で発生した交通事故の件数	件	369 件 から削減	344	211
	「地域パトロール強化などの防犯対策」に対する市民満足度	%	31.2	-	26.3【R3】

【評価】

- 施策に対する市民満足度は、平成 27 (2015) 年度に比べ、すべての施策で向上しており、特に人と環境にやさしい交通環境の整備については大きく向上しています。
- 空き家想定件数が市内住宅総数に占める割合は徐々に増加しています。
- 都市計画道路の整備率は着実に伸びていますが、まだ目標には達していません。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、はなバスの輸送人員は一時的に下がっています。
- 防災市民組織の数は減少傾向にあり、「地域パトロール強化などの防犯対策」に対する市民満足度はまだ目標には達していません。

【評価を踏まえた方向性】

- 都市計画道路等の都市基盤の整備を推進し、自然災害や大規模地震等のリスクに備えることが必要です。
- 地域における防災力、防犯力を強化し、安全・安心なまちづくりの推進が必要です。

■活力と魅力あるまちづくり

◇施策に対する市民満足度

施策	施策別満足度			平成 27 年度と 令和 3 年度の比較
	平成 27 年度	平成 29 年度	令和 3 年度	
活 1-1 産業の振興	15.3%	20.9%	20.4%	3 施策すべてで 市民満足度が 向上しています。
活 1-2 新産業の育成	6.7%	10.8%	10.2%	
活 2-1 まちの魅力の創造	15.1%	20.1%	18.2%	

◇成果指標の達成度

施策	成果指標	単位	目標値	令和元年度 実績値	令和 4 年度 実績値
活 1-1	市内における農業産出額 (農家 1 戸当たり平均)	千円	4,346	-	4,978
	農地面積	ha	118.3	127.3	117.6
	「めぐみちゃんメニュー」認定数 (累計数)	品	238	229	278
	市内事業所数	事業所	5,150	-	4,921
	一店逸品認定数 (累計)	商品	351	245	245
活 1-2	創業者数 (累計)	件	156	107	169
	チャレンジショップを利用した事業者の件数 (累計)	件	49	27	39
	ハンサムママプロジェクト参加者数	人	2,160	1,138	2,285
	ハンサムママプロジェクト満足度	%	90.0%以上	97.4	98.4
活 2-1	「まち歩き」事業に参加した人数 (年間)	人	5,000	8,884	826
	西東京市に住み続けたい、住みたいと思う人の割合	%	67.1	-	64.2【R3】
	地域ブランド調査における魅力度ランキング	位	都内 26 市中 13 位	都内 26 市中 18 位	都内 26 市中 22 位【R5】

【評価】

- 施策に対する市民満足度は、平成 27（2015）年度に比べ、すべての施策で向上しています。
- 農地面積は減少していますが、市内における農業産出額（農家1戸当たり平均）は目標値を上回っています。
- 創業者数、チャレンジショップを利用した事業者の件数はいずれも増加しており、ハンサムマッププロジェクトについては高い満足度を維持しています。

【評価を踏まえた方向性】

- 物価高騰の影響を受けた事業者等に対して継続的な支援を行うとともに、地域に根ざした産業の振興が重要です。
- 学び、スポーツ・レクリエーション活動、文化芸術が活発に行われるなど、まちのにぎわいづくりに向けた取組とともに、地域資源の魅力発信の強化が必要です。

本計画の策定にあたり、市民意識調査、中学生まちづくりアンケートを実施し、若い世代を含め、市民の考えや意見を把握しました。また、西東京市のミライを語るシンポジウム、子どもワークショップ、市民ワークショップ、企業・団体ヒアリングなどの市民参加による意見集約を行い、今後のまちづくりに関する市民の意向を把握しました。

(1) 市民意識調査、中学生まちづくりアンケート

本市のまちづくり全般について、市民の考えや意見を把握するために、以下の調査を実施しました。

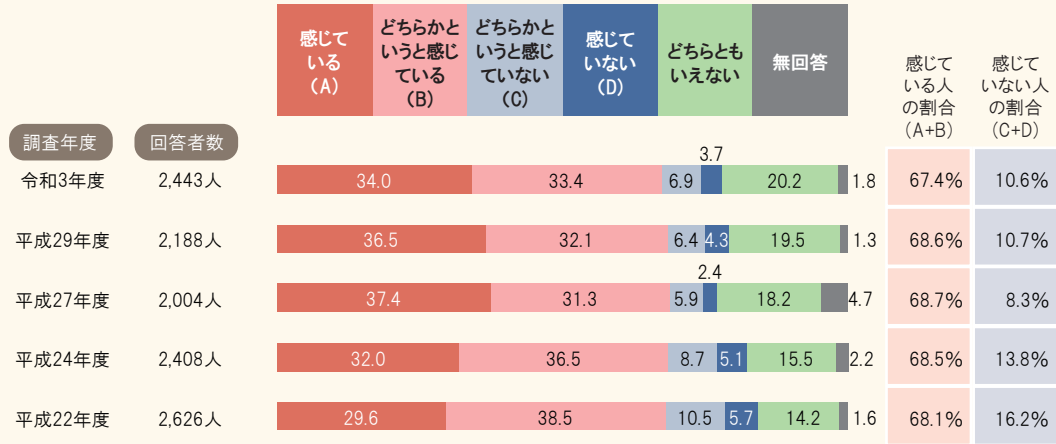
	調査対象	調査時期	回答数・回収率
市民意識調査	18歳以上の市民 5,000人	令和3(2021)年 11月～12月	回収数：2,444票 回収率：48.9% 有効回答数：2,443票 有効回収率：48.9%
中学生まちづくりアンケート	市内公立中学校(9校)に在籍する2年生 1,374人	令和3(2021)年 12月	回収数：1,218票 回収率：88.6% 有効回答数：1,218票 有効回収率：88.6%

① 西東京市への愛着度

市民意識調査では、西東京市に愛着を「感じている」と「どちらかというと感じている」を合わせると67.4%であり、第2次総合計画開始時の平成27(2015)年度調査と比較して1.3ポイント減少しています。一方、愛着を「感じていない」「どちらかというと感じていない」を合わせると10.6%であり、平成27(2015)年度調査と比較して2.3ポイント増加しています。

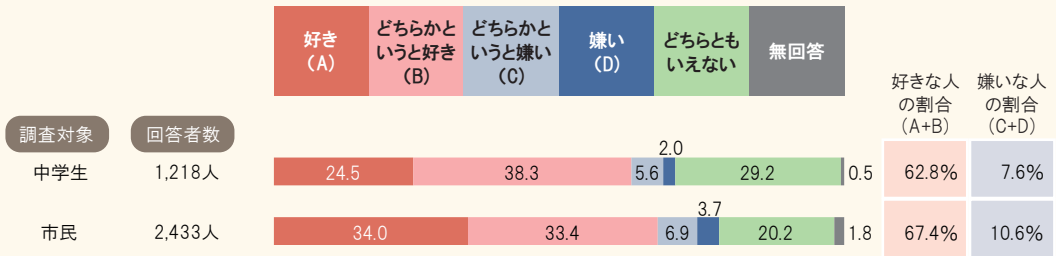
中学生まちづくりアンケートでは、西東京市を「好き」と「どちらかというが好き」を合わせると62.8%が『好き』と回答しており、市民意識調査と比較すると、『好き(愛着を感じている又はどちらかというと感じている)』と回答した人の割合は中学生が4.6ポイント下回っています。

<市民意識調査の経年比較>



資料：西東京市市民意識調査報告書（令和4年3月）
※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

<中学生まちづくりアンケートと市民意識調査との比較>

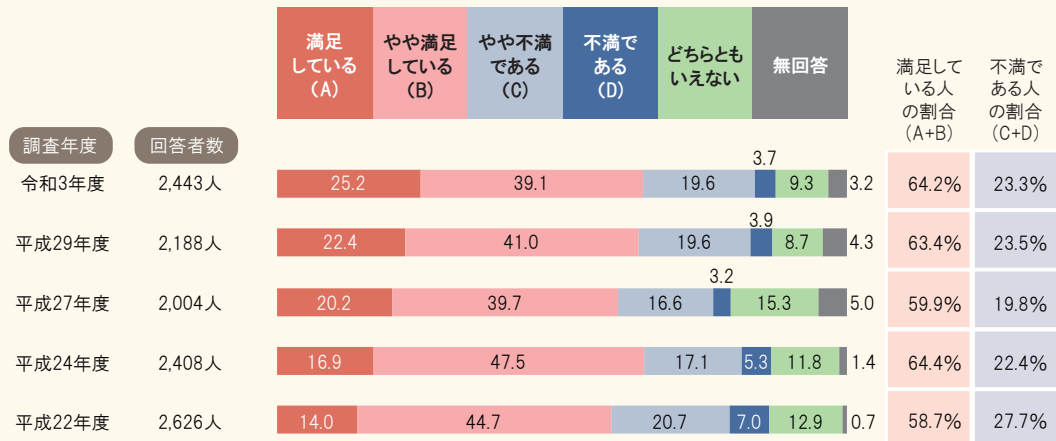


② 日ごろの住み心地

市民意識調査では、西東京市の日ごろの住み心地について「満足している」「やや満足している」を合わせると64.2%で、第2次総合計画開始時の平成27（2015）年度調査と比較して4.3ポイント増加しており、「満足している」の割合は25.2%とこれまでで最も高い結果となっています。

満足している理由としては、「買い物に便利である」が最も多く、次いで「まわりに緑や公園が多い」、「通勤・通学に便利である」となっています。

<市民意識調査の経年比較>

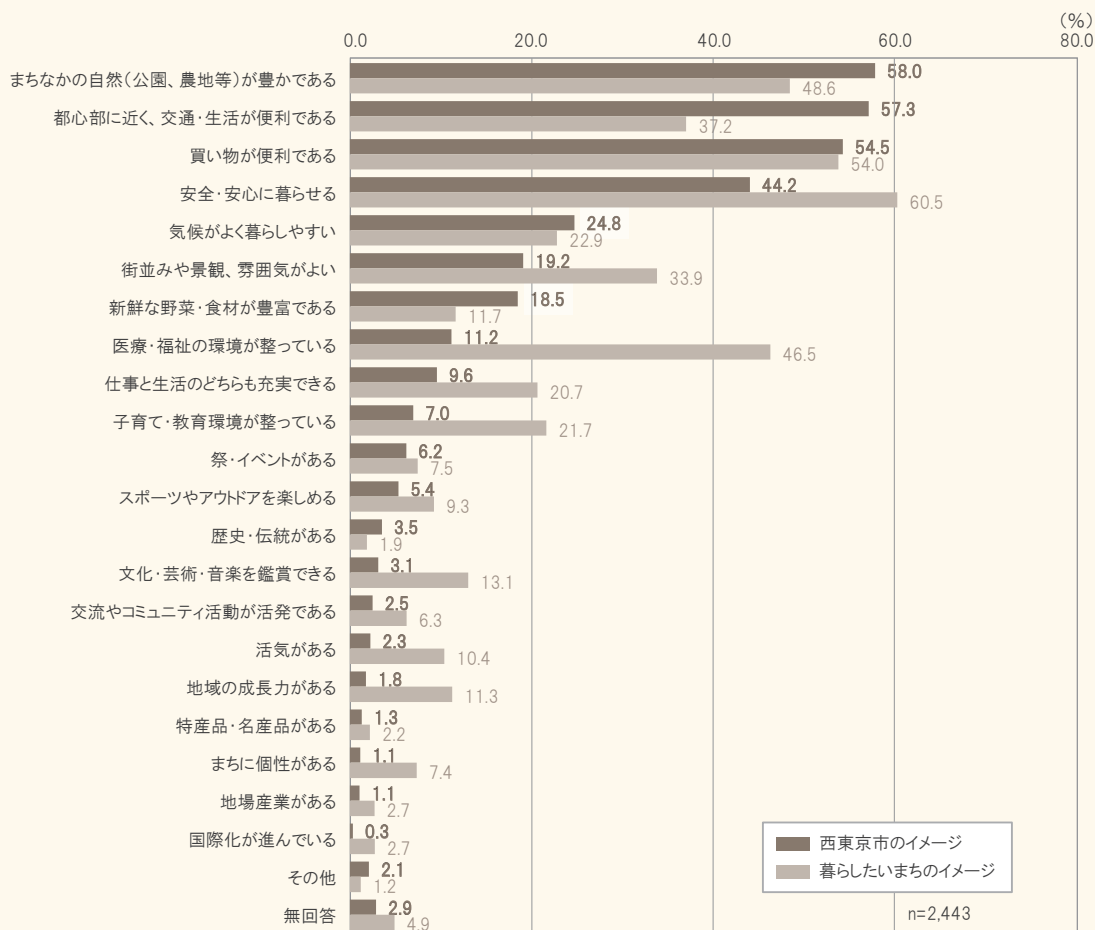


資料：西東京市市民意識調査報告書（令和4年3月）
※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

③ 西東京市の現在のイメージと暮らしたいまちのイメージ

市民意識調査では、現在の西東京市のイメージについて、「まちなかの自然（公園、農地等）が豊かである」（58.0%）が最も多く、次いで「都心部に近く、交通・生活が便利である」（57.3%）、「買い物便利である」（54.5%）となっています。一方、暮らしたいまちのイメージは、「安全・安心に暮らせる」（60.5%）が最も多く、次いで「買い物便利である」（54.0%）、「まちなかの自然（公園、農地等）が豊かである」（48.6%）、「医療・福祉の環境が整っている」（46.5%）となっています。

西東京市の現在のイメージと暮らしたいまちのイメージの差が大きい項目は、「医療・福祉の環境が整っている」、「安全・安心に暮らせる」、「街並みや景観、雰囲気が良い」、「子育て・教育環境が整っている」、「仕事と生活のどちらも充実できる」、「文化・芸術・音楽を鑑賞できる」となっています。



(2) 市民参加

各種の市民参加の取組を通して、「今後のまちづくり」や「西東京市が目指すべき姿」について、ご意見をいただきました。

① 西東京市のミライを語るシンポジウム

実施時期	令和4(2022)年7月
会場	コール田無 ※ YouTube でのライブ配信を実施 ◇会場参加者数 72 名、ライブ配信視聴回数 316 回
内容	パネルディスカッションや市長と若者のトークなど

② 子どもワークショップ

実施時期	令和4(2022)年7月、8月
対象	小学5年生から中学3年生 ◇参加者数 10 名
内容	ディスカバーウォーク、市のクイズ、「ミライのいいな」をグループワークで検討、発表

③ 市民ワークショップ

実施時期	令和4(2022)年8月、9月
実施方法	対面形式2日間、オンライン形式2日間
対象	市内在住、在勤、在学の高校生以上の方 ◇参加者数延べ 71 名
内容	市が目指すべき姿(将来像)やまちづくりの方向性、課題解決に向けた取組アイデアなどへの意見

④ 企業・団体ヒアリング

実施時期	令和4(2022)年2月、3月
対象	市内で活動する企業・団体 ◇ 60 団体 ※うちアンケート調査のみ 18 団体
内容	市の魅力・誇れるところ、まちづくりのアイデア等についてヒアリングやアンケート調査を実施

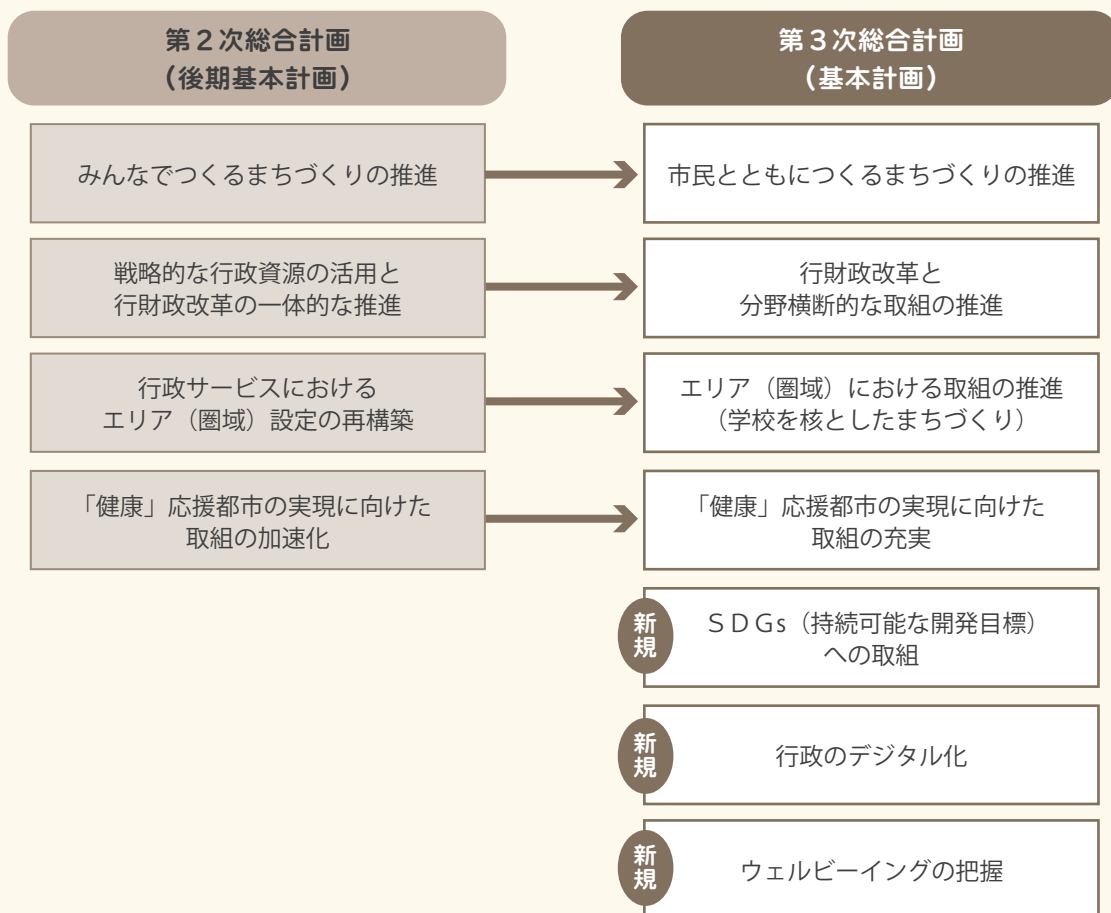
【今後のまちづくりに関する主な意見】

基本目標	取組	主な意見
みんなで つくる まち	市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が地域に参加する仕組みづくりを目指してほしい。 ・マイノリティや外国籍など、すべての市民が暮らしやすい社会を望む。
	中学生アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・市民全員が協力し合える、活気にあふれたまちになってほしい。 ・地域の人たちと触れ合う機会がたくさんあるまち ・最先端の技術を取り入れる市になってほしい。
	シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ・市民主体のまちづくりの仕組みをつくるためには、地域にしっかりとしたコミュニティを再構築することが必要 ・多世代がまちづくりに関わっていくためには、単に楽しむイベントがあるだけでなく、しかけが必要
	子どもワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・住んでいて楽しいと思えるために、まちの中で差別が起こることのないまちにしたい。
	市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動や地域コミュニティの拠点となる複合的な拠点があると良い。 ・子どものころから市民活動に触れていくことが必要
	企業・団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの近所づきあいによる、お互いに助け合う地域づくりが重要 ・LGBTQなどの多様性を念頭におき、誰も取り残さないまち
子どもが 健やかに 育つまち	市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら子どもを産んで育てていくことができるまちを望む。 ・教育の充実、人間形成を大切に行ってほしい。 ・子どもたちが安心して暮らせる環境が必要 ・小中学生だけでなく、地域の中で孤立しやすい大学生の居場所が必要
	中学生アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもでも西東京市で過ごしたいと思えるようなまちになってほしい。 ・子どもがためらわずに意見を堂々と言えるまち
	シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが笑顔で、その親も笑顔でいられるまち ・あらゆることの基盤を成すのは教育であり、教育環境づくりが重要
	子どもワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で子どもを守り育てるまち
	市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもがSOSを出せて、それを受け取れる場所や仕組みが必要 ・学校を拠点とした居場所づくりが必要
	企業・団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校やひきこもりの児童・生徒への支援充実が必要 ・困窮する子どもを支援につなげる仕組みが必要
笑顔で 自分 らしく 暮らせる まち	市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者にやさしいまちづくりを期待する。 ・地域医療体制の充実に力を入れてほしい。
	中学生アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者も住みやすい、バリアフリーなまち
	シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ・みんながいきいきと楽しめるまち ・若い世代も60歳以上も、多層的に躍進するまち ・運動の機会を増やし、健康寿命を伸ばすことが重要
	子どもワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもも高齢者も楽しめる場、住み続けられるまち
	市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢になっても暮らしやすいまち ・障害を持った方も出かけられ、充実して過ごせるまち
	企業・団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動の担い手の発掘と育成、社会福祉事業に携わる人材の確保が特に重要

基本目標	取組	主な意見
環境にやさしい持続可能なまち	市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・将来に向けて、自然に近い環境で生活できることは西東京市の大きな強みだと思う。 ・屋敷林や農地などの緑を残していく方策をとってほしい。
	中学生アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・自然にも人にもやさしいまち、自然と共存できるエコなまちになってほしい。 ・自然と都会が融合した持続可能なまち ・ボールを使える公園や緑あふれる広場など、子どもがのびのびと過ごせる場所がほしい。
	シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっとできる深呼吸ができるまちであってほしい。
	子どもワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊かなまち ・都市の発展と農業が共存し、バランスがとれたまち
	市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・農地を守る仕組みづくりや、後継者のいない農地を新規就農につなげる仕組みが必要 ・財政状況を踏まえた公園の活用や維持管理への市民参加の促進が必要
	企業・団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自然や緑に親しめるような教育活動が必要 ・連携して地球温暖化を抑制する活動に取り組むことが必要
安全で安心して快適に暮らせるまち	市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・街並み、景観整備及び快適な駅周辺の整備を進めてほしい。 ・誰もが歩きやすく運転しやすい道路整備を進めてほしい。 ・地域に空き家が増えつつあり、老朽化する前に早めに対策してほしい。
	中学生アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・公園や自然が多いところは残して、駅の周りや公共施設を発展させてほしい。 ・道が広く、自転車や歩行者が安全に歩けるまちになってほしい。 ・誰もが「すごい！」というユニバーサルデザインの多いまち ・安全・安心・快適の3つが揃っているまち
	シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心なまち」をイメージしたとき、防災への取組は不可欠 ・ベッドタウンとして帰ってきたいまち
	子どもワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・どの世代にとっても移動手段が豊富で、市内で楽しく過ごせることが重要
	市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・防災性が高く、高齢になっても暮らせる安全・安心なまち
	企業・団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備え、平時における関係づくりが重要 ・外国人のための災害発生時の対応・支援策が必要
活力と魅力あるまち	市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・人が集まり活気あるまちにすることで、さまざまな波及効果があると思う。 ・図書館は、あらゆる世代において学びの場であり、利用しやすい施設にしてほしい。 ・市の歴史を見直し、保存し、観光資源として活用する取組が必要
	中学生アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの特産物や名所がもっと増えてほしい。 ・商店街がもっと栄えてほしい。
	シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の2年半の産業・商業の停滞を盛り返していけるような活動のあるまち ・「西東京市はこういうまち」と言える、誇れるまち
	子どもワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史を大切にすまち ・まず自分たちがまちの良さに気づき、それを周りの人に知ってもらうことが重要
	市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生が市内企業を知ることができる機会づくりが必要 ・「女性が活躍できるまち」を西東京の特徴としてアピールする。
	企業・団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・駅を活かして商店街を活性化してほしい。 ・まちの特色を作って産業を育成する。

第3次総合計画では、第2次総合計画（後期基本計画）で示した4つの基本的な考え方を踏まえつつ、社会経済情勢の変化や新たな課題に対応し、計画を進めるために、7つの基本的な考え方を整理しました。

これらの考え方を全庁で共有し、本計画に位置づけた各施策や主要事務事業を推進していきます。



■ 市民とともに作るまちづくりの推進

第3次総合計画は、これからの西東京市を担う若い世代をはじめとした多様な世代の市民参加を実施し、計画策定段階から市民とともに作り上げてきました。

新たな基本理念の「ともにみらいにつなぐ」のフレーズにもあるように、これからのまちづくりには、市民と行政が協働し、さまざまな課題に向き合い、次世代に向けたまちづくりをともに進めていくことが必要です。また、市民と職員一人ひとりが、西東京市の未来を「自分ごと」として考え、主体的にまちづくりに関わっていくことが重要です。

本計画の推進にあたっては、令和2（2020）年3月に策定した「市民と行政の協働に関する基本方針」に基づき、「市民」と「行政」が互いに地域づくりの目標に向かって対等な協力関係を築き、更なる協働のまちづくりに取り組みます。

■ 行財政改革と分野横断的な取組の推進

基本構想に掲げた「基本理念」や「基本目標」を実現するためには、市民ニーズや社会経済情勢、環境の変化を的確に把握した上で、市民意識調査や施策評価などの仕組みを利用して、施策・事業による取組成果を測りながら、政策課題の解決に向けて効果の高い施策・事業に対し、戦略的に行政資源（人員、財源等）を配分することが必要です。

そのため、持続可能で自立的な自治体経営の確立に向けて、「行財政改革大綱」に基づき、引き続き、行財政改革の取組を着実に推進します。

また、本市が重点的に取り組んでいる「健康で元気なまちの実現」「子どもにやさしいまちの実現」「地域共生社会の実現」「ゼロカーボンシティの推進」「都市農地等の保全・活用」などは、分野横断的なテーマであり、庁内各部署が分野を超えて組織横断的に連携して取り組むことが必要です。社会経済情勢等が変化し、行政需要が多様化・複雑化する中において、分野ごとに掲げた基本目標を実現するための体制づくりを進めます。

■ エリア（圏域）における取組の推進（学校を核としたまちづくり）

少子高齢化の進行や急激な社会経済情勢の変化、ライフスタイル・価値観の多様化などに伴い、地域を取り巻く状況は変化しており、地域の担い手の不足や高齢化、コミュニティの希薄化、にぎわいの喪失、地域課題の多様化・複雑化など、さまざまな課題が生じています。

本市における地域コミュニティには、地域との関係性が強い自治会・町内会などの地縁組織や、特定の目的により活動している市民活動団体、また、さまざまな団体や地域住民が連携して活動する「地域協力ネットワーク」など、多様なコミュニティが存在しており、それぞれの特徴を活かした地域づくりが進められています。

一方で、多様化・複雑化する地域課題に対しては、行政が重層的に支援をすることに加えて、行政と地域が連携し、地域の課題を地域で解決できる仕組みづくりを推進する必要があります。

そのためには、有事が起きてからではなく、日頃から地域において住民同士が支え合える関係を作り（顔の見える関係づくり）、誰もが地域とのつながりの中で、希望に沿った居場所と役割を持つことができ、一人ひとりが活躍できるまちづくりを進めていくことが必要です。特に、新たな担い手世代（「子育て・働き盛り」の現役世代）や若者世代に、地域に対して積極的に関わりを持ってもらうことが重要です。

本市では、「学校が地域のキーステーション」であるとの認識のもと、学校を核としたまちづくりを進めており、学校には、多様な世代や属性の人が集う「きっかけ」や、災害時における防災拠点などの多様な機能があります。

こうした視点を踏まえ、歩いて行ける距離や市内全体の公共施設の配置バランス等を考慮しつつ、中学校を中心とした半径1,200m程度の範囲を「中学校区」としてまちづくりを進めていきます。

中学校区では、身近な相談窓口の設置による「相談機能の強化」、コミュニティの形成及び活性化のための「コーディネート機能の充実」、さまざまな人や主体が交流するための年齢を問

わない「居場所の確保」、誰もが生きがいやつながりづくりができる「社会参加の機会創出」、心と体のための「健康づくり（運動）の推進」といった行政サービス機能を展開していきます。

また、中学校が地域の多様な世代や属性の人が集い、交流・活動できる施設となるよう、学校教育の環境を維持しつつ、多機能化・複合化を視野に施設更新を進めていきます。

将来にわたり地域の核となる中学校を中心として、既存の行政サービスを活かし補完しつつ、既存のコミュニティやネットワークとも連携、協力することで、子ども・若者をはじめ、さまざまな住民とともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

■ 「健康」 応援都市の実現に向けた取組の充実

本市は、平成 23(2011) 年に「健康都市宣言」を行い、平成 26(2014) 年には「健康都市連合」に加盟し、「人」の健康と、「まち」の健康の視点から、まち全体の健康水準を高めるため、「健康になること、健康でいること」を皆で応援できるまち、「『健康』 応援都市の実現」を目指してきました。

引き続き、本計画に位置づける各施策・事業について、健康水準の向上という観点から推進し、「『健康』 応援都市の実現」に向けた取組を充実させていきます。

■ SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) への取組

SDGs は、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、2030年までに目標の達成を目指しています。基本理念に掲げた「ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京」をかなえるための6つの基本目標（目指すべき将来像）は、SDGsの「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた考え方と同じ方向性にあります。

国がまとめた「SDGsアクションプラン」に掲げる、注力すべき8つの優先課題を踏まえ取組を進めるとともに、SDGsの理念を理解し、基本理念の実現に向けて施策を推進していきます。

■ 行政のデジタル化

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、従来の「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

国が掲げる「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、これまでの総合戦略の①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、といった4つの目標を継承・発展させ、デジタル基盤の整備やデジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取組などを推進することで、地域の個性を活かしながら地域課題の解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしています。

デジタル技術の進展を踏まえ、地域の個性や魅力を活かした地域づくりを進めるために、こ

れまでの地方創生の取組を踏まえつつ、デジタル技術の活用といった視点を加味した、「西東京市デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、本計画と一体的に取組を推進します。

■ ウェルビーイングの把握

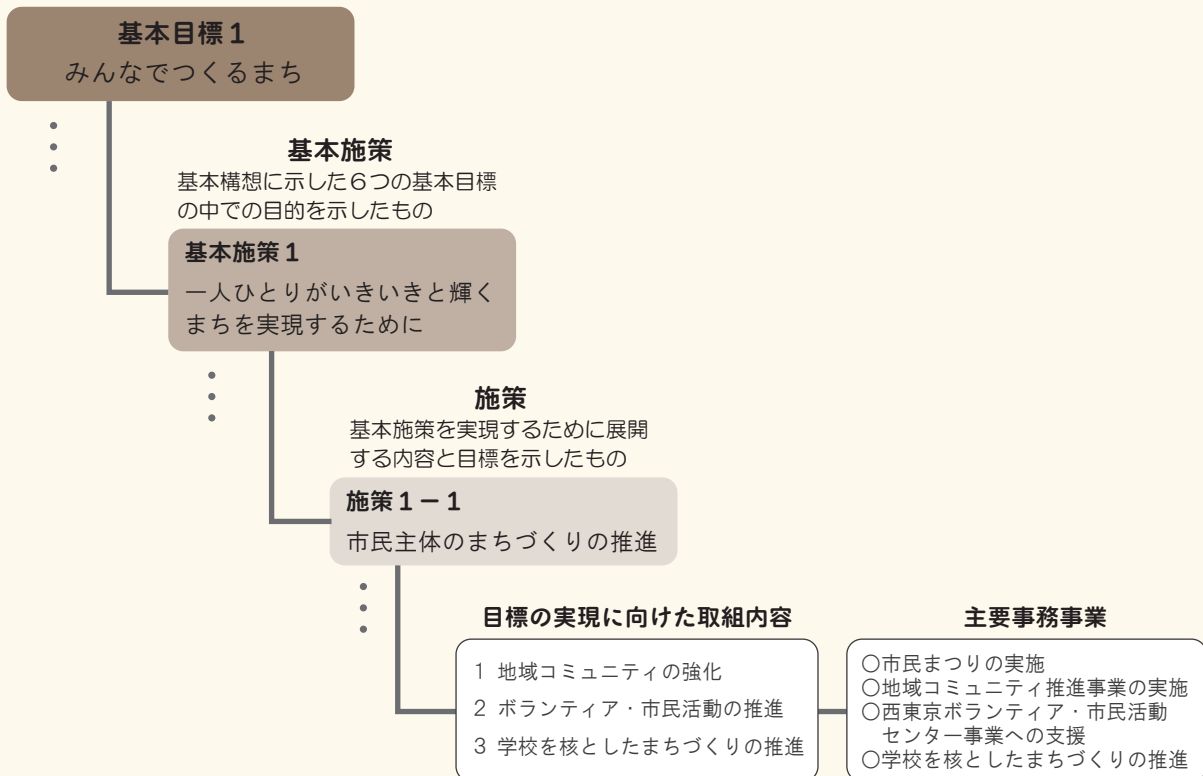
基本構想に掲げる「ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京」を実現させるためには、市民一人ひとりが幸せを実感し、多面的で持続的な幸せの状態（Well-being [ウェルビーイング]）であることが重要です。

これまで市は、行政評価制度を活用して総合計画の進捗等を評価、分析してきましたが、多様な市民意識を把握するためにはこれまで実施してきた評価手法に加えて、市民の「幸せの状態」を把握する必要があります。

さまざまな価値観や生き方を持った市民の「幸せの状態」について、人と人とのつながりや生きがい、安らぎなどの暮らしの実感といった主観的な要素をウェルビーイング値として可視化することで、成果指標などの客観的指標と組み合わせ、新たな評価の視点の一つとして把握し、まちづくりに活かしていきます。

(1) 施策体系の構成

基本計画においては、基本構想に示した6つの基本目標ごとに、基本施策、施策、目標の実現に向けた取組内容、主要事務事業を位置づけ、体系的に整理しています。



(2) 施策の構成

施策の目指す姿を「施策目標」として示しています。目標の設定にあたっては、社会経済情勢や市を取り巻く環境の変化、市の現状及びこれまでの取組を分析し、「現状と課題」として整理しています。

また、施策目標の実現に向けた取組を「目標の実現に向けた取組内容」として示し、具体的な取組については、主要事務事業として位置づけています。

(3) 成果指標による評価（目標値の設定）

基本計画では、各施策の達成状況を評価するため、代表的な指標（成果指標）を設定し、令和4（2022）年度または直近の実績値と、10年後の目標や方向性を示しています。この目標と事務事業の進捗の達成状況を測る目安として活用し、施策評価を行います。

なお、第2次総合計画（後期基本計画）では、WHO（世界保健機関）の示す健康指標を参考に「西東京市版健康指標」を整理しました。本市が引き続き「健康」応援都市の実現に向けた取組を進めていくことから、成果指標としています。

施策 13-2

基本目標6 活力と魅力あるまち

基本施策13 産業が活性化して活力のあるまちになるために

起業・創業支援の充実

施策目標

起業・創業に対する支援を充実させ、地域が活性化するまちをめざします。

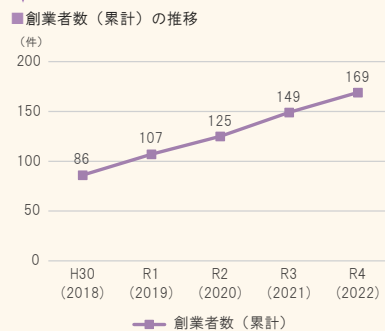
現状と課題

- ▶ 国や東京都では、スタートアップ（新興企業）の活動を応援するため、補助制度や金融機関と連携した融資制度の創設、人材確保支援などの取組を強化しています。
- ▶ 本市においては、「創業するなら西東京市」を掲げ、さまざまな起業・創業支援の取組を進めてきました。引き続き、新たな産業が根付き、地域の産業として発展し、また、新たなチャレンジができる活力あるまちとなるよう、分野横断的な連携及び本市独自の創業支援事業の活用促進に向けて、さらに取組を推進することが必要です。
- ▶ 多様な働き方のニーズへの対応及びより魅力的で活力ある地域の創出の観点から、女性の働き方サポートにも取り組んできました。今後は、子育て世代の女性を中心として、若者や高齢者などによる起業・創業及び就労を支援するための取組をさらに推進することが必要です。
- ▶ 新しい生活様式に対応した事業への業態転換や働き方の変化が起きており、創業支援セミナーの参加者数や創業者数が増えています。起業・創業をサポートするだけでなく、事業を継続できるように、市内事業者や起業者同士をつなぐ場を創出することが必要です。

関連する個別計画等

- ・ 産業振興マスタープラン

データ



【施策】

施策体系の中での位置づけと施策の名称を示します。

【施策目標】

施策の目標を示します。

【現状と課題】

施策に関連する社会経済情勢や市を取り巻く環境の変化を踏まえるなど、施策の現状と課題を示します。

【データ】

施策に関連するデータを示します。

【関連する個別計画等】

施策に関連する市の個別計画を示します。

【成果指標】

施策の達成状況を評価するための代表的な指標を示します。なお、原則として令和4（2022）年度の実績値を「現状値」、令和15（2033）年度の目標を「目標値」とします。現状値と目標値の設定年度が原則と異なる場合は、年度を個別に示しています。

成果指標

	現状値	目標値
●創業者数（累計） [👤]	169件	▶ 389件
●チャレンジショップ [※] を利用した事業者の件数（累計） [👤]	57件	▶ 111件
●ハンサムママプロジェクト参加者数、満足度 [👤]	499人 98.4%	▶ 550人 90%以上

[👤]：西東京市版健康指標

【健康指標】

[👤]がついた成果指標は、西東京市版健康指標です。

目標の実現に向けた取組内容

1 起業・創業に対する支援や環境整備の推進

市と西東京創業支援・経営革新相談センター[※]が連携し、創業に関する融資あっせん制度の案内のほか、相談・助言、創業スクールの実施など、起業・創業に向けた環境整備を推進します。また、創業者が事業継続できるよう、事業者同士の交流の場やビジネスマッチングの機会の創出に取り組みます。

2 多様な働き方の実現に向けた支援

子育て世代の女性を中心に多様な働き方をサポートする事業を推進するとともに、若者、高齢者などによる起業・創業及び就労を支援するための情報提供、セミナーやイベント等を開催します。

【目標の実現に向けた取組内容】
目標を実現するために市が取り組む方向性を示します。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
起業・創業支援の取組	市内で創業する中小企業者の経営の安定を図るため、創業融資あっせん制度による資金調達の支援を行います。また、金融機関との連携による各種セミナーの開催や空き店舗活用への支援を行います。	産業振興課
女性の働き方サポート推進事業の実施	子育て世代の女性を中心として、起業・創業及び就労を支援するためのセミナーやイベント等を開催し、競争力のある経営者の育成を進めます。	産業振興課

【主要事務事業】
取組内容を踏まえた主な事業の概要、担当課（所管課）を示します。

※チャレンジショップ：商店街の賑わいの創出、活性化を図る目的のために、市内の空き店舗スペースを活用して、創業希望者を支援する事業
 ※西東京創業支援・経営革新相談センター：西東京商工会が運営する機関で、創業・開業を目指している人、創業・開業後間もない人、経営革新に取り組みたい人などを対象とした相談や講習会などを実施している

【注釈】
ページ内で使われる専門用語や難しいことば・聞きなれないことばの注釈を示します。

基本計画（各論）

施策

1-1

基本施策 1 一人ひとりがいきいきと輝くまちを実現するために

市民主体のまちづくりの推進

施策目標

地域の絆を大切にするとともに、市民の活動の場や機会を充実させることで、市民が主体的にいきいきとまちづくりに関われるまちをめざします。

現状と課題

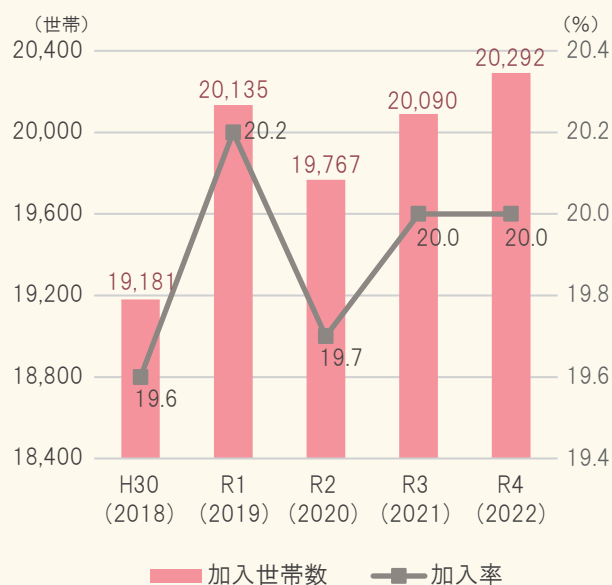
- ▶全国的に地域のつながりが希薄化してきており、防災・防犯や高齢者の支援、子どもの見守りなどさまざまな分野で問題が表面化しています。
- ▶本市では、「西東京市地域コミュニティ基本方針」に基づき、市を4つの地域に分け、地域のさまざまな主体で構成する「地域協力ネットワーク」の設立を進め、南部、西部、中部に続き、令和4（2022）年度に北東部地域を設立しました。
- ▶市内4圏域で設立された地域協力ネットワークを活用し、地域におけるさまざまな主体間の連携やネットワーク間の連携を促進することで、市民が主体的に関わることができるまちづくりを進めていくことが必要です。
- ▶地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会・町内会をはじめ、「ふれあいのまちづくり」や学校施設開放運営協議会など、地域コミュニティに関わるさまざまな組織の活動の充実を図り、地域コミュニティの活性化・再編に向けた取組を進めるとともに、市民活動団体やNPO等が自立した活動を行えるよう、支援・育成に取り組むことが必要です。
- ▶子どもや若者を含め、ボランティア活動や市民活動に関心を持った人が気軽に参加できる仕組みづくりや、地域のさまざまなテーマに関わる組織が活発に活動し、連携することで、誰もが地域に居場所と役割のあるまちづくりが求められています。

関連する個別計画等

- ・ 地域コミュニティ基本方針
- ・ 地域福祉計画
- ・ 公共施設再編計画

データ

自治会・町内会等の加入世帯数・加入率の推移



成果指標

	現状値	目標値
●自治会・町内会等の加入世帯数 🏠	20,292 世帯	20,350 世帯
●ふれあいのまちづくり地域活動拠点の利用登録団体数、 延べ利用者数、延べ利用回数 🏠	72 団体 7,306 人 1,266 回	102 団体 18,579 人 3,150 回
●地域協力ネットワークの参加団体数 🏠	187 団体	220 団体
●市民交流施設の利用件数、利用人数 🏠	18,726 件 157,583 人	20,000 件 180,000 人
●ボランティア・市民活動センター登録者数 🏠	415 人	559 人

🏠: 西東京市版健康指標

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1 地域コミュニティの強化

市民への情報提供や意識啓発などにより、地域コミュニティへの加入を促進し、コミュニティの活性化を図るとともに、新たなコミュニティの形成に向けた支援を行います。また、地域の絆を大切にしながら市民の活動の場や機会を充実させるとともに、地域のさまざまなテーマに関わる組織をつなげるコーディネート機能を強化し、地域を担う組織や団体との連携・協力体制づくりを進めます。

2 ボランティア・市民活動の推進

西東京ボランティア・市民活動センターなどと連携し、ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要としている人をつなぐとともに、ボランティア活動に関する情報提供や支援を行います。また、地域の活動に次世代を担う子どもや若者の参加機会を設け、ボランティア・市民活動を推進します。

3 学校を核としたまちづくりの推進

地域の核となる中学校を中心として、多様な世代の市民、市民活動団体、事業者等が集い、日頃から住民同士が主体的に地域に関わり、支援し合える関係づくり（顔の見える関係づくり）を推進することで、さまざまな主体と協働し、地域の課題を地域で解決することができるまちづくりに取り組みます。

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
市民まつりの実施	人と人とのつながりを大切にしたまちづくりを目指し、地域住民の連帯感、ふるさと意識の醸成を図るため、市民と市との協働による「西東京市民まつり」を実施します。	文化振興課
地域コミュニティ推進事業の実施	地域コミュニティの再構築及び活性化を図り、住民や住民団体が市と協働しながら、地域課題の解決やまちづくりに取り組めるよう、自治会・町内会等や地域協力ネットワーク等への支援を行います。	協働コミュニティ課
西東京ボランティア・市民活動センター事業への支援	西東京市社会福祉協議会が設置するボランティア・市民活動センター事業の運営を支援することで、ボランティア人材の育成、ボランティア活動の促進を図り、地域福祉を推進します。	地域共生課
学校を核としたまちづくりの推進	中学校を中心として、多様な世代の市民、市民活動団体、事業者等が主体的に集い、日頃から住民同士が支援し合える関係づくりや地域の課題を地域で解決できるまちづくりを進めます。	企画政策課 公共施設マネジメント課 関係各課



施策

1-2

基本施策 1 一人ひとりがいきいきと輝くまちを実現するために

協働のまちづくりの推進

施策目標

市民参加や協働の機会を充実させ、市民や市民活動団体等と行政がそれぞれの長所を活かし、地域課題の解決に向けてともに取り組むまちをめざします。

現状と課題

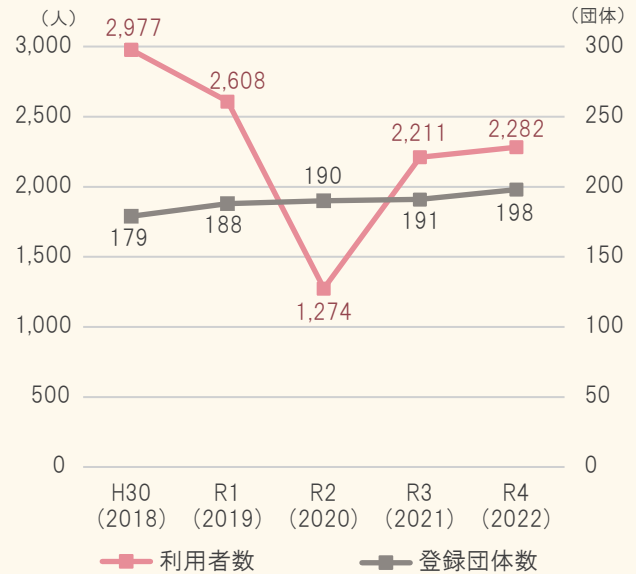
- ▶ 地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、地域課題も複雑化しています。市民ニーズの多様化や社会の変化に対応するためには、地域のさまざまな主体が、地域の担い手として協働することが求められています。
- ▶ 本市では、さまざまな分野で活発な市民活動が行われていますが、協働のまちづくりをより一層推進するため、地域の担い手の育成や参画機会の創出に取り組むことが必要です。
- ▶ 本市では、令和 2（2020）年 3 月に、協働に関する基本的な考え方や方針をとりまとめた「市民と行政の協働に関する基本方針」を策定し、より豊かなまちづくりのために、協働のまちづくりの実現に向けた取組を進めています。
- ▶ さまざまな主体による活動をコーディネートできるような体制の整備や、従来の枠組みに捉われない地域の多様な主体の連携による問題解決に向けた取組を支援していくことが必要です。

関連する個別計画等


- ・文化芸術振興計画
- ・市民と行政の協働に関する基本方針

データ

■市民協働推進センター「ゆめこらぼ」利用者数・登録団体数の推移



成果指標


●企業・大学・NPOなどとの協働事業等の数 

現状値

120 件

目標値

▶ 170 件

: 西東京市版健康指標

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1

地域の多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進

政策形成過程において、多様な立場の市民の意見を的確に取り入れるために、西東京市市民参加条例に基づき、審議会などにおける市民公募枠の確保やさまざまな世代を対象とした市民ワークショップの実施など、市民が参画できる機会の充実と情報発信に取り組みます。また、ボランティアや市民活動団体、NPO、企業、大学等のさまざまな主体と連携したまちづくりに取り組みます。

2

協働の仕組みづくりの充実

西東京ボランティア・市民活動センターや市民協働推進センター「ゆめこらぼ[※]」を拠点として、関係機関等との連携を図りながら、協働を円滑に進めるために必要な情報提供や支援の仕組みづくりに取り組みます。また、新たな活動の担い手の育成や市民活動のより一層の活性化を図ります。

3

協働のまちづくりを実践する職員の育成

地域が抱える課題を市民と共有し、課題解決や目標の実現に向けて、市民とともに主体的に取り組める職員の育成を図ります。また、協働のまちづくりに関わるコーディネート能力向上のための取組を進めます。

4

若い世代等のまちづくりへの参画機会の充実

若い世代や子育て世代等の意見をまちづくりに反映させるため、若者の力を地域に活かしながら課題解決に取り組むことのできる仕組みや、きっかけづくりなど、若者が主体的にまちづくりに参画できる機会の充実を図ります。

[※]市民協働推進センター「ゆめこらぼ」：西東京市における市民活動や協働によるまちづくりの拠点として、市民活動を幅広くサポートし、さまざまな協働の形を生み出していくことを目的に設立された。

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
新たな市民参加手法の検討	市民意向や課題などを把握することができる市政モニター制度を活用するとともに、市政への市民参加を推進させるため、より多くの市民が参加できる仕組みの検討を行います。	企画政策課 秘書広報課
市民のまちづくり参加への支援	多様な世代による参画を促進しながら、まちづくりを推進していくため、NPOや市民活動団体、若者など多様な市民による企画提案事業に対して支援を行い、協働を推進します。	協働コミュニティ課
大学等と連携したまちづくりの推進	大学や民間企業等と連携して相互協力事業や連携事業等に取り組み、それぞれが持つ地域資源を活かしながら、特色のあるまちづくりを進めます。	企画政策課
市民活動団体の活性化のための支援	NPO等市民活動団体の活動を支援し、協働の担い手を育成するため、市民の多様な活動とまちづくりの活動拠点となる西東京市市民協働推進センター「ゆめこらぼ」の管理運営等を行います。	協働コミュニティ課
協働に関する職員の意識啓発	職員の協働意識を醸成し、協働に対する必要な知識・能力の向上を図るための研修を行うとともに、庁内各部署に協働推進員を配置し行政運営やまちづくりにおける市民と行政との協働を推進します。	協働コミュニティ課
若い世代等のまちづくりへの参画機会の充実に向けた検討	若い世代や子育て世代の意見をまちづくりに反映させるため、参画のきっかけづくりや方法を検討し、参画機会の充実に図ります。	関係各課



人権と平和の尊重

施策目標

すべての人の人権が尊重され、平和を尊ぶまちをめざします。

現状と課題

- ▶本市では、子ども、高齢者、障害のある人、女性、外国人、性的マイノリティなど、すべての人の人権が守られ、住みやすい社会であるために、人権に関する普及啓発事業などを行ってきました。
- ▶お互いを思いやり、生活習慣、文化、価値観などの多様性や人権を尊重する社会を築いていくためには、幼少期から人権について学び、すべての人が人権尊重意識を高められるようにすることが必要です。そのため、関係機関との連携を図りながら、啓発活動を進めるとともに、多様化する人権問題に対応するための体制を充実させることが求められています。
- ▶東京都パートナーシップ宣誓制度を受け、本市においても多様な性に関する市民の理解を促進するとともに、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげる必要があります。
- ▶現在、世界で続いているさまざまな対立や紛争により、市民の平和への関心が高まっています。
- ▶本市では、毎年4月12日の「西東京市平和の日[※]」に関連したイベント等を通して、市民の平和意識を高めるための取組を進めてきました。
- ▶高齢化などにより、戦争体験を次世代に継承する人材が減少していることから、特に若い世代への継承に力を入れるとともに、平和への取組を自分ごととして考えられる若者を育てることが求められています。

※西東京市平和の日：核兵器のない平和な世界を市民共通の願いとして広く世界に呼びかけるもので、西東京市では市民参加で策定され、平成14年1月21日に宣言した。

※非核・平和都市宣言：太平洋戦争中の昭和20年4月12日に西東京市一帯が爆撃を受け、多くの人が犠牲となったその体験を風化させることなく、平和の意義を考えていこうという市民の声により定められた。

成果指標

	現状値	目標値
●人権や平和に関する啓発活動・学習活動への参加者数	83人	1,200人
●「人権と平和の尊重」の取組に対する市民満足度	19.7% (令和3年度)	23.0%

目標の実現に向けた取組内容

1 人権尊重意識の醸成

人種、国籍、性別、年齢、信条、社会的身分等の違いを尊重し、多様化する人権問題への対応や啓発活動の充実を進め、当事者が問題解決に向けて行動できるよう、相談体制等の充実を図ります。また、幼少期から人権について学び、人権尊重意識を高められるよう、学校をはじめさまざまな機会や場を通じて、成長過程に応じた人権啓発活動を進めます。

2 平和意識の醸成

核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を目指し、西東京市平和推進に関する条例、「非核・平和都市宣言[※]」に基づき、平和に関する啓発活動や学習活動を進めます。また、「西東京市平和の日」などを通じて、戦争体験を風化させないよう次世代に継承する取組や、若い世代が平和について考える機会を設け、平和意識の醸成に取り組みます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
人権啓発活動、人権教育、人権相談の実施	基本的な人権の保障に向けて、西東京市人権擁護委員とともに、啓発活動や人権相談、人権作文や人権の花等の取組を通して市内児童・生徒をはじめ、幅広い市民に対する人権啓発事業に取り組みます。	協働コミュニティ課
平和に関する学習・啓発活動の充実	「西東京市平和の日式典」をはじめ、市民と協働して平和啓発事業を行います。また、平和の尊さを次世代に継承するため、「子ども若者平和ワークショップ」等の若い世代向けの取組を進めます。	協働コミュニティ課

施策

2-2

基本施策 2 多様性を認め合う社会を構築するために

多文化共生の推進

施策目標

国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化の違いを認め合い、外国人も地域社会の一員としてともに支え合う多文化共生のまちをめざします。

現状と課題

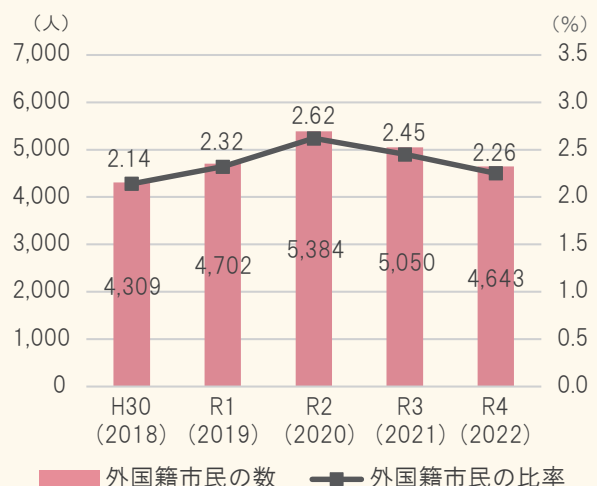
- ▶ 「東京都多文化共生推進指針」（平成 28（2016）年 2 月）では、外国人も地域社会の一員として不安なく生活できるよう、サポート体制の強化に努めるとともに、地域においてともに生活することを主眼に置いていた従来の考え方を発展させ、外国人と日本人がともにまちの発展に向けて参加・活躍する考え方による多文化共生社会の実現が求められています。
- ▶ 本市では、地域住民とのコミュニケーションをとるための支援、外国人の子ど

もの教育環境の整備のほか、外国人と日本人がともにまちの発展に向けて参加・活躍できる機会の提供、外国人と地域をつなぐボランティアの養成を進めてきました。外国人も地域社会の一員として不安なく生活できるよう、外国人の暮らしの支援を充実させるとともに、多文化共生の更なる推進が必要です。

- ▶ 学校教育における国際理解や地域交流の促進、市民活動団体などとの協働による支援事業の展開を進めることが重要です。

データ

■ 外国籍市民※の数及び比率の推移（1 月 1 日現在）



\\ 成果指標 \\

	現状値	目標値
●多文化共生に関するボランティア数	365人	▶ 540人
●多文化キッズサロン参加者数	-	▶ 75人

\\ 目標の実現に向けた取組内容 \\

1 多文化共生の推進

外国人が地域とともに暮らす住民としてお互いの文化の違いを認め合い、外国人と日本人がともにまちの発展に向けて参加・活躍できる機会を充実させます。また、学校教育においてもコミュニケーションや国際理解のための教育を進めます。

2 外国人の暮らしの支援

「やさしい日本語[※]」や多言語化によって、正確な情報を分かりやすく届けるとともに、多角的な媒体の活用によって、アクセスしやすい情報提供（情報発信）を進めます。また、多文化共生センターを中心として、外国人の日常生活等に関する相談機能やボランティアネットワークの充実、地域交流の促進などにより、サポート体制の強化を図ります。

\\ 主要事務事業 \\

事業	事業概要	所管課
多文化共生の推進	多文化共生社会の形成に向けて、多文化共生センターを運営し、相談窓口の運営や多言語での情報提供を行うとともに、多文化共生の理解を深める各種事業を行います。	文化振興課
外国人の暮らしの支援	外国人が不安なく生活できるよう、外国語通訳ボランティアの派遣や、多文化キッズサロンの運営など、市民活動団体や市立小中学校等と連携し、サポート体制の充実を図ります。	文化振興課 教育指導課

※外国籍市民：西東京市に住む、日本以外の国籍を持つ市民

※やさしい日本語：普段使われている言葉を、外国人にも分かるように配慮した簡単な日本語のこと。災害発生時に、日本語が不慣れな外国人に、素早く的確に情報を伝えることを目的に考案された。

男女平等参画社会の推進

施策目標

誰もが性別等にかかわらず一人ひとりが自分らしく自立し、個性と能力が発揮できるまちをめざします。

現状と課題

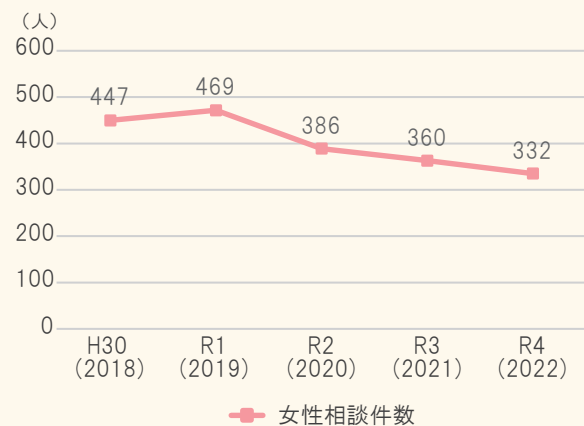
- ▶ 国の「第5次男女共同参画基本計画」では、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人の性別に偏りがいないような社会となることを目指すとしています。
- ▶ 本市では、男女平等推進センター「パリテ」を中心に、男女の固定的性別役割分担意識の解消に向けた情報発信や講座の開催など、取組を進めてきました。
- ▶ 男女が等しくあらゆる分野で活躍するために、教育やメディア等を通じた男女双方の意識改革や理解促進が求められています。
- ▶ 安心かつ自立して暮らせる社会の実現を目指し、それぞれの意思が尊重されながら、性別にかかわらず適切な支援を受けることができるよう、働きかけや取組を推進していく必要があります。
- ▶ 時代とともに多様化する困難を抱える市民に対して支援するため、「パリテ」の相談業務の充実を図るとともに、関係機関等との連携による理解促進に向けた取組が必要です。

関連する個別計画等




- ・ 男女平等参画推進計画
- ・ 配偶者暴力対策基本計画
- ・ 女性の職業生活における活躍推進計画
- ・ 困難女性支援基本計画


データ

■ 女性相談件数



成果指標

	現状値	目標値
●「男女平等参画社会の推進」の取組に対する女性の満足度	16.0% (令和3年度)	17.2%
●男女平等推進センター「パリテ」登録団体数 	20 団体	31 団体
●女性相談件数 	332 件	650 件
●配偶者等から暴力を受けたときに、市の相談窓口にご相談した人の割合 	6.6%	9.0%

: 西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1 男女平等参画の推進

男女平等推進センター「パリテ」を拠点として、男女間の格差を解消し、誰もがあらゆる分野に対等に参画して責任を分かち合い、活躍できる社会を目指します。市民、市民活動団体、事業者などと連携しながら、若者も含めたさまざまな人に対して講座の開催や交流機会の拡大、ジェンダー平等についての情報提供等を進めます。

2 相談機能等の充実

配偶者やパートナー間の暴力など、多様な問題に対応するための相談体制等の強化を図るとともに、市民、市民活動団体、事業者などと連携しながら、誰もが国籍、性的指向・性自認等にかかわらず多様なあり方を尊重し、認め合える社会を目指し、意識の醸成に向けた啓発活動を進めます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
男女平等参画に関する意識啓発	男女平等参画社会の実現に向けて、情報の発信や収集、情報誌の発行、イベントの開催等を実施します。また、男女平等参画推進委員会等の各種会議を実施し、男女平等参画の取組を推進します。	協働コミュニティ課
相談支援機能の充実	相談者が抱えるさまざまな問題等について、自ら問題解決の糸口を見出すための相談支援を行います。また、必要に応じて関係機関や民間団体等と連携・協働しながら、包括的・継続的な支援を行います。	協働コミュニティ課

開かれた市政の推進


施策目標


市民に確実に情報を届ける仕組みづくりや暮らしの相談の充実等により、身近に感じることができる市政をめざします。

\\ 現状と課題 //

- ▶本市では、市の情報発信力を強化するため、市ホームページのリニューアルを適宜実施するとともに、SNS[※]等のさまざまな広報媒体を活用し各媒体の特性を活かした情報発信を推進しています。
- ▶多様な媒体を通じて、必要な情報を届けられるよう努めている一方で、「市からの情報が届かない」「分かりづらい」との声があり、市内外への地域の魅力の発信など、分かりやすい情報発信等が必要です。
- ▶今後も、急速な情報通信技術（ICT）の進展に対応し、さまざまな媒体を活用しながら、すべての市民が必要な時に必要な情報を得られるとともに、市民と行政のコミュニケーションの向上に資する情報発信、交流の仕組みづくりが必要です。
- ▶多様化・複雑化する市民の相談ニーズに対応するため、専門相談員の配置等、相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携しながらさまざまな相談への対応やトラブルの未然防止に取り組むことが必要です。
- ▶市民が必要な時に必要な情報を得られるよう、公文書[※]を適正に管理するとともに、透明性の高い市政運営に努めることが必要です。

\\ 成果指標 //

	現状値	目標値
●市ホームページの閲覧数 	19,003,583件	▶ 22,748,000件
●「暮らしの相談機能の充実」の取組に対する市民満足度	19.4% (令和3年度)	▶ 24.8%

：西東京市版健康指標

※ SNS：Social Networking Service（ソーシャル ネットワーキング サービス）の略。人と人の社会的つながりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス

※ 公文書：国や自治体などの機関または職員がその職務上作成した文書

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1 広報・広聴の充実

広報西東京やホームページ、市内掲示板、若者世代に広く利用されているSNSなどを活用した、丁寧な情報発信に努めます。また、市政モニター制度の活用やパブリックコメント、市民意識調査など、広く市民の意見を聴く機会の確保に努めます。

2 広報専門職による情報発信力の強化

必要な情報を必要な人に届けられるよう、広報や宣伝、デザインなどに精通した人材を登用し、専門的な視点から、市の各施策や媒体の特性を活かした情報発信の方法について指導や助言を受けることで、効果的な情報発信に努めます。また、職員に対して広報に関する研修を行い、庁内における広報マインドの向上に取り組みます。

3 暮らしの相談の充実

市民の日常生活において多様化するさまざまな問題について、解決の糸口を探すための市民相談や専門相談などの暮らしの相談機能の充実に努めます。

4 公文書の適正な管理と情報提供

公文書を適正に管理するとともに、行政資料をホームページに掲載するなど、市民が必要な情報を得られるよう、情報提供に努めます。

＼ 主要事務事業 ／

事業	事業概要	所管課
情報発信力の強化	広報西東京やホームページを主な広報媒体としつつ、SNSやパブリシティ [※] 等も活用し効果的な情報発信に努めます。また、職員研修等を通じて庁内における広報マインドの向上を図ります。	秘書広報課
市民相談の充実	市民が日常生活における悩みや困りごとについて、解決の糸口を見つけられるよう、相談窓口を設置し、法律や税等に関する専門相談のほか、簡易な一般市民相談を実施します。	秘書広報課

※パブリシティ：テレビや新聞、雑誌などのメディアに対し情報を提供し、ニュースや記事として取り上げてもらうこととする行為のことで、プレスリリースや市長記者会見などがある。

持続可能な自治体の経営

施策目標

職員一人ひとりがコスト意識、マネジメント意識を持ち、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応できる、持続可能な自治体経営をめざします。

現状と課題

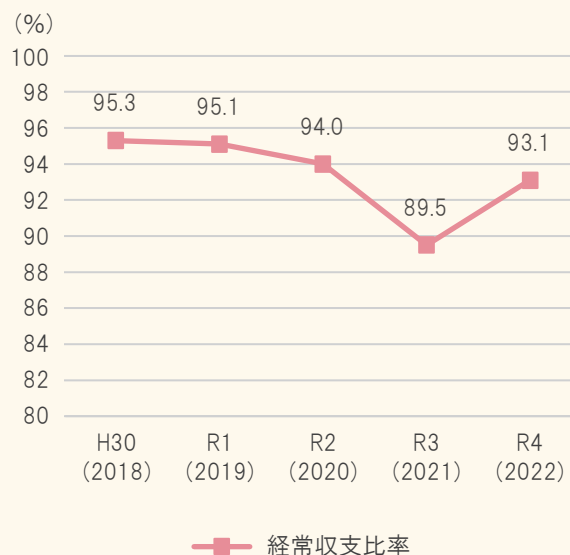
- ▶自治体経営に必要な行政資源（人員、財源等）に限りがある一方、多様化・複雑化する行政課題に将来にわたって対応するため、持続可能で自立的な自治体経営の確立に向けて、更なる行財政改革が求められており、毎年度「アクションプラン」を策定し、取組の見える化を図っています。
- ▶社会経済情勢が大きく変化する中、新たな課題や変化に柔軟に対応できるよう、分野横断的に連携できる体制づくりが求められています。
- ▶将来的な人口構造の変化を適切に踏まえ、市民にとって身近な全世代型の相談機能の充実を見据えて、総合的・長期的な視点から、公共施設の適正配置・有効活用や老朽化対策を戦略的に推進することが必要です。
- ▶行政サービスを維持・向上していくためには、公会計制度や民間活力の活用、公共施設等マネジメントなどによる持続可能で自立的な自治体経営を推進するとともに、行政課題に対応できる人材の確保と育成に取り組むことが必要です。

関連する個別計画等

- ・ 行財政改革大綱
- ・ 公共施設等総合管理計画
- ・ 公共施設再編計画
- ・ 公共施設個別施設計画
- ・ 人材育成基本方針

データ

■ 経常収支比率の推移



成果指標

	現状値	目標値
● 経常収支比率	93.1%	90.0%
● 「第5次行財政改革大綱アクションプラン」に基づく実施項目の進捗率	65.8%	80.0%
● 公共施設の更新費用等（イニシャルコスト）の推計額と比較した実際の更新費用等の縮減率	-	7,490,000千円 縮減率 10%

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1 行財政改革の推進

経営の発想に基づいた将来への備え、適正な行政資源（人員、財源等）の配分、効果的なサービス提供の仕組みづくりなどに積極的に取り組みます。また、施策や事務事業の実施状況を定期的に評価・検証し、見直すための行政評価制度の運用を継続して実施します。

2 行政課題に対応できる人材の確保と育成

働きやすい職場環境、働きがいをもつ人事制度、職員の自律的な成長を支援する人材育成の3つの要素を結び付け、職員の持つ能力を最大限に引き出せるよう人材の育成と組織の活性化を図ります。また、庁内各部署が分野を超えて組織横断的に連携できる体制づくりに取り組みます。

3 公共施設の量と質の最適化

行政需要の多様化・複雑化やライフスタイルの変化を踏まえ、公共施設の再編により、公共施設の量と質の最適化を図るとともに、本庁舎の統合整備に係る調査・研究を進めます。また、行政サービス等を維持しつつ、公共施設等マネジメントの視点から公共施設を効率的に運営していくために、民間活力の活用などの推進に取り組みます。

4 広域行政の推進

幹線道路、河川、ごみ処理、道路と鉄道の連続立体交差化など、広域的に対応すべき課題について、国、東京都、関連自治体や関係機関等と連携し取り組みます。また、広域的に取り組むことで、より高い効果が得られるような政策・施策については、多摩六都科学館組合などの一部事務組合や多摩北部都市広域行政圏協議会による事業を進めます。

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
行財政改革大綱の推進	経常的な経費の抑制や安定的な自主財源の確保などにより、将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立を目指し、行財政改革を推進します。	企画政策課 関係各課
行政評価制度の実施	業務プロセスの改善及び業務の効率化を目的とした事務事業評価を実施します。また、市民意識調査などに基づく総合計画の施策や主要事務事業の進捗状況等についての施策評価を実施します。	企画政策課
職員育成に向けた取組の充実	働きやすい職場環境、働きがいをも高める人事制度、職員の自律的な成長を支援する人材育成の3つの要素を結び付け、職員の持つ能力を最大限に引き出せるよう人材の育成と組織の活性化を図ります。	職員課
公共施設の量と質の最適化	公共施設で提供するサービスの需要と供給のバランスを考慮し、公共施設等マネジメントの取組により、公共施設の量と質の最適化を目指します。	公共施設マネジメント課 関係各課
田無庁舎の改修	「公共施設個別施設計画」に基づき、田無庁舎の設備更新及び改修工事等を計画的に行います。	総務課
防災・保谷保健福祉総合センター等の改修	「公共施設個別施設計画」に基づき、防災・保谷保健福祉総合センター等の設備更新及び改修工事等を計画的に行います。	危機管理課

人にやさしいデジタル化の推進

施策目標

行政手続のオンライン化等により、市民一人ひとりがニーズに合ったサービスをいつでもどこでも利用できる、誰一人取り残さないデジタル社会の実現をめざします。

\\ 現状と課題 //

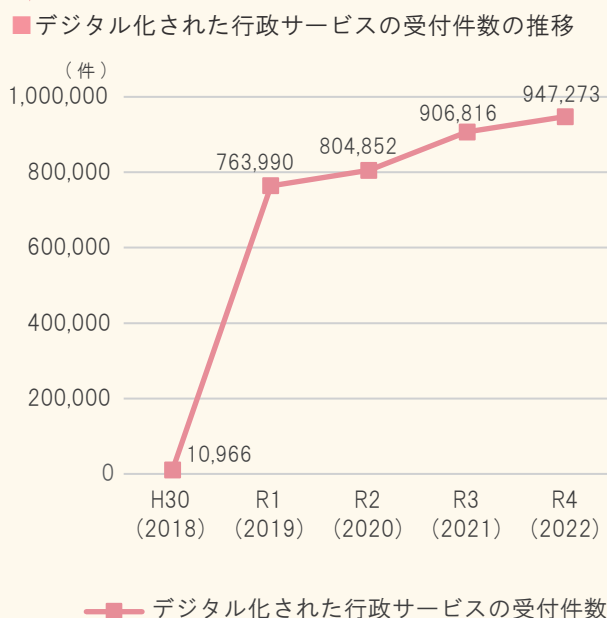
- ▶ 国では、すべての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現するために、令和3（2021）年9月にデジタル庁を設置し、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、目指すべきデジタル社会の実現に向けて迅速かつ重点的に実施すべき施策を示しています。
- ▶ 国のDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進の動きを踏まえ、本市においてもデジタル技術を活用した行政サービスの向上や業務の効率化を推進していくことが求められています。
- ▶ 本市では、デジタル技術の活用によって、市民の利便性の向上や行政の効率化を図るため、行政手続のオンライン化による窓口サービスの向上のほか、AIやRP
- ▶ A※を活用した業務の効率化などに取り組んできました。
- ▶ DXの進展にあわせて、情報システムの標準化・共通化をはじめとした業務改善、民間活力の活用等を進めることが必要です。
- ▶ インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差（デジタルデバイド）の解消に向けた取組が必要です。
- ▶ 本市では、市民の個人情報や企業の経営情報などの重要情報を多数保有していることから、情報セキュリティ対策を講じていくことが必要です。

※ RPA : Robotic Process Automation (ロボティック プロセス オートメーション) の略。オフィスワークをパソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する技術

関連する個別計画等

- ・ 地域情報化基本方針
- ・ 情報セキュリティポリシー

データ



成果指標

	現状値	目標値
● 行政手続のオンライン受付件数	947,273 件	▶ 1,050,000 件
● マイナンバーカード※の所有者数	134,883 人	▶ 194,736 人
● 市内の公衆無線LAN設置箇所数 📶	8 拠点	▶ 41 拠点
● オープンデータ化した行政情報の件数	10 データセット	▶ 39 データセット

📶: 西東京市版健康指標

※ マイナンバーカード: プラスチック製のICチップ付きカードで、電子証明書を利用したコンビニエンスストア等での証明書交付や電子申告や電子申請に利活用できる。

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ＼

1

デジタル化による行政サービスの向上

市民の利便性の向上のため、行政手続のオンライン化やマイナンバーカードの利活用、キャッシュレス化や行政情報のオープンデータ化などを推進します。また、各分野において、個人のニーズにあわせた効果的な情報の取得ができるよう、デジタル技術を活かした取組を推進します。

2

行政事務の効率化の推進

基幹業務システムについては、国が示す標準仕様書を満たすシステムへの更改などにより、標準化・共通化の取組を進めます。また、あらゆる分野におけるデジタル化に対応するため、デジタル人材の確保・育成に取り組むとともに、AI等のデジタル技術を活用し、業務の効率化に取り組めます。

3

デジタルデバйд対策の推進

デジタル活用に不安のある人への支援として、デジタル化による利便性を享受するための操作サポート機会の提供や体制づくりなど、デジタルデバйд対策に取り組めます。

4

情報セキュリティ対策の徹底

個人情報などを大量に保有する市の情報資産の管理を厳重に行うとともに、その情報を扱う職員に対する情報セキュリティ教育の徹底を図ります。

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
公衆無線LAN環境の充実	「地域情報化基本方針」に基づき、市民の自主的な文化活動や社会教育活動、子どもの学習環境の場を整備するとともに、行政情報の発信や災害時の情報共有ができるインフラ環境の充実を図ります。	情報推進課 関係各課
デジタル技術を活用した行政サービスの推進	自治体DXを進めるため、行政手続のオンライン化等を推進するとともに、関係部署と連携を図り、新たな技術を活用した行政サービスの向上に積極的に活用するよう検討を進めます。	情報推進課 関係各課
統計データの活用に向けた調査・研究	行政における情報の利活用に向け、さまざまな統計データについて、既存の分析ツールや先進事例などを対象に調査・研究を行います。	総務課
個人番号制度の活用	行政サービスの利便性向上を図るため、マイナンバーカードの活用に関する周知や、コンビニエンスストアでの証明書等の交付促進などを行います。	市民課
デジタル技術を活用した業務の効率化	国が進める情報システム標準化・共通化について、法に基づき標準準拠システムへ移行するとともに、ガバメントクラウドの活用を進めます。また、デジタル技術を活用した業務効率化を進めます。	情報推進課
デジタルデバйд解消に向けた取組	デジタル活用に不安のある方にデジタルデバйд解消に向けた取組を行います。	情報推進課 高齢者支援課 障害福祉課 公民館

子どもの権利の尊重と参画の推進

施策目標

一人ひとりの違いが認められ、意見を自由に表明して自分らしく育つことができる環境づくりをめざします。

現状と課題

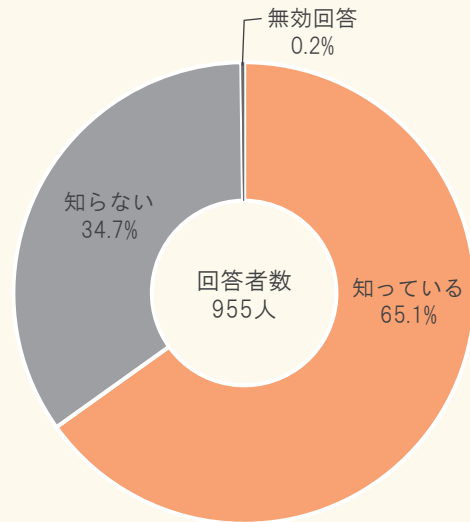
- ▶ 令和 5（2023）年 4 月に施行された、こども基本法では、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども政策を総合的に推進することが示されており、子ども施策の策定・実施・評価にあたっては、子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取することが重要となります。また、こども基本法の規定により令和 5（2023）年 12 月に決定された「こども大綱」を踏まえ、子ども施策に取り組んでいく必要があります。
- ▶ 国では、「こども家庭庁」が創設され、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとしています。
- ▶ 本市では、今と未来を生きるすべての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、市全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とした西東京市子ども条例の普及啓発に積極的に努めるとともに、子ども自身が悩みや困りごとを相談できる子ども相談室「ほっとルーム」の運営や、子どもの権利に関する普及啓発、子どもの居場所の充実等に取り組んできました。
- ▶ 子どもは一人の人間であり、人格を持った権利の主体として尊重され、人権が守られるとともに、子ども自身が自分の意見を自由に表明でき、自分に関わることやまちづくりに参加できる社会の実現が求められています。
- ▶ 未来の担い手である子どもが、主体性や社会性を育むことができるよう、安全・安心に過ごすことができる場所や機会を確保していくとともに、子どもの社会参加の促進や、子どもの育ち・自立を地域全体で見守り支える体制づくりが必要です。

関連する個別計画等

- ・ 子育て・子育てワイワイプラン
- ・ 子ども読書活動推進計画

データ

子ども条例の認知度（令和4年度）



※調査対象：市立中学校1年生

成果指標

	現状値	目標値
● 青少年育成会における地域活動への小中学生参加人数	14,234人	22,075人
● 「地域における子どもの居場所づくり」に対する市民満足度（子どもがいる市民）	31.8% (令和3年度)	39.8%

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ＼

1

子どもの権利が守られる社会の構築

子どもの人権侵害の防止に努めます。また、子どもの支援を担う機関が、一人ひとりの子どもにとっての最善の利益を考慮し、それを実現するための専門性を強化し、権利を侵害された子どもの権利回復を含めた支援体制の充実を図ります。

2

子どもの自立支援や社会参加の推進

子どもが、自立した個人として、等しく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子どもの年齢及び発達段階やライフステージ※に応じた切れ目のない支援を行うとともに、その意見を尊重し、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会や多様な社会的活動に参加する機会の確保に努めます。また、意見表明や参加から主体的な活動へとつなぐ仕組みを検討します。

3

子どもが安心して過ごし、育ち学べる場所の確保

子どもの居場所づくり、さまざまな体験ができる機会の提供など、引き続き世代を超えた交流機会の確保に取り組みます。また、学校・家庭・地域が連携することで、子どもの地域社会への参加意欲を促し、子どもが自ら考えて行動し、成長していく環境を整えます。

※ライフステージ：人の一生において節目となる出来事で、出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職などによって区分される生活環境の段階のこと。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
子どもの人権に関する取組	「西東京市子ども条例」及び子どもの権利擁護委員制度の普及啓発等に努めるとともに、子どもの権利侵害に関する相談窓口（子ども相談室 ほっとルーム）を運営します。	子育て支援課
青少年育成地域活動への支援	青少年の健全育成のため、市内各小学校区の育成会の活動や、育成会間での情報交換等を支援します。	児童青少年課
児童館機能の充実	児童館における夜間開館事業や日曜開館事業を充実させ、地域の中高校生等の居場所づくりを進めます。	児童青少年課
児童館施設の改修	児童館施設の老朽化や利用者の安全確保に対応するため、計画的な施設改修・設備更新等を行います。	児童青少年課
特化型児童館の設置検討	市南部地域の児童館について、中高生の意見を取り入れながら中高生の居場所機能を付加した特化型児童館の設置について検討します。	児童青少年課
子どもの居場所の充実	放課後や長期休業期間等における子どもの居場所づくりを進めるとともに、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動するための多様な居場所の充実を図ります。	児童青少年課
世代間交流・機会の充実	子どもたちが異年齢の子どもとの交流から多様な体験活動、遊びや学びの機会、主体性や創造性を育むことができるよう、世代間交流の機会の充実を図ります。	児童青少年課 公民館
学校施設開放事業の充実	学校施設を活用し、地域住民等の参画を得ながら子どもの居場所づくりを進め、放課後等における安全・安心で、多様な体験・交流のできる機会を提供します。	社会教育課 図書館
親子のふれあいを通じた学びの充実	親子のふれあいを通じて、親と子が楽しみながら子育てができるよう支援を行うとともに、保育付き講座の実施により、子育て世代が地域の中で学び合い、つながりを形成していくことを支援します。	公民館 児童青少年課
子ども読書活動の推進	子どもの読書活動の推進のため、子どもと本との出会いの場づくり、学校図書館の利用促進、子どもの読書に関わる関係機関や市民団体等との連携の強化、大人への啓発と支援を行います。	図書館

施策 4-2

基本施策 4 子どもがのびのびと成長するために

子どもの育ちの支援

施策 目標

子どもが気軽に相談できる環境づくりや、困難を抱える子どもに早期に気づき、支援できる体制を整え、誰一人取り残さないまちをめざします。

現状と課題

- ▶ 経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさ、子育ての孤立感や負担感がある中で、児童虐待の件数も年々増加してきています。
- ▶ 本市では、子ども家庭総合支援拠点の設置と専門相談員の拡充を図り、子どもやその家庭の支援の強化に努めるとともに、子ども総合相談システムの活用による関係機関との連携強化に取り組んできました。
- ▶ すべての子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、また、深刻な事態の発生を未然に防止できるよう、相談などの支援体制の充実に努めるとともに、学校、関係機関、地域などが連携を強め、地域全体で子どもの成長を支えることができる体制づくりを進めていくことが求められています。
- ▶ 児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」において、すべての子ども、子育て家庭、妊産婦への一体的な相談支援を行う体制の充実が求められています。

関連する個別計画等

- ・ 子育て・子育てワイワイプラン

成果指標

- 子ども相談室 ほっとルームの認知度（子ども）

現状値

目標値

-



76.0%

📌：西東京市版健康指標

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1 悩みを抱える子どもが相談できる環境の充実

いじめや虐待など、人には言いにくい悩みを抱える子どもが、自分自身で相談できる環境の充実に努めます。また、学校、関係機関、地域などとの連携を強め、深刻な事態の発生を未然に防止するための取組を進めます。

3 子どもが健やかに育つ環境づくり

支援が必要な子どもが家庭や学校とは異なる居場所で、心身ともに健康に成長し、社会的自立に向けたさまざまな支援を受けることができる環境づくりに努めます。

2 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応及び支援の充実

児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、虐待を受けた子ども等への支援に関する取組を進めます。

＼ 主要事務事業 ／

事業	事業概要	所管課
子どもが相談できる環境の充実	「いこいな窓口@西東京」を活用し、友人関係やいじめなど、子どもの困りごとに対し、より身近で、相談しやすい環境づくりを進めるとともに、必要に応じて適切な相談支援につなげます。	子育て支援課
いじめ防止に向けた取組の推進	いじめが発生した場合の早期発見・解決ができるよう、スクールアドバイザーの配置やいじめ防止教育、いじめに関する教員研修等を実施します。	教育指導課
こども家庭センターの運営	児童福祉及び母子保健双方の機能を備え、包括的な支援を行う「こども家庭センター」を設置・運営し、虐待への予防的な対応から家庭に応じた切れ目ない支援など、相談支援体制の強化を図ります。	子ども家庭支援センター 健康課
地域で子どもの成長を支える体制づくり	子どもが立ち寄れる地域の居場所について、子どもが健やかに成長できるよう、地域に根差した市民の活動を支援するとともに、支援が必要な子どもとその家庭を把握し、必要な支援につなげます。	子ども家庭支援センター

施策

5-1

基本施策 5 安心して子どもを産み育てるために

子育て支援の充実

施策目標

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や家庭の状況に応じた伴走型の相談体制を充実させ、子どもを安心して産み育てられるまちをめざします。

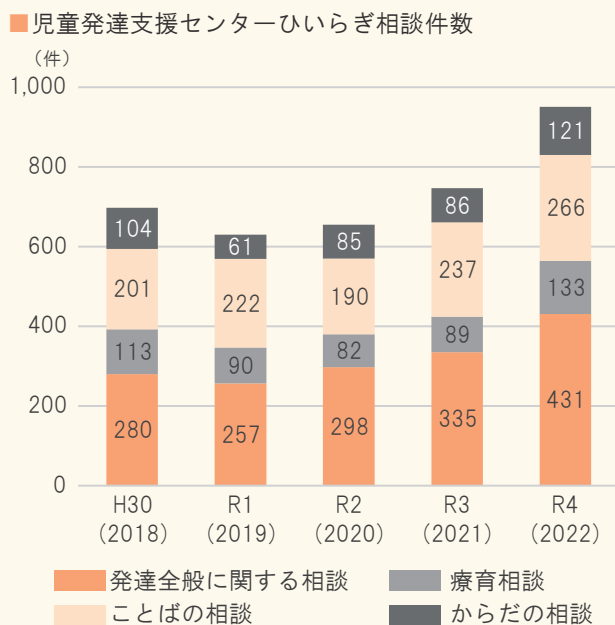
現状と課題

- ▶ ライフスタイルや生活への意識が多様化する中、家庭における子育てに対する不安、育児困難等が問題となっています。このことから、子育て支援の必要性が高まるとともに、その充実が求められています。
- ▶ 本市では、子育て世代包括支援センターと地域子育て支援センターが連携を図り、地域の中で健やかに子育てできる環境づくりに取り組んできました。
- ▶ 地域で安心して出産、子育てに臨めるよう妊娠期から出産、子育てについての学びの機会を充実させるとともに、安心して楽しく子育てができるよう、関係機関との連携を密にし、健やかで楽しく子育て期を過ごすことができるまちづくりが求められます。
- ▶ すべての子育て世代がいきいきと住み続けられるまちづくりや子育て支援の取組を展開することが必要です。
- ▶ 子育て支援を充実させるとともに、子どもの成長過程や発達の課題に見合った切れ目のない支援が受けられるよう、身近な地域における居場所の確保や包括的な支援体制の構築に向けた検討が必要です。
- ▶ 子どもの発達に対する関心や意識の高まりとともに、発達が気になる児童への支援の必要性は増加傾向にあります。さらに、障害の種類や程度が多様化する傾向も見られることから、児童とその家族への包括的な支援の充実が求められています。

関連する個別計画等

- ・ 子育て・子育てワイワイプラン
- ・ 健康づくり推進プラン（健康都市プログラム）
- ・ 障害者基本計画
- ・ 障害福祉計画・障害児福祉計画

データ



成果指標

- 「出産・育児などの子育て支援環境の充実」に対する市民満足度（子どもがいる市民）

現状値

35.3%
(令和3年度)

目標値

43.6%

- 合計特殊出生率

1.1
(令和3年度)

上げる

: 西東京市版健康指標

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

妊娠、出産から子育て期にわたり、困り感を抱える家庭や保護者に対して切れ目なく支援をつなぎ、安心、安全に出産、子育てができるよう継続的な支援を行います。また、育児手技や子どもの成長・発達等についての知識が不十分なまま子育て期を迎えることのないよう、身近な地域で教育や支援を受けることができる機会の充実や子育て家庭が交流できる場づくりを図ります。

2

子育て家庭の状況に応じた伴走型支援体制の推進

乳幼児健康診査等を通じて子どもの発育・発達を確認し、健やかな子どもの育ちを支援します。また、予期せぬ妊娠、出産への不安、産後間もない時期の休息ニーズ並びに経験不足やサポート不足による不安等、支援の必要性の高い妊産婦とその家庭を支援します。

3

地域における児童の発達支援の充実

増加する子どもの発達に関するニーズに対応するため、行政及び地域との連携を進め、子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援の提供に努めます。また、児童発達支援センターひいらぎを中核的な機関として、関係機関・事業者との連携の中で子どもの発達を支援していきます。

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
妊娠期からの切れ目のない支援事業の推進	妊娠期から子育て家庭、困り感を抱える家庭や保護者に対して、切れ目なく支援をつなぎ、安心、安全に出産、子育てができるよう継続的な支援を行います。	健康課 子ども家庭支援センター
地域子育て支援センターの充実	地域子育て支援センターを中心に子育てに関する講座や交流事業の実施、相談等に対応します。	幼児教育・保育課
子育て相談、交流広場の実施	地域子育て支援センターや子育てひろばにおいて、乳幼児とその保護者同士が交流する場の提供やさまざまな行事、子育て相談などの取組を実施します。	子ども家庭支援センター 幼児教育・保育課
子育て家庭への伴走型支援	妊娠期から子育て期において、心身の健康状態等から生活及び養育に困難又は不安の強い家庭に対し、市と関係機関等が連携し、安心して育児ができるための支援を行います。	健康課 子ども家庭支援センター
こども家庭センターの運営（再掲 4-2）	児童福祉及び母子保健双方の機能を備え、包括的な支援を行う「こども家庭センター」を設置・運営し、虐待への予防的な対応から家庭に応じた切れ目ない支援など、相談支援体制の強化を図ります。	子ども家庭支援センター 健康課
児童発達支援センターひいらぎの運営	心身に障害や発達に心配がある0歳～18歳までの子どもとその家族に対して、発達の相談及び支援を行います。また、子育て支援、関係機関等との相互連携による効果的な発達支援を行います。	健康課



施策 5-2

基本施策 5 安心して子どもを産み育てるために

幼児教育・保育の充実

施策 目標

多様な保育ニーズへの対応や子どもの状況に応じた柔軟な支援を行い、安心して子育てができるまちをめざします。

現状と課題

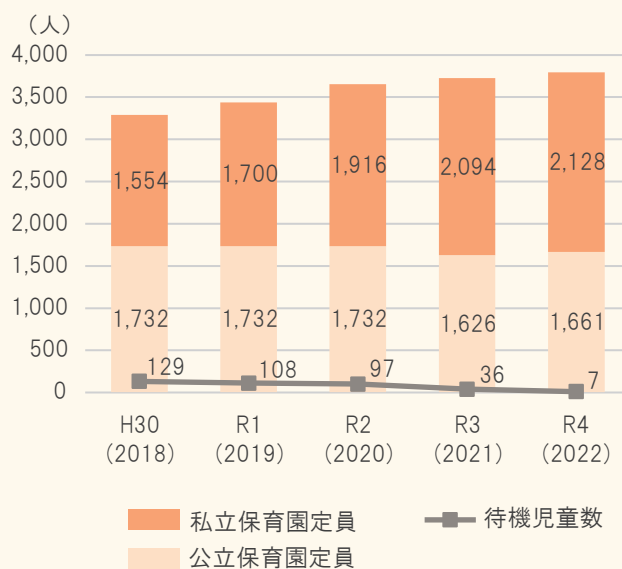
- ▶働き方やライフスタイルの変化に伴い、保育ニーズが多様化しています。
- ▶本市では、保育所の整備や幼稚園における一時預かりの拡充等により、待機児童数が減少しています。
- ▶ニーズに応じた保育の量を確保していくとともに、地域全体の保育の質の向上を図るため、保育環境の整備などの取組が求められています。
- ▶今後は、障害児や医療的ケア児が保育園等を利用できる環境整備や、支える家族の一時的な休息（レスパイト）ができる支援など、受入体制の強化が求められています。
- ▶共働き世帯の増加等の要因により、学童クラブの利用者は増加傾向にあり、学童クラブの「定員超過」が大きな問題となっているため、学童クラブの増設のほか、放課後等に子どもが過ごすことができる居場所を増やしていくことが求められています。また、学童クラブのサービスの向上のほか、利用者の増加に対応する指導員の確保など、安定的な運用も求められています。

関連する個別計画等

・子育ち・子育てワイワイプラン

データ

保育施設の定員と待機児童数の推移



成果指標

● 保育施設の待機児童数

● 学童クラブの定員超過率

現状値

7人

137.3%

目標値

0人

下げる

: 西東京市版健康指標

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1 多様な保育ニーズへの対応

共働き世帯の増加、働き方の多様化などに伴い変化する子育て家庭のニーズを的確に捉え、多様な保育サービスの提供に努めるとともに、安心して子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

2 保育環境の充実

保育サービスの質を向上し、安全で安心な保育環境を提供するため、必要に応じて保育施設の建替え・改修に取り組みます。また、ブロック会議・合同会議による施設間での情報共有や研修の実施、相談体制の強化など、保育者への支援の充実により保育の質の確保・向上を図ります。

3 放課後等の子どもの居場所の充実

教育委員会と連携し、学校施設内への学童クラブの設置のほか、放課後等の子どもの安全・安心な居場所の確保・整備を行うとともに、学童クラブのサービスの向上や安定的な運用を図るため、人材の確保や民間活力の導入について検討します。

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
病児・病後児保育室の運営	病気の最中又は病気の回復期にある子どもの保育需要に対応するため、病院等の病児保育室・病後児保育室において、一時的に保育し、安心して子育てができる環境の充実を進めます。	幼児教育・保育課
ファミリー・サポート・センターの運営	ファミリー・サポート・センターを運営し、子どもの預かり等の子育て支援をしたい人（サポート会員）と支援を受けたい人（ファミリー会員）による地域の相互援助活動を推進します。	幼児教育・保育課
多様な保育ニーズへの対応	子育て家庭に対し、一時的な保育等を実施することにより、保護者の育児疲れを解消するとともに、急病、勤務形態の多様化等に伴う保育需要に応えることで家庭における子育てを支援します。	幼児教育・保育課
待機児童対策の推進	年齢・地域による保育需要の偏り等を踏まえた保育施設の定員の弾力化・調整等を行い、待機児童対策の推進を図ります。	幼児教育・保育課
保育園施設の改修	保育園施設の老朽化や利用者の安全確保に対応するため、計画的に設備改修等を行います。また、民設民営化を予定する公立保育園については、実施時期等を踏まえて検討・対応します。	幼児教育・保育課
学童クラブ施設の改修	学童クラブ施設の老朽化や利用者の安全確保に対応するため、計画的な設備改修等を行うとともに施設の充実を図ります。	児童青少年課
学童クラブの充実	学童クラブについて、民間委託化の検討や、長期休業期間等の宅配弁当の導入など、利用者のニーズに対応するとともに、入退室管理システムの運用等により、子どもたちが安心して通える環境の充実を図ります。	児童青少年課

学校教育の充実

施策目標

生きる力を育み、誰一人取り残さず、一人ひとりが輝く活力ある学校づくりをめざします。

現状と課題

- ▶ グローバル化[※]する社会やデジタル技術の普及による教育内容の多様化に伴い、誰一人取り残さず、一人ひとりの可能性を引き出す教育が求められています。
- ▶ 本市では、一人ひとりを大切にする教育を推進するために、全市立小・中学校での特別支援教室の導入、特別支援学級の増設、医療的ケア児への支援などの取組を行ってきました。
- ▶ 小学校における 35 人学級編制に伴う対応、G I G A スクール構想[※]に伴う学びのあり方の変化、学校の持つ多面的な役割の再認識などにより、教育を取り巻く環境が大きく変化しており、変化に応じた教育内容や教育環境の充実が必要です。
- ▶ 悩みを抱える児童・生徒や保護者に寄り添うとともに、問題の早期発見、早期解決を図るための相談機能の充実が必要です。
- ▶ 学校施設については、更新等を計画的に進めるとともに、体育館の空調設備を整備するなど、児童・生徒にとってより良い学校環境づくりに取り組んでいます。
- ▶ 市立小・中学校の多くは昭和 40 年代から 50 年代に建設されていることから、老朽化が見られるとともに、学校施設の更新が集中すると考えられます。
- ▶ 今後、更新時期を迎える学校施設については、児童・生徒数の将来推計や地域間の偏り等を考慮するほか、学校に求められる多面的な機能への対応などを踏まえ、引き続き、計画的かつ効率的な整備を進めていくことが必要です。

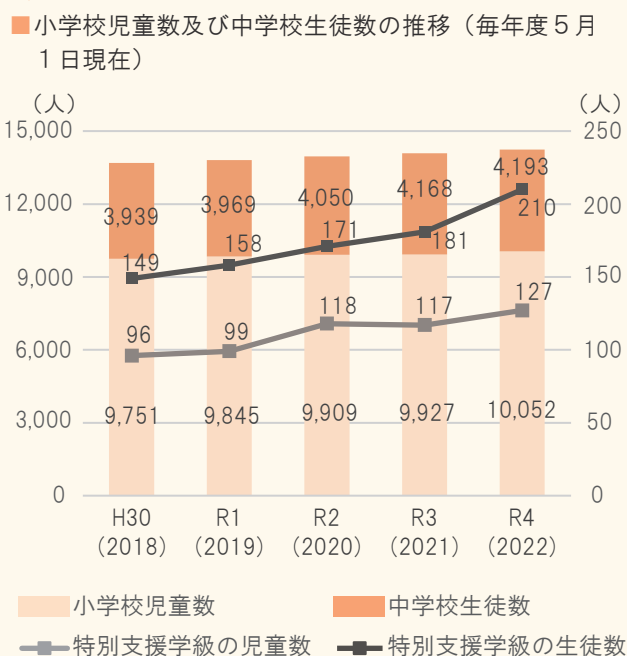
※グローバル化：政治、経済、文化などの様々な側面において、既存の国家や地域の垣根を越えた地球規模での資本や情報のやり取りが行われること。

※G I G A スクール構想：児童・生徒に 1 人 1 台端末と高速大容量ネットワークを整備した ICT 環境の充実により、これからの社会を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育成する構想

関連する個別計画等

- ・教育計画
- ・学校施設個別施設計画

データ



成果指標

- 文部科学省「全国学力学習調査」における学校に行くのは楽しいと思う割合

現状値

小学校：82.8%
中学校：80.3%
(令和3年度)

目標値

小学校：80%以上
中学校：80%以上

- スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における体力合計点（小学校）

男子：53.2
女子：55.2

▶ 全国平均値以上を継続する

- スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における体力合計点（中学校）

男子：40.1
女子：47.1

▶ 全国平均値以上を継続する

- スクールソーシャルワーカーの活動実績

3,318回

▶ 4,977回

- 学校施設更新の実施延べ件数

-

▶ 7件

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1 主体的に学ぶ力を育む学習内容の充実

子どもが自ら主体的に調べ、考え、意見を言うことができ、一人ひとりの可能性が引き出される教育を目指します。また、そのために、特色ある学校づくりや社会環境の変化に対応したカリキュラムの実施に向け、教育力の向上を図ります。

2 個に応じた教育の充実

児童・生徒の個別の教育的ニーズに合わせ、子どもの発達に応じたより良い教育を推進します。また、個に応じた指導を推進するため、教員の専門性の向上に向けた研修や人材の活用を積極的に進めます。

3 教育相談機能の充実

さまざまな悩みを抱える児童・生徒や保護者に寄り添い、きめ細かく対応するため、相談に関わるスタッフの専門性の向上や、子どもや保護者にとって安心して気軽に利用できる相談機能の充実を図ります。また、深刻な事態となる前に、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、関係機関や地域住民等とともに、未然防止や早期発見、早期対応に取り組めます。

4 学校教育環境の充実

市立小・中学校の施設の多くが順次更新時期を迎えるため、今後も計画的な建替えや改修などを進めます。また、児童・生徒数の将来推計等を勘案しながら適正規模・適正配置の検討を踏まえた取組を進めます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
ICT教育の充実	GIGAスクール構想に基づき導入した、子ども一人ひとりのタブレット端末を活用し、情報活用能力の育成などとともに、指導者のICTによる教育の質の向上を図ります。	教育指導課
外国人英語指導助手による指導の実施	児童・生徒がより正確な発音やリスニング技能を習得し、将来使える英語を身につけられるよう支援するとともに、外国語によるコミュニケーションを図り、ALTによる英語指導を行います。	教育指導課
特別支援学級の運営	特別支援学級（固定制）への介助員の配置や送迎バスによる登下校の支援等を行います。	教育企画課 学務課 教育指導課
通級学級・特別支援教室の運営	発達障害など特別な指導を必要とする児童・生徒を対象とした特別支援教室や、ことばの正しい発音や発声の指導を行うことばの教室について、より充実した指導が行われるよう運営します。	教育企画課 教育指導課
個に応じた教育支援の充実	教育支援システムを活用した個別の教育支援計画・個別指導計画の作成の促進、教育支援アドバイザーの巡回訪問や学校生活支援員の配置を通し、個に応じた教育支援の充実を図ります。	学務課 教育指導課
教育相談機能の充実	教育に関するさまざまな悩みや困りごとを気軽に相談できる窓口として子どもや保護者等の相談に応じ、家庭訪問等のアウトリーチを含めて教育・心理・福祉等の側面から子どもの心の健康を支援します。	教育支援課
小学校校舎等建替事業の実施	小学校施設の老朽化へ対応するため、耐力度調査等を行いつつ、計画的に校舎、体育館等の建替え・長寿命化等を実施します。	教育企画課
中学校校舎等建替事業の実施	中学校施設の老朽化へ対応するため、耐力度調査等を行いつつ、計画的に校舎、体育館等の建替え・長寿命化等を実施します。	教育企画課
小学校校舎等大規模改造事業の実施	小学校施設の老朽化した校舎、体育館、校庭等について、計画的な大規模改造事業等を実施します。	教育企画課
中学校校舎等大規模改造事業の実施	中学校施設の老朽化した校舎、体育館、校庭等について、計画的な大規模改造事業等を実施します。	教育企画課
学校施設の適正規模・適正配置及び学区見直しの検討	学校施設の状況及び児童・生徒の将来推計等を踏まえ、適正規模・適正配置及び学区見直しの検討を行います。また、必要な機能・性能を確保するため、計画的かつ効率的な整備を進めます。	教育企画課 学務課

施策

6-2

基本施策 6 子どもの学びや生きる力を育むために

学校と地域の連携による教育環境の充実

施策目標

学校と地域が連携し、地域全体で子どもの学びや成長を支える環境づくりをめざします。

現状と課題

- ▶ 学校や家庭が抱える課題は複雑化・困難化しており、学校や家庭のみで対応することは難しい状況です。学校や家庭、地域住民等が相互に連携・協働して、地域全体で子どもの成長を見守り、いかに支援していくかが課題となっています。
- ▶ 本市では、さまざまな地域住民の参加により、地域全体で子どもの学びや育ちを支えるとともに、地域住民や団体等が緩やかなネットワークを形成し、地域と学校が連携・協働しながら、学校を核とし

たまちづくりを推進しています。

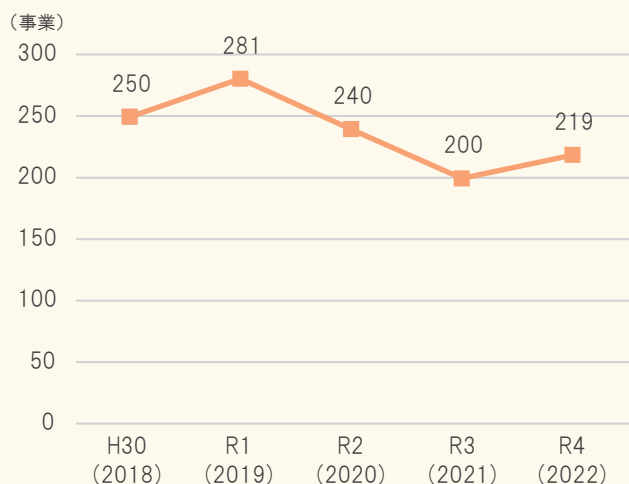
- ▶ 地域とともにある学校づくりに向けて、令和3（2021）年には、学校と地域住民・保護者が力をあわせて、地域ならではの創意や工夫を活かした特色ある学校づくりを進めていくことができるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入しました。今後は、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を地域とともに運用していくことが求められています。

関連する個別計画等

- ・ 教育計画


データ

■ 地域教育協力者活用事業数の推移



—■— 地域教育協力者活用事業数

\\ 成果指標 \\

● 地域教育協力者活用事業数 


現状値

目標値

219 事業



264 事業

: 西東京市版健康指標

\\ 目標の実現に向けた取組内容 \\

1

学校・家庭・地域等の連携・協働の推進

学校、保護者、地域や大学等が連携・協働して子どもの学びや成長を支えています。また、地域住民に学校に対する理解を深めてもらうとともに、学校と地域による相互連携や団体同士の横のつながりを強化することにより、地域全体で子どもの学びや成長を支える体制の構築に取り組みます。

2

地域等による子どもの安全の確保

登下校時の見守りや、学校・通学路における防犯パトロールなど、学校、保護者、地域、関係機関等が連携・協力し、児童・生徒の安全確保のための体制づくりに取り組みます。

\\ 主要事務事業 \\

事業	事業概要	所管課
学校と地域の協働・連携の推進	地域住民などが主体的に学校運営に参画するコミュニティ・スクールの全市立小・中学校への導入促進と充実を図るとともに、地域学校協働活動など、学校と地域が協働・連携できる取組を進めます。	教育指導課 社会教育課 公民館 図書館
地域ぐるみの安全体制づくりの推進	児童の防犯意識の向上を図るとともに、学校や通学路における児童の安全確保に向けた防犯カメラの管理・運用や防犯パトロールの支援など、犯罪被害を未然に防ぐための環境づくりを進めます。	教育企画課 学務課
交通擁護員・スクールガードリーダーの配置	各小学校の安全体制の評価・指導・助言を行うため、専門知識を有したスクールガードリーダーを派遣します。また、地域と連携しながら、登下校時の見守り体制の整備に取り組みます。	学務課 教育指導課

地域福祉の推進

施策
目標

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域
共生社会をめざします。

\\ 現状と課題 //

- ▶ 地域における生活課題や福祉課題が多様化・複雑化する中で、あらゆる人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域、暮らし、生きがいをみんなで作り、共生できる包括的な地域福祉の支援体制づくりが必要となっています。
- ▶ 本市では、これまで取り組んできた「ほっとするまちネットワークシステム」や「ふれまち助け合い活動」に加え、「福祉丸ごと相談窓口」を開設し、関係機関との連携による相談受付を行える体制を整えてきました。
- ▶ 8050 問題※、ひきこもり、ヤングケアラー※等の背景にある孤独・孤立の問題をはじめ、複雑化・複合化するニーズへの対応が求められる中で、相談支援、参加支援、地域づくりなどを一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組んでいますが、当事業の効果を高めていくためには、関係機関への周知や更なる連携強化が必要です。
- ▶ 学校を核としたまちづくりを進める中では、市民にとって身近な全世代型の相談機能や居場所機能の充実に向けた検討が必要です。また、ひきこもりやヤングケアラーなどの問題について分野横断的な対応が求められています。
- ▶ 少子高齢化などの進行により、福祉分野に限らず、さまざまな分野で地域における担い手不足が課題となっています。また、つながりの希薄化に起因する社会的孤立や制度の狭間の問題等が顕在化しています。

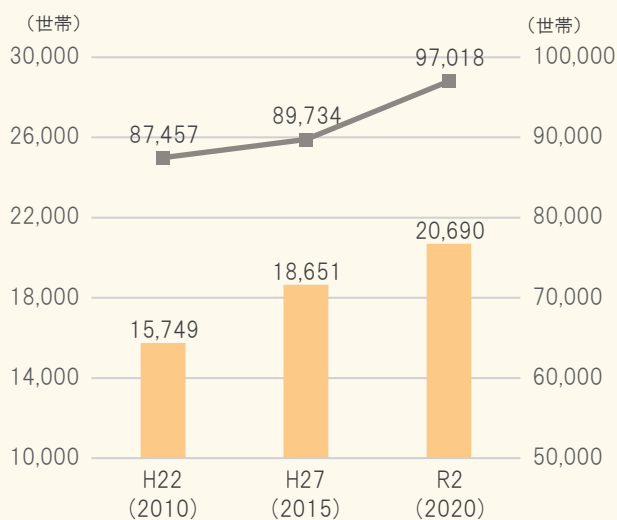
※8050 問題：80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。
 ※ヤングケアラー：本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

関連する個別計画等

- ・ 地域福祉計画
- ・ 成年後見制度利用促進基本計画

データ


市内全世帯数と高齢者世帯数の推移




■ 高齢者世帯数 (左軸) ■ 市内全世帯数 (右軸)

※高齢者世帯…世帯主が65歳以上の世帯

成果指標

	現状値	目標値
● 地域福祉推進員 (ほっとネット推進員) の登録者数 	431 人	581 人
● 福祉サービス第三者評価の受審事業所数	83 事業所	113 事業所
● 地域福祉コーディネーター相談件数	1,331 件	1,875 件

: 西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1 重層的支援体制整備事業の周知と連携強化

地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援と、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備していく重層的支援体制整備事業について、当事業の効果を高めていくために、周知や既存の制度を活用しながら、更なる連携強化に努めます。

2 関係機関や団体・地域との連携強化

地域と行政、社会福祉協議会や、民生委員、児童委員、NPO、ボランティア、民間事業者など、地域福祉に関わるさまざまな主体が相互に連携し、地域コミュニティの活性化に取り組みながら、地域福祉を推進していく仕組みづくりを進めます。また、市民同士が地域での緩やかなつながりを形成し、互いに支え合う意識を醸成するための取組を進めます。

3 地域の特性を活かしたコミュニケーションの場の創出

地域に点在する福祉拠点や公共施設の有効活用などにより、誰でも気軽に集い、世代を超えた交流ができる居場所づくりを進めます。あわせて、趣味などを通じた交流機会を創出するなど、居場所を利用するきっかけとなる取組の検討を進めます。

4 身近な相談窓口体制の充実

市民にとって身近で利便性が高く、福祉や生活に関するさまざまな相談を受け付ける相談窓口を通して、相談者を各分野の相談支援機関とつなぎ、課題解決に向けた支援を行います。また、コーディネート機能の強化やアウトリーチの充実などにより、誰一人取り残さない、身近な全世代型の相談体制の強化を進めます。

5 地域福祉を支える人材育成

地域福祉を支えるボランティアや福祉人材を確保・育成するために、多くの市民が関心を持ち、気軽に活動に参加できる仕組みづくりを進めます。

6 成年後見制度の利用促進

誰もが自分らしく暮らすことができる、西東京市版地域共生社会を実現するため、必要な人が成年後見制度を適切に利用できる体制の整備に向けて、中核機関の整備、成年後見人等への報酬助成対象者の拡大等、制度利用の促進に取り組めます。

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
地域共生社会の実現に向けた取組(地域福祉コーディネーター事業)	地域福祉にかかる実態の把握に努めるとともに、地域福祉コーディネーターによる関係者間の連携強化や地域活動のリーダー人材の発掘、活動組織づくり等の支援を行い、担い手の充実を図ります。	地域共生課
ふれあいのまちづくり事業への支援	地域福祉の推進を図るため、西東京市社会福祉協議会が行うふれあいのまちづくり事業に対する支援を行い、小地域における住民主体の福祉活動を促進し、住民相互で助け合う地域づくりを進めます。	地域共生課
身近な相談窓口の設置に向けた検討	学校を核としたまちづくりの推進に向けた行政サービスの一つとして、市民にとって身近で利便性が高い相談窓口の設置について検討します。	地域共生課 関係各課
地域福祉を支える人材の育成	地域福祉に関する普及啓発を行うとともに、福祉分野における実習生等の受入れや地域活動に関する研修などを行い、地域で活躍し、地域を支える人材の発掘・育成に取り組みます。	地域共生課
地域福祉権利擁護事業への支援	認知症高齢者、精神障害者等の判断能力が不十分な方に対する成年後見制度の相談や制度の普及広報等を行うとともに、保健福祉サービスに関する相談及び解決に向けた調整を行います。	地域共生課



施策 7-2

基本施策 7 人と地域がつながり安心して暮らすために

高齢者福祉の充実

施策目標

高齢者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちをめざします。

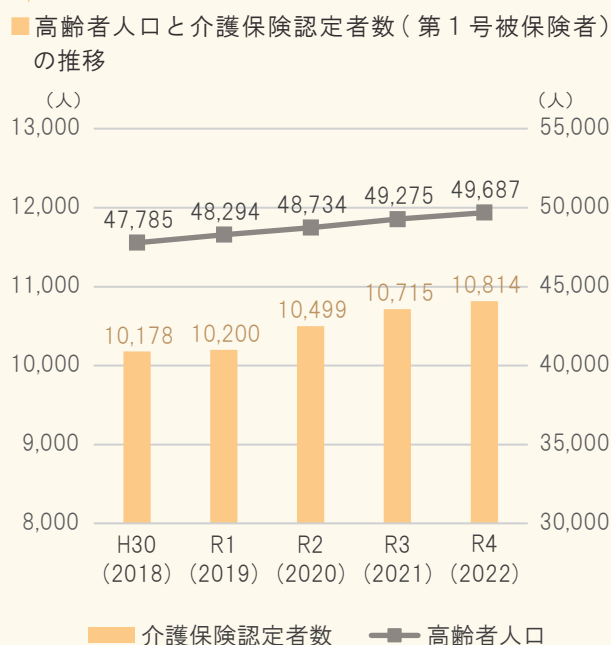
現状と課題

- ▶ 本市の総人口が今後緩やかに減少に転じていく一方で、高齢者人口は増加し、令和 11（2029）年には高齢化率[※]は 25% を超える見込みです。
- ▶ 本市では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するための地域包括ケアシステム[※]の構築に取り組んできました。
- ▶ 人と人、人と地域がつながり、ともに支え合い、いつまでも楽しく自分らしく暮らせるよう、西東京市版地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが必要です。
- ▶ 誰もがいつまでもいきいきと暮らしていくためには、高齢者自身の介護予防に対する意識向上を図るとともに、さまざまな専門職の連携が重要です。
- ▶ 認知症の人や要介護高齢者の増加、単身・夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれる中、認知症の人や要介護高齢者への支援だけでなく、その家族等の介護者が抱える負担や複雑化した課題への対応が必要です。
- ▶ 認知症の有病率は年齢とともに高まるため、今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症の人やその家族が増加することが見込まれます。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、権利擁護に関する取組を引き続き行うとともに、認知症への理解を深め、地域で助け合い、支え合う意識の醸成、支援の強化・充実が必要です。また、さまざまな趣味活動やペット飼育等が認知症発症リスクの低減等につながるといった研究も行われています。
- ▶ 高齢化の進展により、医療・介護両方のニーズを有する高齢者が大幅に増加する中で、安心して在宅療養生活を継続できるよう、医療・介護が有機的に連携することが重要です。
- ▶ 今後も介護サービス需要が増加していくことが見込まれることから、介護・福祉を支える人材の確保・育成等が必要です。

関連する個別計画等

- ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

データ



成果指標

- ささえあい協力員・ささえあい訪問協力員の登録者数

現状値

目標値

1,813人



2,230人

- 地域包括支援センター[※]の認知度

57.6%



64.8%

- 医療と介護は連携していると思う割合

40.7%



65.0%

- 自立している高齢者の割合

78.3%



78.0%

：西東京市版健康指標

※高齢化率：65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

※地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療、介護、介護予防、生活支援、住まい」の5つのサービスを一体的に受けられる支援体制のこと。

※地域包括支援センター：地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行うために、介護保険法で定められ、各区市町村に設置されている機関

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1

西東京市版地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

在宅医療・介護連携による在宅療養を推進し、地域ぐるみの見守りや支え合いとともに、市民の力と専門職のチーム力を活かした西東京市版地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に努めます。また、地域包括支援センターにおける相談機能の充実・強化を図りながら、他機関との連携により複合的な課題解決に向けた支援を行います。

2

介護予防等の推進

市民や事業者に対して介護予防の普及啓発を図るとともに、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターをはじめ、さまざまな専門職等の連携・協力体制を強化し、効果的な介護予防の取組を推進します。

3

家族介護者への支援

家族介護者の負担軽減を図るため、民間事業者と連携・協力し、将来の介護に不安を持つ方や介護を学びたい方を対象にケアラーズスクールを開催するなど、家族介護者への支援策を検討し、推進します。

4

認知症施策の推進

認知症の人とその家族への支援の充実を図るとともに、認知症に関する正しい知識の普及啓発や早期発見・早期対応の取組の推進、認知症の人を地域で支える体制の構築等を行います。当事者の声や視点を重視しながら、認知症地域支援推進員が中心となって取組を推進します。

5

介護人材の確保・育成に向けた取組の推進

今後の介護サービス需要の高まりを見据え、民間事業者と連携・協力し、介護人材の確保・育成に向けた支援策を検討し、推進します。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
地域包括ケアシステムの深化・推進	保健・福祉・医療の連携体制の充実を図るとともに、在宅療養を支援するための後方支援病床の確保など、住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを継続するための環境の整備を行います。	高齢者支援課 健康課
高齢者の介護予防・生活支援体制の充実	生活支援コーディネーターの配置や地域資源の活用などにより、社会参加や支え合いの取組の促進など高齢者の介護予防・生活支援体制の充実を図ります。	高齢者支援課
地域包括支援センター事業の実施	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続できるように、地域包括支援センターにおいてさまざまな相談・支援を行うとともに、地域のネットワークづくりや市民への意識啓発等を行います。	高齢者支援課
福祉会館施設の改修	福祉会館施設の老朽化や利用者の安全確保に対応するため、計画的な設備改修等を行います。	高齢者支援課
地域密着型サービス等重点施設の整備	要支援者及び要介護者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス事業所の整備を進め、介護と医療の連携、施設入所待機者の解消を図ります。	高齢者支援課
短期集中予防サービスの推進	要支援状態の方について、もう一度元の暮らしへ戻ることを目指し、短期集中予防サービスを実施し、より効果的な介護予防の推進を図ります。	高齢者支援課
家族介護者への支援	家族介護の不安や悩みを持つ家族介護者等を対象に、ケアラーズスクールを開催するなど、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減につながる取組を検討・実施します。	高齢者支援課
認知症の方への支援	認知症の方やその家族が地域で生活し続けるために、できる限り早い段階から適切な対応を行うことができる支援体制を充実していきます。	高齢者支援課
介護人材の確保・育成に向けた支援	介護人材の育成及び市内介護サービス事業者への就労を促進し、市内の介護サービス事業所の職員の確保及び育成を支援することで、質の高い介護保険サービスの安定供給を図ります。	高齢者支援課

障害者福祉の充実

施策目標

障害のある人もない人もお互いが認め合い、支え合いながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるまちをめざします。

現状と課題

- ▶ 障害の種別にかかわらず、必要とするサービスを利用しながら、障害のある人本人が希望する地域で暮らし続けられるよう、障害福祉サービスの対象範囲の拡大やニーズの変化に応じた在宅生活を支援するサービスの充実が求められています。
- ▶ 本市では、グループホームや地域活動支援センター、放課後等デイサービスなどの充実とあわせて、障害や障害のある人に対する理解を深めるための普及啓発を進めてきました。
- ▶ 支援が必要な人は年々増加しており、子どもの障害の早期発見・早期療育の更なる充実や、障害のある人やその家族の高齢化への対応が課題となっています。
- ▶ 発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者、医療的ケア児など、支援を必要とする人の状態が多岐にわたっていることから、本人や家族のニーズやライフステージ※に応じた支援の質の向上、環境整備を進めていくことが必要です。
- ▶ 障害のある人やその家族、支援者等を支える取組の一層の充実を図るとともに、市民一人ひとりが障害や障害のある人への理解を深めるための普及啓発など、互いに支え合う社会の実現が求められています。
- ▶ 災害時に地域で見守り支え合える体制の構築や、障害のある人の権利擁護、成年後見制度の利用促進などにより、地域全体で障害のある人を支えていくことが必要です。

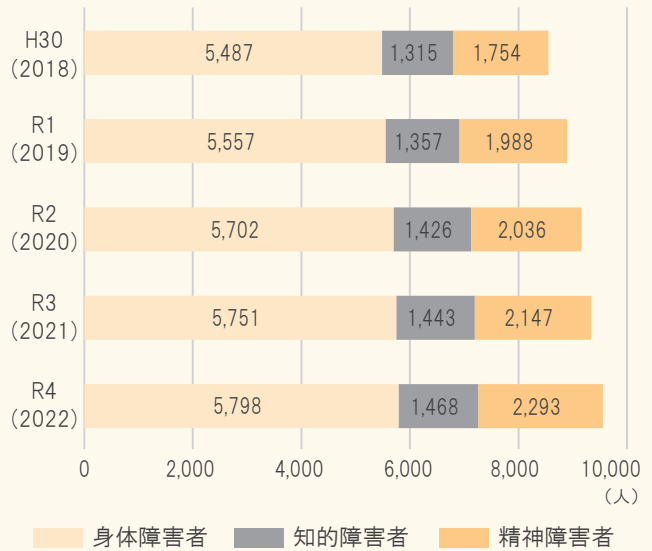
※ライフステージ：人の一生において節目となる出来事で、出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職などによって区分される生活環境の段階のこと。

関連する個別計画等


- ・ 障害者基本計画
- ・ 障害福祉計画・ 障害児福祉計画


データ

障害者数の推移



成果指標

	現状値	目標値
● グループホーム等の利用者数	317人	769人
● 地域活動支援センターの登録者数、利用延べ人数、相談件数 	304人 9,093人 11,230件	357人 13,592人 31,863件
● 放課後等デイサービスの利用者数	358人	591人

: 西東京市版健康指標

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1

障害のある人の自立した生活への支援

障害のある人が、地域で自立した生活を送れるよう、ライフステージに応じた相談体制と支援体制の充実を図ります。また、ニーズにあわせた障害福祉サービスの拡充を図るとともに、安定的で質の高いサービス提供を支援します。

2

障害のある人や家族の自己実現に向けた支援

障害のある人が、地域社会の一員として、自らの力を発揮したいという希望をかなえるため、地域活動等に参加しやすい環境づくりを進めます。また、介護する家族が抱える不安などの軽減のため、家族同士の情報交換や学びの機会を提供するとともに、家族が自らの力を発揮したいという希望をかなえるため、家族の就労環境の整備やレスパイト支援を進めます。

3

地域で安心して暮らせる環境づくり

地域で安心して暮らせる生活環境を整えるため、バリアフリー化や障害特性に配慮した情報発信を進めるとともに、ICTの積極的な活用や各種手続き等の見直しにより、利便性の向上を検討します。また、障害のある人がかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けた取組を進めます。

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
障害者地域活動支援センター事業の充実	障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うとともに、日中活動の場として創作的活動等の機会の提供及び社会との交流の促進等を行います。	障害福祉課
普及啓発・地域交流事業の充実	障害や障害のある人に対する市民の理解醸成に向けて、講演会やイベント等における普及啓発活動や地域交流イベント等を行います。また、障害のある人が利用する店舗への普及啓発を図ります。	障害福祉課
障害のある人の居場所づくり	障害のある人の日中における活動の場所を確保するとともに、障害のある子どもが放課後・休日等に療育を行う放課後等デイサービスや長期休暇における障害のある子どもの居場所の充実を図ります。	障害福祉課



社会保障制度の運営

施策目標

市民の健康と生活の安定のため、社会保障制度の適正で健全な運営に努めます。

現状と課題


- ▶ 生活保護受給者や生活困窮者の自立支援の強化等の国の動向を踏まえつつ、生活困窮からの早期脱却を目指した支援に取り組むことが必要です。
- ▶ 本市では、生活困窮者自立支援制度の充実や、ひきこもり・ニート対策を推進してきました。
- ▶ 少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化、経済成長の先行きが不透明な状況などにより、我が国の社会保障制度の運営は大変厳しい状況が続いており、持続可能な制度運営が求められています。
- ▶ 現行の国民健康保険※制度には、被保険者に医療費水準の高い高齢者や低所得者が多く、保険料の確保が困難である等の構造的問題があります。引き続き、国民健康保険財政の健全化に努めるとともに、医療費の適正化に向けた取組が必要です。
- ▶ 今後、高齢化率の上昇が予測される中で、これまで以上に介護サービスの需要が高まり、給付費の増加が見込まれます。こうした状況においても、必要なサービスが適切に提供されるよう、介護保険制度の安定的な運営に資する取組に努めることが必要です。


関連する個別計画等

- ・ 国民健康保険財政健全化計画
- ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

※国民健康保険：国民健康保険法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する必要な保険給付を行うための社会保険で、主に市町村が運営している。

成果指標

	現状値	目標値
●「社会保障制度の運営」の取組に対する市民満足度	17.8% (令和3年度)	20.0%
●生活困窮者自立支援の取組により就労した人数 	50人	54人

: 西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1

生活の安定と自立のための幅広い支援

生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、生活保護受給者の自立を促すための支援体制の充実や生活保護に至る前の生活困窮者の支援などを行い、生活の安定と社会的な自立、社会とつながることによる孤立の防止などに取り組みます。

2

国民健康保険制度の健全な運営

保険料の見直しや徴収率の向上による財政の改善を図ります。また、制度に関する啓発活動を推進するとともに、特定健康診査等を通じた疾病予防の推進など、医療費の適正化に向けたさまざまな取組を進めます。

3

介護保険制度の健全な運営

中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、介護サービス基盤の整備を進めます。また、給付適正化事業の取組を着実に進めるなど、保険者機能の強化に取り組みます。

4

後期高齢者医療制度の健全な運営

後期高齢者医療制度に関する理解をより深めるため、制度に関する周知を図ります。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、高齢者の抱える多様な課題に対応した、きめ細かな支援を実施します。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
ひきこもり支援の推進	ひきこもり状態にある方に対し、個々の状況により社会参加や社会的自立、就労等を促進するため、社会的接点としての居場所づくりや相談支援、家族会の開催など、包括的な支援を行います。	地域共生課
生活困窮者自立支援制度の取組	生活困窮者の早期の自立を促すため、就労やその他自立に関する相談及び自立に向けたプランの作成等を行い、必要な支援を実施します。	地域共生課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	高齢者が安心して、健康の保持・増進が図られ、健康な暮らしを送ることができるよう、関係各課が連携し、地域のフレイル・介護予防の推進や健康教育・相談事業の実施に取り組みます。	保険年金課 関係各課

施策

8-1

基本施策 8 いつまでも健康で元気に暮らすために

健康づくりの推進

施策目標

一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりに取り組み、健やかで心豊かに生活できるまちをめざします。

現状と課題

- ▶ 本市では、「健康」応援都市の実現を目指して、人とまちの健康づくりに取り組んできました。市民一人ひとりの健康寿命を延ばし主観的健康感の向上に向けて、健康になること、健康であることを地域で互いに支え合い、応援するまちとしての取組を進めています。
- ▶ 生涯にわたり健康に暮らしていくためには、市民一人ひとりが自身の健康課題に気づき、健康意識を高め、行動変容につなげることが必要です。
- ▶ 疾病の早期発見・早期治療のためには、健康診査・がん検診の受診率向上を図ることが重要です。
- ▶ 乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた健康教育・食育※、健康づくりに関する情報提供が重要です。
- ▶ 社会とのつながりが心と体の健康に良い影響を与えることから、地域活動への参加を通じ、地域とのつながりを持ちながら暮らしていくことが大切です。
- ▶ 住み慣れた地域で暮らせるよう、より効果的な健康づくり施策を展開するため、関係機関や健康づくり活動を行う団体との協力・連携を進めることが必要です。
- ▶ 市民が地域で安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医療機関を持つよう普及啓発を行うことが必要です。
- ▶ 本市における自殺死亡率は、国や都と比較すると概ね低く推移しているものの、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを目指して、生きる支援を推進していくことが必要です。

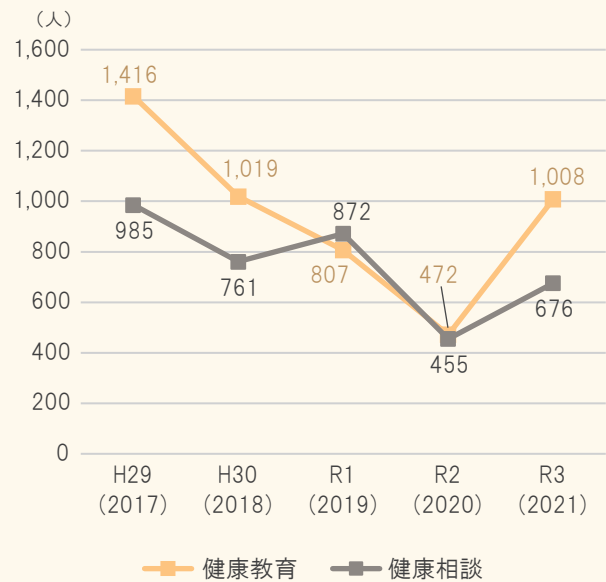
※食育：様々な学習や体験などの経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。

関連する個別計画等

- ・健康づくり推進プラン（健康都市プログラム）
- ・生きる支援推進計画

データ

健康教育及び健康相談への参加者数の推移



成果指標

●がん検診受診率 🏆

現状値	目標値
胃がん： 4.8%	胃がん： 5.3%
大腸がん： 29.6%	大腸がん： 32.6%
肺がん： 6.8%	肺がん： 7.5%
乳がん： 23.9%	乳がん： 26.3%
子宮頸がん： 19.0% (令和3年度)	子宮頸がん： 20.9%

●健康教育（講座）の参加者数 🏆

940人 ▶ 980人

●メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合 🏆

該当者： 19.1% ▶ 該当者： 17.2%
予備群： 11.1% ▶ 予備群： 10.0%

●適正体重を維持している人の割合 🏆

65.5% ▶ 72.1%

●睡眠による休養を取れている人の割合 🏆

59.0% ▶ 67.0%
(令和5年度)

🏆：西東京市版健康指標

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1 市民の主体的な健康づくりの支援

健康に関する情報提供、健康教育・相談事業の実施により、市民の健康意識を高めるとともに、生涯にわたるライフステージに応じた健康づくりに向けて、生活習慣の改善に加え、がんや生活習慣病の発症予防及び重症化予防を図ります。また、健康診査・がん検診、予防接種などの受診率の向上のための取組を強化することで、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

2 かかりつけ医療機関等の推進

自分の生活にあった健康管理を行い、病気の予防や早期発見・早期治療を行うために、日頃から安心して相談や診察を受けることができる、かかりつけ医・歯科医・薬局の普及啓発を進めます。また、地域の医療機関と高度医療の機能を持つ中核病院等との地域医療連携を進めます。

3 「健康」応援都市の実現に向けた取組の充実

健康寿命の延伸に向けて、個人の健康状態の改善や行動変容に加え、社会参加等による社会とのつながりの強化、自らの健康情報を入手できる仕組みづくり、SNSや健康アプリなどのIT技術の活用、地域で健康づくりや運動を行うことができる公園等の場所の整備や居場所づくりなど、地域環境の充実に取り組みます。また、まちなかに休憩できる場所を設置するなど、まち全体で健康づくりを進めます。

4 心の健康づくりの支援

心の病の原因や自殺のリスク要因となり得る健康問題、過労、生活困窮、家庭問題などを個人だけの問題ではなく社会的な問題と捉え、必要な支援につながるような、「生きる支援」の推進を図ります。また、さまざまな関係機関と連携し、悩みを抱える人が早期に適切な支援窓口につながる取組など、心の健康づくりに向けてきめ細かな支援を進めます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
健康診査事業の推進	健康に対する意識付けや病気の早期発見・治療に向けて、各種健康診査を実施するとともに、受診率向上を図るための取組を行います。	健康課
健康教育相談事業の推進	市民の身体機能の低下を防ぐため、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）に関する正しい知識や生活上の留意事項について普及啓発するための各種講座を開催します。	健康課
食育の推進に向けた取組	健康づくりに向けた市民の自発的な取組を支援します。また、健康づくりのための食生活に関する普及啓発に取り組めます。	健康課
予防接種事業の実施	伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法等に基づき、各種予防接種を行い、公衆衛生の向上及び健康増進を図ります。	健康課
がん検診事業の推進	がんの早期発見・早期治療を目的に、対策型検診のほか、市独自の検診を含む7つの検診を実施します。また、精密検査を含めた受診率の向上を図るため、情報提供等による啓発に努めます。	健康課
健康づくりの推進	市民の健康づくりを支援するための健康チャレンジ事業の実施や健康アプリ「あるこ」の運用、健康づくりに取り組む市内団体等の育成など、市民の主体的な健康づくりを支援します。また、かかりつけ医療機関の普及啓発を行います。	健康課
健康情報普及サイト事業の実施	子どもに必要な予防接種を適切かつ計画的に受けられるよう、予防接種の実施スケジュールや接種履歴を管理するとともに、子育てに必要な情報を一括で確認できるアプリ「いこいこ」を運営します。	健康課
健康づくり（運動）の推進に向けた検討	学校を核としたまちづくりの推進に向けた行政サービスの一つとして、心と体の健康の増進を図るため、身近な場所での健康づくりや運動機会の充実について検討します。	関係各課
こころの健康・自殺対策の推進	生きることの包括的な支援として、必要に応じて誰もが自殺対策に関する支援を受けられるよう、自殺対策を総合的・効果的に推進します。	健康課

施策

8-2

基本施策 8 いつまでも健康で元気に暮らすために

高齢者の社会活動や生きがいがいづ くりの充実

施策
目標

高齢者が自身の知識や経験を活かして、生きがいを持っていきいきと楽しく活躍できるまちをめざします。


現状と課題


- ▶本市では、シルバー人材センターとの連携等により、高齢者の就労、社会参加の支援に取り組んできました。
- ▶本市の高齢者人口は今後も増加する見込みであり、高齢者がこれまでの知識や経験を活かし、地域の一員として、役割を持って活躍し、生きがいを持って社会参加することが重要です。
- ▶地域で活動している団体等との連携を促進し、より多様な活動機会を創出するとともに、参加を希望する高齢者とを結びつける取組が必要です。
- ▶社会とのつながりを失うことは、心身が老い衰えるフレイル（虚弱状態）の最初のきっかけになることから、ボランティア活動や、学習、スポーツ・レクリエーション活動、就労などを通じて、社会に参加していくことが重要です。

関連する個別計画等

- ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

成果指標

	現状値	目標値
●高齢者生きがい推進事業への参加延べ人数	5,783人	▶ 11,500人
●介護支援ボランティアのポイント付与延べ人数 	231人	▶ 528人

: 西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1 高齢者の社会参加への支援

高齢者一人ひとりがそれぞれの興味や関心、特性に応じ、趣味や特技、知識や経験を活かして、多様な社会参加につなげていけるよう、ニーズに応じた情報提供を進めます。また、教養、文化芸術、スポーツ・レクリエーションなどの活動に参加したり、学習や発表ができる場の機会の充実を図ります。

2 フレイル予防の推進

元気な時から、「栄養・食・口腔」、「運動」、「社会参加」の3つをバランス良く行い、早めに自分のフレイルの状態に気づき、予防に取り組めるよう意識啓発を促進するとともに、フレイル予防に係る取組の担い手の育成を推進します。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
高齢者の生きがいづくり事業の充実	高齢者が、社会とのつながりを持ち、いきいきとした生活を送れるよう、高齢者大学や各種教室等の開催など、高齢者の生きがいづくりの更なる推進に取り組めます。	高齢者支援課
高齢者の社会参加を促進する仕組みの充実	高齢者が、自らの希望に応じて、ボランティア、趣味活動、就労的活動等の社会参加を行うことが出来るよう、相談窓口の設置や情報を提供するサイトの運営等を行います。	高齢者支援課
シルバー人材センターへの支援	高齢者の生きがいづくりを推進するため、就労を通じた社会参加の機会を提供できるよう、西東京市シルバー人材センターの運営を支援します。	地域共生課
フレイル予防事業の推進	健康寿命の延伸に向けて、フレイルに対する早期の気づきと行動変容を促し、フレイル状態を確認する「フレイルチェック」を実施するとともに、フレイル予防にかかる担い手の育成を行います。	高齢者支援課

施策

8-3

基本施策 8 いつまでも健康で元気に暮らすために

障害者の社会参加の推進

施策目標

障害のある人が、地域の一員としてそれぞれの能力やスキルを活かし、自分らしく活躍できるまちをめざします。

現状と課題

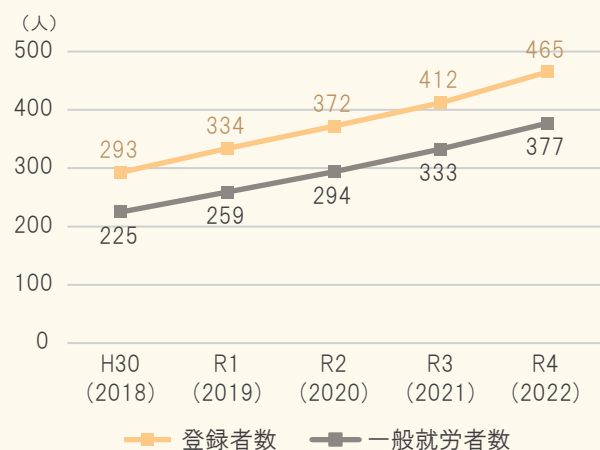
- ▶ 障害のある人一人ひとりがかけがえのない個人として尊重されるとともに、障害の有無にかかわらず、誰もが地域の一員として、お互いの個性を尊重し合い、支え合う地域共生社会の実現が求められています。
- ▶ 本市では、障害のある人が、それぞれの知識・スキルを活かした就労を選択できるよう、就労支援体制の強化や就労定着支援などに取り組んできました。
- ▶ より多くの方が希望する就労環境で働くことができるよう、障害者就労支援センター「一歩」※を拠点とし、障害者雇用に取り組む意欲ある民間企業等と連携し、障害特性を考慮した、多様な働き方、多様な勤務形態の雇用の確保に努めることが必要です。
- ▶ 障害のある人が地域を中心とした活動に参加しやすくなるよう、障害に関する理解を深めるとともに、地域の人との交流を進めていくことが重要です。また、障害のある人が地域で活躍できる多様な機会や場づくりが求められています。

関連する個別計画等

- ・ 障害者基本計画
- ・ 障害福祉計画・障害児福祉計画

データ

■ 就労支援センター「一歩」の登録者数及び一般就労者数の推移



成果指標

	現状値	目標値
●就労援助事業に登録して一般就労した人数	377人	936人
●障害者（児）スポーツ事業への参加延べ人数	178人	653人
●就労定着支援の利用者数	73人	369人

目標の実現に向けた取組内容

1

障害の特性に応じた多様な社会参加の促進

障害のある人の自己決定が尊重され、社会参加できるよう、地域交流や普及啓発を推進するとともに、障害のある人が地域の一員として、いきいきと活動できる仕組みづくりを進めます。また、外出のための移動支援[※]や文化芸術、スポーツ・レクリエーション活動への参加支援など、さまざまなサービスを提供します。

2

障害のある人の雇用・就労の促進

障害のある人がその人にあった就労を選択できるよう、障害者就労支援センター「一歩」や公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校及び関係団体との連携を進め、雇用の促進や就労の場の確保に努めます。また、就労に向けた社会参加等の機会づくりや、就労の継続・定着のための適切な支援が受けられるよう、サービス提供体制の確保を進めます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
障害者（児）スポーツ等支援事業の実施	障害のある人のスポーツの機会を充実するため、スポーツ・レクリエーション活動や水泳教室等を開催します。	障害福祉課
障害者（児）移送サービス事業の充実	障害のある人の日常生活における移動を支援することにより、社会参加を促し、活動圏域の拡大を図ります。	障害福祉課
障害者就労支援事業の充実	障害のある人がそれぞれの知識・スキルを活かした就労を実現できるよう、一般就労の機会拡大を図るとともに、安心して働き続けるための就労・生活の一体的な支援を行います。	障害福祉課

※障害者就労支援センター「一歩」：西東京市に住む障害者に対し、就職し働き続けるために必要な情報提供、職業相談、職業適性判定、職場定着支援などのサービスを提供する施設

※移動支援：屋外での移動が困難な障害者に対して、外出時の介助など、外出に伴って必要と認められる身の回りの支援を行うこと。

みどりの保全・活用

施策
目標

公園・緑地や農地、屋敷林などの身近なみどりの保全、活用をめざします。

\\ 現状と課題 //

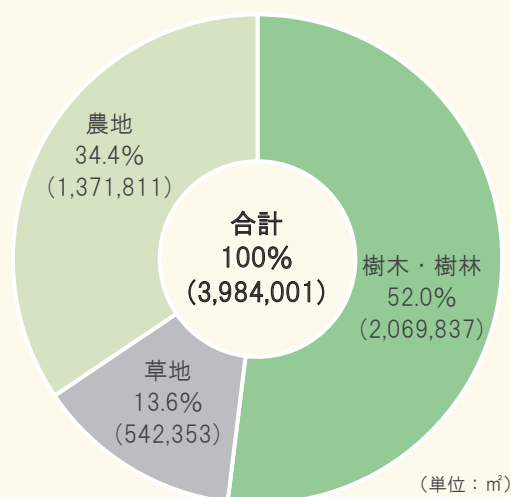
- ▶ 市内には公園・緑地や農地、屋敷林などのみどりが存在していますが、宅地化とともに減少傾向にあります。そのため、風土や歴史など地域の成り立ちを踏まえた特徴あるみどりを継承していくことが求められています。
- ▶ 本市では、農地の保全に努めるとともに、地域の人々に親しまれている下保谷四丁目特別緑地保全地区を定期的に一般開放するなど、市民が屋敷林に触れる機会の充実に取り組んできました。
- ▶ 身近にみどりを感じることができる良好な環境を次世代に引き継いでいくためには、公園施設のバランスがとれた配置を視野に入れつつ、民間活力の活用についても検討するとともに、身近な農地を保全・活用する取組を進めることにより、貴重なみどりの空間を確保することが必要です。
- ▶ 西原自然公園や下保谷四丁目特別緑地保全地区など、大きな面積を有する特色あるみどりについては、市民ボランティアとの協働によるみどりの保全・活用の取組を進めています。こうした協働による活動が一層広がるよう、多様な世代の公園ボランティアの育成に取り組むことが必要です。
- ▶ 生産緑地の宅地化等が今後も進むことが予想されることから、生産緑地に関わる制度の改正・創設に伴う都市農地の貸借や農業者の経営改善について、更なる取組の推進が課題となっています。
- ▶ 自然からの恵みを享受し、生活を持続的に豊かなものにするためには、生物多様性を保全していく必要があります。みどりの減少等による自然環境の変化は、生態系のバランスにも影響を与え、生物多様性が失われる原因となるため、生物多様性に配慮したみどりの保全を行っていくことが求められています。

関連する個別計画等

- ・ 都市計画マスタープラン
- ・ みどりの基本計画
- ・ 公園配置計画
- ・ 公園改修計画
- ・ 農業振興計画

データ

■ みどりの概要（令和4年度）



※緑被率…一定区域の中で、上空から見て芝や高木の樹冠など緑で覆われた面積が占める割合

成果指標

	現状値	目標値
● 公園ボランティア登録会員数	941人	▶ 1,400人
● 「花いっぱい運動」で年間に植え付けした花壇数	31箇所	▶ 37箇所
● 市民や民間事業者等が中心となって管理する公園・緑地・オープンスペースの数	76箇所	▶ 86箇所

: 西東京市版健康指標

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1

みどりを保全する仕組みの形成

市民、事業者、行政などの多様な主体がともにみどりの重要性を理解し、互いの協力のもと、みどりの保全に取り組みます。みどりの保全は、生物多様性の向上にも資するなど、多面的機能を持っているため、みどりに関する情報の積極的な発信、イベントの開催などにより、みどり等の大切さについての理解促進を図ります。また、市民との協働による公園や緑地などの維持・管理、民有地における樹木・樹林等の保存の支援、公園ボランティアの育成などを進めます。

2

農地の保全につながる取組の推進

農地の多面的な機能を活用するとともに、市民が農業とふれあい、交流する機会を提供するなど、農地の保全に対する理解を深める取組を進めます。また、農地の保全や新たな価値を創造するため、農業者や市民活動団体、民間企業、大学など地域の多様な主体と連携できる仕組みの形成を推進します。

3

公園等の適切な維持管理

既存の公園等について、利用者の安全確保を第一として、施設の老朽化や樹木の老木化等に対して、適切な維持・管理に努めます。また、指定管理者による管理運営のエリア拡大等、民間活力の活用を検討し、維持管理経費の抑制を図るとともに、市民サービスの向上に努めます。

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
西原自然公園の植生・管理	西原自然公園の貴重な樹林の再生に向けて、市民団体との協働により、計画的な植生管理を行うとともに、公園での活動を通じた市民のつながり及び健康づくりの機会の創出を図ります。	みどり公園課
小規模公園・緑地の活用	身近な屋外空間である小規模公園・緑地を活用した地域の活性化を図るため、市民協働による公園管理や市民のアイデア等をもとにした事業の実施を支援します。	みどり公園課
公園ボランティアとの協働	みどりあふれる快適な公園づくりに向けて、市民との協働による「花いっぱい運動」の実施や、自然観察会の開催等を通じて、緑化の推進を図るとともに公園ボランティアの活動を促進します。	みどり公園課
都市と農業が共生するまちづくりの推進（再掲13-1）	農業者と市民が相互理解を深め、農業振興及び農地の保全・活用を図るため、市民・農業者・行政が連携して、情報共有や交流機会の創出等に取り組みます。	産業振興課
公園施設の保全・更新	安全に公園利用ができるよう、遊具やトイレ等の日常的な点検や樹木等の剪定などを行うとともに、老朽化した公園施設について、計画的な補修・更新等の対応を行います。	みどり公園課

施策 9-2

基本施策 9 暮らしの中で身近にみどりを感じるために

みどりの空間の創出

施策 目標

公園・緑地、道路や公共施設などの身近な場所での緑化を進め、みどりのネットワークの形成をめざします。

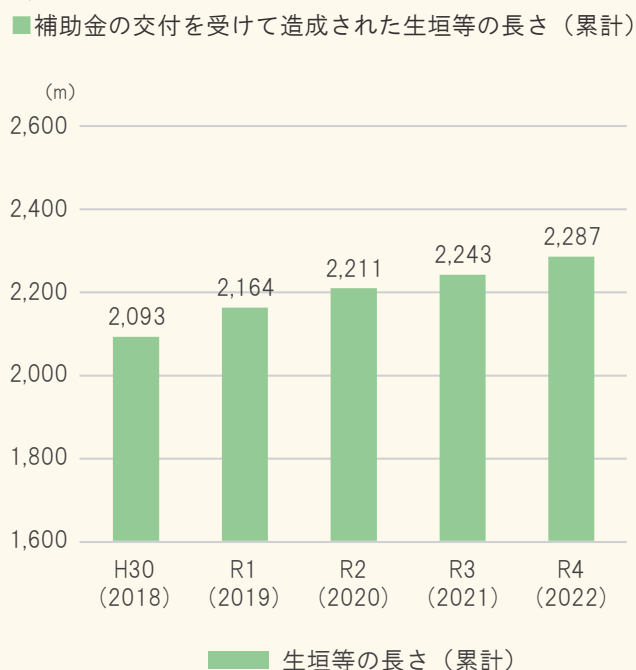
現状と課題

- ▶ 少子高齢化などの進行、市民ニーズの多様化に伴い、公園に求められる機能や公園を取り巻く状況も大きく変化しています。
- ▶ 近年では令和2（2020）年に、泉小わくわく公園を新設しましたが、近隣他市と比べると一人当たりの公園面積が少なく、配置の地域格差も課題となっています。また、開発に伴って提供される小規模な公園や緑地が市内に分散していることから、その維持管理が大きな課題となっています。
- ▶ 身近に点在する公園等のみどりの空間を、市民のコミュニティ形成や健康づくりの場として活用するとともに、日常的にみどりに親しめる魅力的なライフスタイルの創出や、まちを回遊し楽しむための場として活かしていくことが求められています。
- ▶ 公共施設の緑化や民有地の緑化支援、市民協働や民間活力の導入などによる公園の活用及び新たなみどりの創出などの取組が必要です。
- ▶ 大規模公園については、計画的な公園のリニューアルによって、個性を活かした特色ある公園づくりに取り組むことが必要です。

関連する個別計画等

- ・みどりの基本計画
- ・公園配置計画
- ・下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画

データ



成果指標

	現状値	目標値
● 「市内の公園利用」に対する市民満足度	48.9% (令和3年度)	▶ 56.9%
● 補助金の交付を受けて造成された生垣等の長さ（累計） [👤]	2,287m	▶ 2,677m
● 市民一人当たりの公園面積 [👤]	1.88㎡	▶ 2.00㎡

👤：西東京市版健康指標

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1 公園・緑地の充実

市域全体の公園・緑地の配置バランスを考慮し、借地公園や解除された生産緑地などの買取りを含めた公園配置・整備などの検討を進めます。また、既存の大規模な公園・緑地については、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が楽しめる拠点として、市民の声を反映した整備・充実に取り組みます。

2 身近なみどりの創出

市民との協働によりみどりを保全し、創出する取組を推進します。また、民有地における緑化推進について、市民や事業者の主体的な取組を促すとともに、公共施設や街路空間などの緑化を引き続き推進します。

3 みどりのネットワークの形成

道路、公共施設などの身近な場所での緑化を進め、市内に点在する公園・緑地や農地、屋敷林などをつなげ、みどりのネットワークの形成に取り組みます。また、風土や歴史など地域の成り立ちを踏まえた特徴あるみどり等の質の高いみどりについては、積極的に保全し、活用を図ります。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
特色ある公園づくりの推進	多様化する市民ニーズを踏まえ、大規模公園の計画的なリニューアル等を行い、特色ある公園づくりを推進します。また、市立公園の指定管理者制度の活用を推進し、公園のサービス向上を図ります。	みどり公園課
東伏見公園の機能の充実に向けた対応	都立東伏見公園について、市民にとって使いやすく、利便性の高い公園となるよう、公園機能の充実に向け、東京都への働きかけを行います。	みどり公園課
樹木等保存事業の実施	市内に現存する民有地の樹木・樹林・生垣の保存のための助成を行い、身近なみどりの保護・保全に取り組みます。	みどり公園課
緑と花の沿道推進事業の実施	宅地と道路との接道部の緑化を推進するとともに、ブロック塀等の倒壊による災害の発生を防止するため、個人が所有・管理する宅地の生垣や花壇の造成、フェンスの緑化に対し支援を行います。	みどり公園課
下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全・活用	豊かなみどりが実感できるまちの実現を目指し、貴重なみどりである下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全に取り組みます。また、屋敷林等を活用した四季を感じるイベントや一般開放を実施します。	みどり公園課



施策
10-1

基本施策 10 環境に配慮した持続可能な社会を構築するために

ゼロカーボンシティの推進

施策
目標

市民、事業者、行政の協働による脱炭素社会の実現をめざします。

\\ 現状と課題 \\

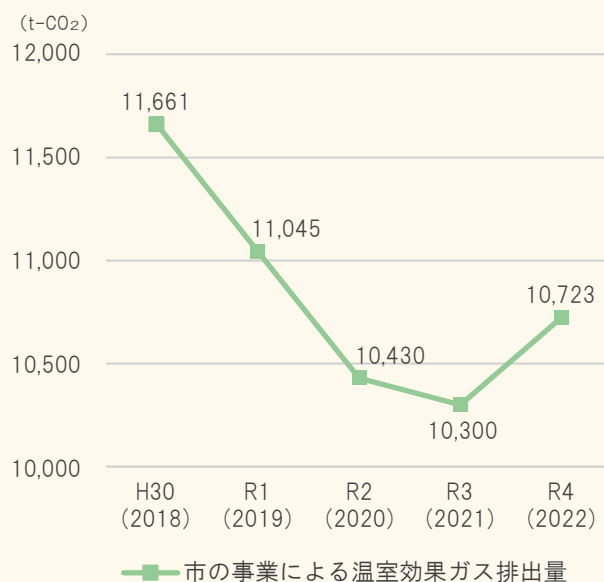
- ▶ 近年、地球温暖化によって、国内外でさまざまな気象災害が発生しており、その要因である二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの抑制が課題となっています。
- ▶ 本市では、令和4（2022）年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しています。
- ▶ ゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入推進など市全体で脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるとともに、環境意識の醸成を図るため、あらゆる世代に対して環境教育を推進していくことが必要です。
- ▶ 地球温暖化による気候変動の対策を最大限実施しても避けられない影響に対しては、その被害を軽減することが重要になります。
- ▶ 市民一人ひとりが環境問題に取り組むために、市民活動団体・事業者等と連携しながら、身近な環境問題を題材とした環境学習活動や情報提供などの更なる充実を図ることが重要です。

関連する個別計画等

- ・環境基本計画

データ

■市の事業による温室効果ガス排出量の推移



成果指標

●環境学習講座への参加者数

現状値

533人

目標値

▶ 3,500人

●市内のエネルギー消費量

5,527TJ
(令和2年度)

▶ 3,281TJ

●市の事務事業からの温室効果ガス排出量

10,723t-CO₂

▶ 3,600t-CO₂

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1

市民、事業者、行政の環境を大切に する意識づくり

市民、事業者、行政による環境配慮意識の醸成や、環境配慮行動の促進を図るために、環境学習の機会や環境情報の提供などの取組の更なる充実を図ります。また、環境フェスティバルなどを利用して環境情報を幅広く市民に提供するとともに、一人ひとりの行動につながるための取組を進めます。

2

公共施設から排出される温室効果ガスの削減

行政においては、地球温暖化対策実行計画・事務事業編に基づき、環境マネジメントシステムの運用などに率先して取り組み、職員の環境配慮行動の徹底や事務事業において排出される温室効果ガスの抑制のための対策に引き続き取り組みます。あわせて、公共施設における照明設備のLED化をはじめとする省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を図り、温室効果ガスの削減に努めます。

3

市内から排出される温室効果ガスの削減

エコプラザ西東京を拠点とした情報の共有・活用を推進し、地球温暖化対策に対する市民の理解を深めます。また、環境基本計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となり、省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及促進、気候変動対策などに取り組みます。

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
環境保全の推進	環境基本計画における基本方針に基づき、市民、事業者、行政が連携し、環境保全を推進します。	環境保全課
環境情報の提供及び環境学習の実施	エコプラザ西東京を拠点として、専門講師による環境講座の実施や環境フェスティバルの開催、保育園や小学生への出前講座を通じた環境情報の提供等により、市民等への環境意識の啓発を行います。	環境保全課
環境マネジメントの推進	市が行う事務事業による環境への負荷低減と良好な環境の保全を目指し、各課における省エネルギー、省資源の取組により、環境マネジメントを推進します。	環境保全課
地球温暖化対策事業の実施	環境チャレンジ・環境アワード等の実施により環境に配慮した行動を推進するとともに、省エネルギー機器の設置や取替え等に対する助成を行い、温室効果ガスの削減に努めます。	環境保全課

施策 10-2

基本施策 10 環境に配慮した持続可能な社会を構築するために

循環型社会の構築

施策 目標

ごみの発生抑制と資源の有効利用を進め、環境負荷の少ない循環型のまちをめざします。

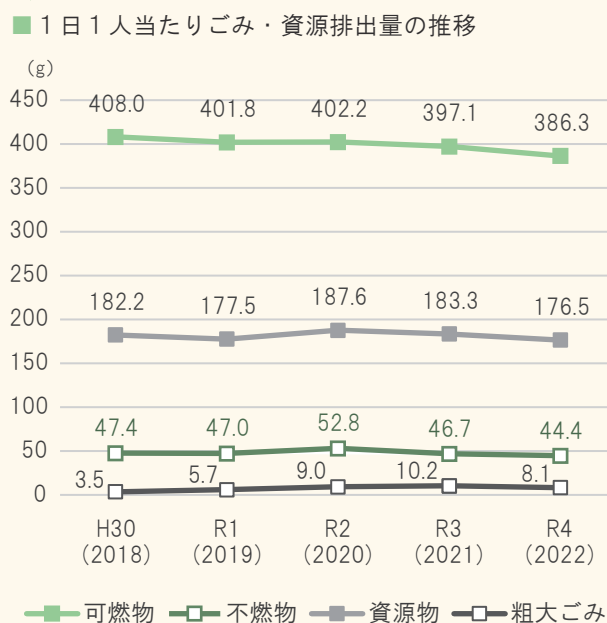
現状と課題

- ▶本市では、資源物の収集方法を拠点回収から戸別回収に変更するなど、ごみの分別推進や減量化の促進してきました。また、民間事業者との連携によるリユース・リサイクルの推進に取り組んできました。
- ▶ごみの分別や資源化等の取組により、本市では全国でも高いごみの減量実績を示していますが、更なるごみの減量を図るため、ごみの分別の徹底を周知していくことが必要です。
- ▶市民、事業者、行政がそれぞれの役割を定め、三者の協働により、「ごみをごみとしない」ことを目指し、ごみの発生抑制や資源化に取り組み、循環型社会の構築を一層進めることが求められています。
- ▶プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、事業者、自治体、消費者の連携による、プラスチックのライフサイクル全般における資源循環の取組が位置づけられたことから、今後は製品プラスチックの資源化に向けた取組の検討が必要です。
- ▶まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう「食品ロス」は、運搬や焼却の際に二酸化炭素を排出するなどの環境負荷につながります。食べ物を無駄にしないという意識を持ち、社会全体で食品ロスの削減に取り組むことが必要です。

関連する個別計画等

- ・一般廃棄物処理基本計画
- ・分別収集計画

データ



成果指標

	現状値	目標値
●一人当たりのごみ収集量 (ごみ原単位) 🗑️	529.5g	▶ 516.8g
●資源化率 🗑️	32.4%	▶ 33.2%
●ごみ排出総量 🗑️	32,967t	▶ 31,739t
●食品ロスに係る出前講座の実施回数	2回	▶ 20回

🗑️: 西東京市版健康指標

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1 ごみの削減及び4Rの推進

エコプラザ西東京を拠点として、ごみを出さないライフスタイルの定着を目指し、4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）を推進するための意識啓発や新たな情報提供手段の検討などを行います。また、自治会・町内会などを中心に行われている、資源物の集団回収活動を継続して実施します。

2 食品ロスの削減

食品ロスを削減するために家庭でできることの周知・啓発、フードドライブなどへの市民の参加・協力の促進など、食品ロスについて一人ひとりが考え、行動することにつながる取組を進めます。

3 事業者等との連携によるごみの発生抑制

事業者等の情報提供サイト等を活用した家庭における不用品のリユースの促進や、小売店におけるペットボトルのリサイクルの促進など、事業者等との連携によるごみの発生抑制や減量に取り組みます。

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
資源循環型社会の推進	ごみの発生抑制と環境負荷の軽減に向け、剪定枝や生ごみ等の堆肥化、レアメタル等の抽出及び資源化を目的とした小型電子機器の回収などに取り組み、CO ₂ の削減と資源化を推進します。	ごみ減量推進課
食品ロスの削減に向けた取組の推進	食品ロス発生の抑制に向けて、公立保育園や小学校での出前講座の開催や、環境フェスティバル等のイベントにおける普及啓発活動に取り組むとともに、事業者向けマニュアルを策定します。	ごみ減量推進課
事業者等との連携によるごみの発生の抑制	事業者等が実施しているリユースやリサイクルに関する事業について、家庭から排出されるごみの減量を目的として協定を締結すること等で連携し、ごみの発生の抑制を推進します。	ごみ減量推進課

施策 10-3

基本施策 10 環境に配慮した持続可能な社会を構築するために

生活環境の維持

施策 目標

公害等の防止対策や身近な環境美化に取り組み、生活環境が良好なまちをめざします。

現状と課題

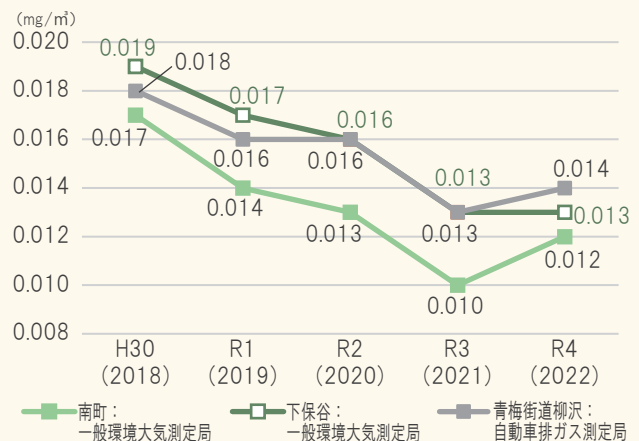
- ▶ 本市における公害に関わる苦情の多くは、騒音に関するものとなっています。特に、一時的な工事等に伴うものではない日常的・継続的な騒音については、引き続き、調査・指導等を行い、防止や緩和に努める必要があります。
- ▶ 大気汚染については、その発生要因についての周知等を行っていますが、大気汚染や河川の水質汚染などの公害の未然防止は引き続き重要な課題であり、その対策については、国、東京都、近隣自治体と協力・連携を図りながら取り組む必要があります。
- ▶ 今後は、石綿（アスベスト）を含む建材で造られた建築物が耐用年数を超過し、解体・改修工事が増えてくることが予想されています。大気汚染防止法の改正に伴い、環境汚染の未然防止及び生活環境の保全に努める必要があります。
- ▶ 公共の場所での喫煙による健康被害やポイ捨てによるまちの景観の悪化を防止するための啓発活動を行っていますが、今後も、まちの美化を推進する取組を継続していく必要があります。

関連する個別計画等

- ・ 環境基本計画

データ

■ 大気中の浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果（年平均値）



成果指標

	現状値	目標値
●「生活環境の維持」の取組に対する市民満足度	25.4% (令和3年度)	▶ 30.4%
●公害の苦情受付件数	66件	▶ 55件

目標の実現に向けた取組内容

1 大気汚染などの公害の防止

大気、水質、地下水、騒音、振動などの継続的な調査やモニタリング※などにより、問題の早期発見に努めるとともに、市域を超えた広域的な問題等については、国や東京都、近隣自治体などと連携して対応していきます。さらに、大気汚染防止対策の一つとして、電気自動車などの普及啓発に努めます。

2 まちの美化の推進

公共の場所における路上喫煙やポイ捨ての抑制と防止のため、清掃活動やマナーの向上を呼びかける啓発活動に取り組みます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
公害等対策事業の実施	公害により市民の健康又は生活環境に被害が発生しないよう、大気・水質・騒音・振動等の基準適合状況の調査や、関連法令の遵守に向けた規制指導等を行います。	環境保全課
環境美化に向けた取組の推進	生活環境の維持及び環境美化のため、公共の場所における路上喫煙やポイ捨ての抑制と防止を目的として、清掃活動やマナーの向上を呼びかける啓発活動に取り組みます。	ごみ減量推進課

※モニタリング：監視・追跡のために、継続して同じ手法で行う観測や調査のこと。

施策

11-1

基本施策 11 快適で魅力的な住みやすいまちで暮らすために

住みやすい住環境の整備

施策
目標

地域の特色を活かしたゆとりある住環境を維持し、住みやすい魅力あるまちをめざします。

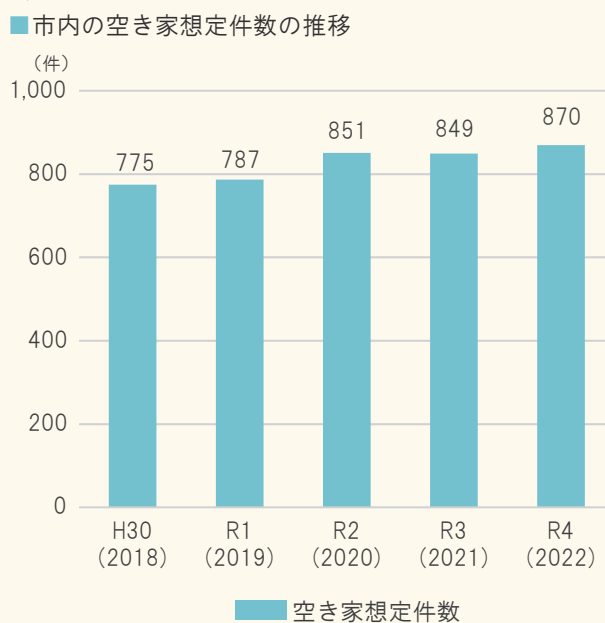
\\ 現状と課題 //

- ▶本市では、都市計画道路の整備や大規模な土地利用転換等の際に、周辺の住環境と調和のとれたまちなみとなるよう、地区計画制度などを活用し、規制誘導を行っています。
 - ▶住み続けたい・住んでみたいと思える魅力ある住環境を保全・形成するためには、駅周辺をはじめ、それぞれの地域の特性にふさわしい土地利用を促進する中で、地域の環境と調和がとれた都市開発の誘導及び景観の整備、身近なみどりなど地域の特色を活かした愛着がわく美しいまちなみの整備等を進めることが必要です。
 - ▶多くの人々が利用する駅周辺などにおいては、市民、事業者、行政の協働により、にぎわいのあるまちなみづくりや誰もが暮らしやすいと思えるような都市機能の誘導、ユニバーサルデザインの導入及び
- バリアフリー化をさらに進めることが必要です。
 - ▶全国的に空き家等は増加傾向にあり、防犯、防災、衛生、景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性が指摘されています。本市では、市内の空き家等の流通促進と建物等の継続利用による空き家等の発生予防を図るため、空き家情報登録制度「西東京市空き家バンク」を創設しました。今後は、この制度を活用しながら、良好な住環境の保全に努めることが必要です。
 - ▶高齢者単身世帯の割合の増加などに伴う居室内での事故や孤独死等のリスクの高まりを背景に、高齢者や障害のある人、ひとり親家庭等の住宅確保要配慮者が入居を拒まれるケースが見られるため、安心して暮らせる住宅の確保を支援することが必要です。


関連する個別計画等

- ・ 都市計画マスタープラン
- ・ 人にやさしいまちづくり推進計画
- ・ 住宅マスタープラン
- ・ 空き家等対策計画
- ・ 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画

データ



成果指標


● 地区計画決定数（累計）

現状値

9 地区

目標値

12 地区

● 助成金の交付を受けて耐震診断・耐震改修等（耐震化）された戸数 


11 戸

11 戸

● 空き家等想定件数

870 件

870 件

：西東京市版健康指標

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1

身近にみどりを感じることができ る美しいまちなみづくりの推進

適正な建築基準行政を推進するとともに、景観づくりのルール化などに取り組みます。また、市民、事業者、行政が連携して、みどりの保全や地域の特性を活かしたまちなみづくり、景観に配慮した開発の誘導、住みやすい住環境の推進などに取り組みます。

2

駅周辺や各地域の特性に応じた 特色あるまちづくりの推進

都市機能の向上等が望まれる駅周辺については、にぎわいと交流があるまちづくりを目指し、まちの顔にふさわしい都市機能の誘導を進めます。また、各地域においては、権利者や事業者などの関係者等との連携を強化し、市民の意見を取り入れながら、それぞれの地域の特色を活かしたまちづくりを進めます。

3

誰もが利用しやすいまちづ くりの推進

誰もが不自由なく外出時の移動や公共施設などの利用ができるよう、ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を進めます。

4

空き家等対策の推進

空き家等の問題に対する意識啓発を行うとともに、市民、事業者、所有者等と連携・協力して、空き家等の発生抑制に努めます。また、既に発生している空き家等については、所有者に対して必要な情報提供を行い、利活用の促進や適切な管理支援を行います。

5

要配慮者の住まいの確保の 支援

住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいを確保するための支援に取り組みます。

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
良好な景観整備の推進	都市計画マスタープランで示す土地利用の方針を踏まえ、地域の特性を活かし、みどりと住環境、都市機能などが調和した良好な都市景観を形成するため、地区計画等の検討・策定を行います。	都市計画課
駅周辺環境の充実	都市計画マスタープランで示す駅拠点では、駅周辺における公園の整備や連続立体交差事業を契機とした交通広場の再整備等、にぎわいと交流の拠点となるまちづくりを推進します。	みどり公園課 都市計画課
空き家等対策・利活用の推進	防災、衛生、景観等の観点から空き家等の適切な管理を行うため、市内の空き家等の実態把握、空き家バンクの利活用等、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施します。	住宅課
住宅セーフティネット事業の実施	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居ができるよう、不動産団体・居住支援団体・市が連携し、賃貸人・賃借人の双方への住宅情報の提供と必要な支援を行います。	住宅課

体系的な道路ネットワークの整備

施策
目標

計画的な道路整備や維持管理を行い、安全性や防災性、交通便利性の高いまちをめざします。

\\ 現状と課題 //

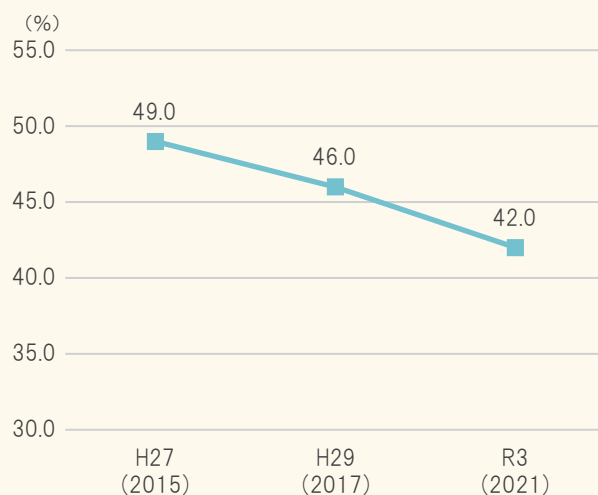
- ▶ 都市の骨格を形成する幹線道路である都市計画道路は、交通を安全で円滑に処理するだけでなく、延焼の防止等の防災空間、沿道環境を保全するための環境空間、ライフラインの収容空間などの多様な機能を担う重要な都市基盤です。これまで都市計画道路等の整備を進めてきましたが、いまだ整備率は低い水準にあります。
- ▶ 幹線道路に囲まれた生活道路は、日常的な交通利便性や安全性、快適性を確保するために重要であり、体系的な道路ネットワークを形成することが必要です。
- ▶ 市内の踏切については、交通のボトルネックとなっており、長期的には道路と鉄道の連続立体交差化による踏切の解消が検討されていますが、あわせて、歩行者の安全性確保を目的とした短期的な対策を実施することが必要です。
- ▶ 橋梁や道路の機能を適正に発揮し続けるためには、経年劣化に加え、地震等の災害にも耐えることが必要です。そのため、防災・安全性能について向上を図ることが必要です。

関連する個別計画等

- ・都市計画マスタープラン
- ・道路整備計画
- ・無電柱化推進計画
- ・橋梁長寿命化修繕計画
- ・下水道プラン


データ

■ 「円滑な車両交通のための幹線・生活道路の整備」に対する市民満足度の推移



■ 「円滑な車両交通のための幹線・生活道路の整備」に対する市民満足度

成果指標


● 都市計画道路整備率 

現状値

48.4%


目標値

57.9%

● 無電柱化路線整備率 

6.6%

9.1%

: 西東京市版健康指標

\\ 目標の実現に向けた取組内容 //

1 道路ネットワークの充実

市民の利便性の向上や慢性的な交通渋滞の解消、生活道路における通過交通の抑制、防災性の向上を図るため、都市計画道路等の幹線道路の整備を計画的に進めます。また、道路と鉄道の連続立体交差化の推進や、市内の踏切について歩行者の安全確保を第一とした取組を検討します。

2 道路等の適切な維持管理

地域内の移動を支える生活道路については、地域住民の意見を踏まえながら、必要に応じて道路の部分改良や補修等を行います。また、老朽化が進む都市基盤に関しては、計画的な更新や長寿命化を推進するとともに、橋梁等については、防災・安全性能を維持するために必要な修繕等を計画的に進めます。

3 安全な歩行空間の確保

安全な歩行空間の確保に向け、部分的な歩道の新設・拡幅を検討します。また、幹線道路等の整備にあわせた無電柱化を計画的に進めます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
西東京都市計画道路3・4・11号線の整備	西東京都市計画道路3・4・11号線の未整備区間を整備し、市内東西方向のアクセス向上を図ります。	道路課
西東京都市計画道路3・4・17号線の整備検討	東伏見駅南口へのアクセス性の向上などを図るため、西武新宿線の連続立体交差事業にあわせ、南口駅前広場付近以南の西東京都市計画道路3・4・17号線の整備に向けた検討を行います。	都市計画課 道路課
西東京都市計画道路3・4・18号線の整備検討	西武柳沢駅北口の交通利便性及び北口商店街の活性化を視野に、北口交通広場など西東京都市計画道路3・4・18号線の整備に向けた検討を行います。	都市計画課 道路課
西東京都市計画道路3・4・24号線の整備	交通アクセスの円滑化及び周辺地域の活性化を図るため、田無駅南口の交通広場の整備を推進するとともに、西東京都市計画道路3・4・24号線の整備に向けた準備を行います。	道路課
西東京都市計画道路3・5・10号線の整備	東西方向のアクセス性の向上や防災性の向上を図るため、西東京都市計画道路3・5・10号線の未整備区間について、整備に向けた準備を行います。	道路課
道路と鉄道の連続立体交差化に向けた取組	東京都が事業主体となる西武新宿線の井荻駅から西武柳沢駅間における連続立体交差化を推進するとともに、「東伏見駅周辺地区まちづくり構想」に基づいたまちづくりの検討を行います。	交通課
市道の新設改良事業の実施	歩行者及び通行車両の安全で円滑な通行を確保するため、市道の新設改良工事を行います。	道路課
向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連周辺道路の整備	向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連周辺道路整備計画に基づき、安全で円滑な交通環境の実現に向けた市道の整備を行います。	道路課
公共インフラ保全事業の実施	道路・橋梁等の安全を確保するとともに、維持保全に係るコストの削減を図るための修繕を計画的に行います。また、老朽化等による被害を未然に防止するための定期点検を実施します。	道路課 下水道課
下水道施設保全事業の実施	老朽化が進む下水道施設について、「ストックマネジメント計画」に基づき、適切な維持管理による耐用年数の延伸、ライフサイクルコストの縮減を図ります。	下水道課
地籍調査の実施	国土調査法に基づき、土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化などを図るため、土地の境界や面積等の調査を実施します。	道路課
安全な歩行空間の確保	歩行者及び通行車両の安全で円滑な通行を確保するため、道路の改良などの整備等により、歩行空間の確保を図ります。	都市計画課 道路課

施策

11-3

基本施策 11 快適で魅力的な住みやすいまちで暮らすために

人と環境にやさしい交通環境の整備

施策
目標

誰もが安全性、利便性、快適性を感じられる総合的な交通環境づくりをめざします。




現状と課題


- ▶本市では、既存の鉄道、路線バスではカバーしきれない公共交通空白地域の交通利便性向上を目的に、コミュニティバス「はなバス」を運行しています。また、自転車が安全・快適に通行できる環境づくりに向けて、自転車の通行空間や自転車ナビマークの整備を進めています。
- ▶市民の移動需要に応じたコミュニティバス「はなバス」の運行改善や新たな公共交通手段の検討に取り組むとともに、技術革新等を見据え、交通事業者などの多様な主体と連携しながら、自転車と歩行者、車が共存する安全な交通環境の実現に取り組むことが必要です。
- ▶鉄道・バス・タクシー・自転車等の乗り換えを行う交通結節機能の向上を図ることが必要です。
- ▶近年、環境への配慮や健康志向の高まり、体力づくりなどの理由から、自転車利用者が増えています。
- ▶駅周辺等における需要に応じた自転車駐車場の整備や放置自転車対策が必要です。また、シェアサイクルの普及促進に向けた検討など、自転車を活用したまちづくりを進めることが求められています。
- ▶ユニバーサルデザインの視点から、市民の移動ニーズに応じた支援の検討が必要です。

関連する個別計画等

- ・都市計画マスタープラン
- ・地域公共交通計画
- ・交通安全計画
- ・道路整備計画

成果指標

	現状値	目標値
●はなバスの輸送人員 	2,665人	▶ 3,607人
●駅周辺の自転車駐車場収容可能台数 	17,816台	▶ 増加
●市道への自転車ナビマーク・ナビラインの整備路線数 	13路線	▶ 増加

: 西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1

体系的な交通ネットワーク整備の推進

すべての人にやさしく、環境に配慮した安全・安心な交通体系の実現に向けて取り組みます。また、市民ニーズや利用実態を踏まえた「はなバス」の効率的な運行に努めるとともに、既存の鉄道、路線バスでは対応できない公共交通空白地域の移動手段については、ユニバーサルデザインの視点を踏まえて検討します。

2

歩行者、自転車、車が共存するまちづくりの推進

一定規模以上の幅員を有する幹線道路においては、道路空間の再配分を検討します。その他の道路については、歩行者や自転車、車それぞれの通行状況に応じた安全対策などの検討を進めます。また、徒歩や自転車などの環境にやさしい移動手段への転換を図るため、自転車駐車場の整備等やシェアサイクルの普及促進に向けた検討を進めます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
はなバスの運行	既存の鉄道や路線バスではカバーしきれない「公共交通空白地域」の解消を目的に、バス事業者との協定により、コミュニティバス「はなバス」を運行します。	交通課
公共交通空白地域における移動手段の検討	「公共交通空白地域」の解消に向けた新たな移動手段の導入について、道路基盤整備の進捗状況を踏まえながら、運行の持続性を考慮して検討等を進めていきます。	交通課
自転車を活用したまちづくりの推進	環境にやさしい交通手段である自転車利用時の利便性を向上し、活用の促進を図るため、自転車通行空間の整備やサイクルシェアリングの普及促進に向けた民間事業者との調整、検討などを行います。	交通課
駅周辺の自転車駐車場の検討	将来的な需要を見据え、自転車駐車場の運営方法や適正配置に向けた検討を行います。	交通課

施策

12-1

基本施策 12 安全で安心して暮らすために

災害や地域の危機に強いまちづくりの推進

施策目標

市民の生命や財産を守るため、非常時における危機管理体制を強化し、地域の防災力を高めることで、安全・安心かつ強靱なまちをめざします。

現状と課題

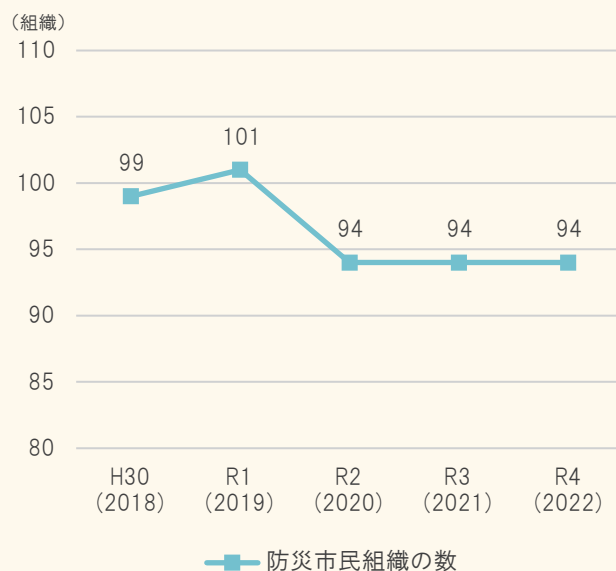
- ▶ 東京都では、令和4（2022）年に、首都直下型地震等による東京の被害想定が10年ぶりに見直されました。市内では大規模な延焼クラスターの発生による建物被害や死傷者等の増大が懸念され、木造密集地域等への火災抑止、地域住民による初期消火能力の向上などが課題となっています。
- ▶ 本市では、防災行政無線等による緊急情報の提供体制の確保とともに、防災訓練の実施や避難所運営協議会における活動、防災講話などを通して地域における自助・共助の意識醸成に努めています。
- ▶ いつどこで起きるのか分からない災害等の被害を最小限に食い止めるため、公助として防災基盤や情報提供手段の整備、耐震化等を引き続き進めていくとともに、さらに災害対策や危機管理に向けた組織体制の構築を推進していくことが必要です。
- ▶ 市民が地域の災害リスクを正しく理解し、「自らの命は自らが守る」という自助の考え方と、非常時に市民同士で助け合う共助の取組を強く後押しすることが必要です。
- ▶ 備品等の備えや、家具の固定等、防災意識の啓発に取り組むとともに、大規模災害を想定した防災訓練や災害時における要配慮者への支援訓練など、地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図ることが必要です。
- ▶ 近年、大型の台風や局地的な豪雨により、各地で浸水被害を受けることがあり、雨水溢水対策として、幹線道路の整備にあわせて、雨水幹線等の整備を検討することが必要です。

関連する個別計画等


- ・ 国土強靱化地域計画
- ・ 地域防災計画
- ・ 国民保護計画
- ・ 都市計画マスタープラン
- ・ 下水道プラン
- ・ 耐震改修促進計画

データ

■ 防災市民組織の数の推移



成果指標

● 防災市民組織の数 

● 総合防災訓練等への参加延べ人数

● 「災害に強いまち」の取組に対する市民満足度

現状値

94 組織

1,661 人


20.6%
(令和3年度)

目標値

150 組織

10,000 人

26.6%

: 西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1 防災基盤の整備の推進

自助・共助・公助の認識に基づく防災対策とともに、防火水槽・消火栓、防災行政無線などの整備・更新に取り組みます。また、災害時に備えた備蓄品の充実を図るとともに、災害が発生又は発生が予想される場合の情報伝達や連絡体制の強化、緊急情報の効果的な提供に努めます。

2 災害時の協力体制の確保

災害時における市民との協力体制を構築・強化します。また、地域、関係機関、行政が連携して、災害を想定した訓練や協力体制の構築に向けた取組を行うとともに、災害時にスムーズな避難ができるよう、子どもや女性、高齢者や障害のある人、外国人などに配慮した対策の推進や、要配慮者への支援の仕組みづくりに努めます。

3 雨水溢水対策等の推進

雨水管の計画的な整備などによる雨水溢水対策の強化を図ります。また、公共施設や家庭などの貯留・浸透施設などの整備を促進します。

4 耐震化の促進

公共施設や緊急輸送道路沿道の建築物などの耐震化を進めます。また、民間建築物に対する耐震診断・耐震改修などの支援の充実を図ります。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
防災基盤整備の推進	災害時の情報伝達手段となる防災行政無線等を整備します。また、迅速な情報伝達と各拠点との連携強化を図るとともに、「西東京市安全・安心いーなメール」を運用し、幅広い情報伝達を行います。	危機管理課
危機管理体制の強化	「西東京市危機管理基本ガイドライン」に基づき、研修・訓練を実施し、庁内における危機管理体制の強化を図ります。	危機管理課
緊急物資の充実、防災備蓄倉庫の整備	災害時に必要な緊急物資を確保するとともに、備蓄に必要な防災備蓄倉庫の整備やマンホールトイレ等の災害用トイレの充実を図ります。	危機管理課
消防団活動基盤の充実	火災や風水災の際に地域の防災リーダーとして活躍する消防団員の活動拠点である消防団詰所の建替えや消防ポンプ車の計画的な更新を行います。	危機管理課
自主防災組織活動への支援	地域における防災活動を支援するため、活動に必要な防災資器材等の購入経費の補助や、防災市民組織等を対象とした研修及び訓練事業等を実施し、防災リーダーの養成等を行います。	危機管理課
防災意識の啓発	防災意識の向上を目的とした防災イベントや各種訓練を実施します。また、自治会や町内会等に対する防災講話の実施や、地域配備消火器の適切な管理、ハザードマップの作成等を行います。	危機管理課
災害時の相互協力体制の充実	発災時に支援を要する高齢者、障害のある人等に関する情報を集約し、災害時要援護者名簿及び避難行動要支援者名簿を作成し、自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難体制の確保を図ります。	危機管理課
学校避難所運営協議会の充実	災害時に市立小学校及び中学校を避難所として円滑に開設・運営できるよう、また、地域の防災意識等の向上を図るため、学校及び地域住民等による協議や訓練を行います。	危機管理課 教育企画課
雨水溢水対策事業の実施	集中豪雨による都市型水害等を防ぐため、雨水管の計画的な整備等による雨水溢水対策の強化、公共施設や家庭等における貯留・浸透施設等の整備の促進、旧日特管の老朽化対策を実施します。	下水道課
雨水幹線整備事業の実施	市内の溢水対策を進めるため、東京都が施行する白子川一号雨水幹線の進捗状況を踏まえ、市内雨水幹線の整備を検討します。	下水道課
民間建築物の耐震化の促進	「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物及び避難路に面するブロック塀等に対して、建物の耐震化に向けた支援を行います。	住宅課

防犯・交通安全の推進

施策
目標

市民や地域、関係機関と連携し、誰もが安心して暮らせる安全なまちをめざします。

現状と課題

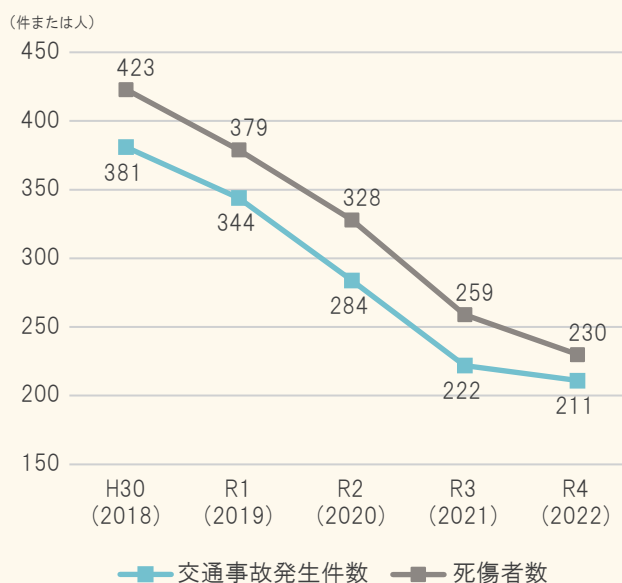
- ▶ 全国では、平成 14（2002）年をピークに減少を続けてきた刑法犯認知件数が、令和 4（2022）年に 20 年ぶりに増加しましたが、本市でも増加傾向に転じています。
- ▶ 本市では、防犯パトロールや防犯活動団体との連携による見守り活動など、防犯体制の強化に向けた取組を進めてきました。また、警察や関係機関と連携し、特殊詐欺の撲滅に向けた取組や自転車の安全利用に関する啓発活動なども実施しています。
- ▶ 犯罪や交通事故を減らし、地域の安全・安心を確保するためには、市民や子どもの安全意識を高め、防犯・交通安全に継続して取り組むとともに、警察をはじめとする関係機関とさらに連携を密にし、あらゆる世代において防犯力を強化することが必要です。
- ▶ 自転車利用者が増えており、利用時のマナーの向上に向けた啓発等が必要です。
- ▶ 消費者トラブルについては、その事案が多様化・複雑化しているため、引き続き、市民がトラブルに巻き込まれないための防止策の構築や、迅速で分かりやすい情報提供に取り組むことが重要です。あわせて、成年年齢の引き下げに伴う、若年層に対する消費者被害防止への対策も必要です。

関連する個別計画等

- ・交通安全計画

データ

■ 交通事故発生件数及び死傷者数の推移



成果指標

	現状値	目標値
●市内の指定重点犯罪認知件数 🏠	103 件	削減
●市内で発生した交通事故の件数 🏠	211 件	削減
●「地域パトロール強化などの防犯対策」に対する市民満足度	26.3% (令和3年度)	28.8%
●消費生活講座・講演への参加延べ人数	103 人	150 人

🏠: 西東京市版健康指標

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1

市民と連携した防犯体制の強化

関係機関と連携し、防犯活動団体などへの情報提供や支援を行い、市民の防犯意識や巧妙化する特殊詐欺等への意識の向上を図るとともに、地域の見守り活動を強化し、犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。

2

市民と連携した交通安全の推進

市民、地域、学校、警察、行政が連携して、子どもの見守りや交通安全の取組を推進するとともに市民の意識啓発に取り組みます。また、自転車の安全利用に向けた取組を進めます。

3

消費者トラブルの未然防止

複雑化・高度化する消費者トラブルに対応するため、関係機関との連携により、配慮を要する消費者を見守るネットワークを強化します。また、トラブルにあわないための取組として、消費者教育の推進や積極的な情報提供に努めます。

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
安全・安心なまちづくりの推進	市民の防犯意識の向上を図り、自主的な活動を促すため、市民や関係機関等との連携を図るとともに、防犯に関する情報提供や公共施設における防犯対策等を行います。	危機管理課
交通安全の取組	交通事故の減少を目指し、交通安全意識啓発のための周知・広報活動を行います。また、市内小学校における自転車安全教室のほか、市民や新入学児童を対象とした交通安全教室を開催します。	交通課
消費者相談事業の充実	消費者被害の未然・拡大防止を図るため、消費生活相談窓口を設置し、専門資格を有する相談員による相談対応を行うとともに、消費生活に関する啓発活動に取り組みます。	協働コミュニティ課



施策 13-1

基本施策 13 産業が活性化して活力のあるまちになるために

産業の振興

施策 目標

地域に根ざした農業・商工業を振興し、暮らしを支える産業が活発なまちをめざします。

現状と課題

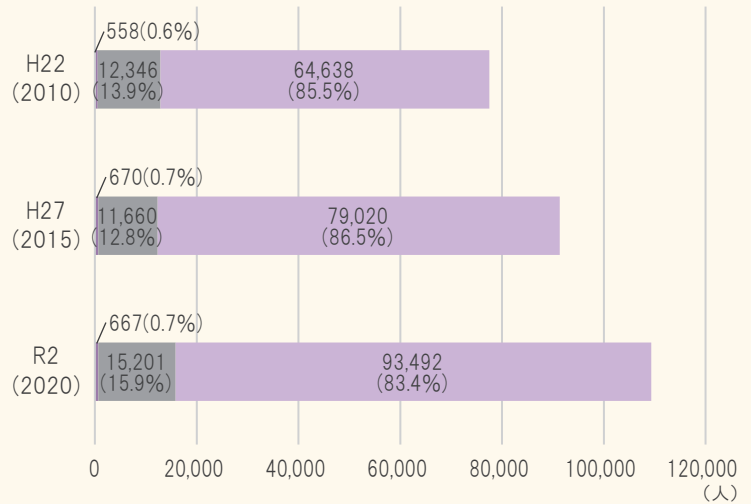
- ▶ 農業においては、農業者数や農地（生産緑地）面積が年々減少傾向にあります。一方、新鮮で安全・安心な農産物が身近で手に入ることが市民に高く評価されるとともに、自ら農作物を育てたいというニーズも高まっています。
- ▶ 本市では、農業者と市民が相互理解を深められるよう、農業体験や交流機会の創出に取り組んできました。また、「めぐみちゃんメニュー」などを通じ、市内農産物の活用拡大に努めています。
- ▶ 都市と農業が共生するまちの実現に向けて、持続可能な農業経営の環境を整えるとともに、都市農業の多様な機能を適切かつ十分に発揮できるよう、地域に密着した農業の振興に取り組むことが必要です。
- ▶ 商工業については、市内ものづくり事業者等の優れた商品や技術をPRし、新たなビジネスマッチングの機会を創出するために「西東京市匠 navi」を発行するとともに、SNSを活用した情報発信を行っています。
- ▶ 商店の廃業などによる空き店舗の増加、中小企業における人材不足や後継者の確保が課題となっています。個々の商工業者の経営の維持・発展につながる経営診断や相談機能の充実を図るほか、イベントなどの開催や空き店舗の活用などを通して商店街の振興に取り組むことが必要です。また、市内の中小企業に対する支援を継続し、地域の雇用促進につなげるとともに、未就労者への就職支援等に努めることが重要です。
- ▶ 多岐にわたる産業振興の取組を進めるためには、地域資源を活用しながら地域の価値や市民の愛着を高められるよう、農業・商工業従事者だけでなく、行政や市民、大学、金融機関等の連携を一層強め、市内経済の活性化と好循環につなげていくことが必要です。

関連する個別計画等

- ・産業振興マスタープラン
- ・農業振興計画

データ

産業別就業者数及び構成比の推移



■ 第1次産業就業者数 ■ 第2次産業就業者数 ■ 第3次産業就業者数

成果指標

	現状値	目標値
●市内における農業産出額（農家1戸当たり平均）	4,978 千円	7,489 千円
●農地面積 🍷	117.6ha	99.0ha
●「めぐみちゃんメニュー」認定数（累計数）	278 品	388 品
●市内事業所数 🍷	4,921 事業所	5,221 事業所
●一店逸品※認定数（累計）	245 商品	485 商品

🍷：西東京市版健康指標

※一店逸品：西東京商工会と連携して実施している事業で、モノやサービスなど各店舗独自の「逸品」を確立し、入りたくなるお店づくりを目指す事業

目標の実現に向けた取組内容

1 農業経営の促進と農地保全

J Aや農業生産団体等と連携し、市内農産物のブランディングや生産・流通等の支援を進め、持続可能な農業経営の環境づくりを支援します。また、生産緑地の貸借を可能とする仕組みの活用等により、農地の保全に取り組めます。

2 都市農業の魅力向上と理解促進

直売所の情報提供や西東京市農産物キャラクター「めぐみちゃん」の活用等により、地産地消を促進するとともに、市内産農産物について、市民がその魅力に触れる機会の充実や学校給食での活用を進めます。また、市民が農業・農地とふれあい、都市農業への理解を深める取組を推進します。

3 多様な商工業の振興

商店街の組織力の強化や新たな魅力の創出により、多くの人が行き交う活気のある商店街づくりを支援します。また、商店街内にある空き店舗の活用や、消費者ニーズを踏まえた利用しやすい環境づくりに取り組めます。あわせて、地域経済の活性化をけん引する商工業の振興のために、関係機関と連携し、中小企業などの経営の安定化と経営基盤の強化を図ります。

4 産学公連携の推進

市内の大学、事業者、行政の連携をさらに拡充し、地域資源、知的資産、技術力の活用などを推進するとともに、地域の特色を活かした戦略的な商工業の振興を進めます。また、産学公の連携促進のための調査・研究や異業種交流などに取り組めます。

5 地域労働環境の向上

公共職業安定所（ハローワーク）及び東京しごとセンターなどの関係機関と連携した就業に関する情報提供や就職面接会の開催等の支援、誰もが多様な働き方ができる環境整備等の支援に取り組めます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
多様な農業経営の支援	農業経営の安定化、農業への理解促進、農産物の安全性の向上などを目指した取組を支援します。また、農地の保全を図るとともに、農業経営者の育成や援農ボランティア制度の活用を推進します。	産業振興課
都市と農業が共生するまちづくりの推進	農業者と市民が相互理解を深め、農業振興及び農地の保全・活用を図るため、市民・農業者・行政が連携して、農業体験や交流機会の創出等に取り組みます。	産業振興課
農福連携の推進	高齢者や障害のある人との連携による市内産農産物の活用促進事業など、農業者の販路拡大の検討や、農業を通じて、就労や生きがいづくりの場を生み出す農福連携の取組を推進します。	産業振興課
地産地消の推進	農商工の連携により、市内産農産物の付加価値向上を図り、魅力的な農産物の提供を支援します。また、「めぐみちゃんメニュー」を通じ、地産地消を推進するとともに、商品等の魅力を発信します。	産業振興課
商店街活性化推進事業の推進	商店会の活動を促進し、商店街の賑わいを向上させるため、商店会が実施するイベントや、商店会が所有する施設の整備等を支援します。また、商店街のブランドを向上させる取組を進めます。	産業振興課
魅力的な商店街づくり	商店街の魅力を多くの人に伝えられる情報発信の取組や空き店舗の活用等、多角的な視点から商店街の活性化に取り組み、幅広い世代の人々が訪れたいくなる魅力的な商店街づくりに取り組みます。	産業振興課
中小企業者等への支援	市内中小企業者の経営の安定化を図るため、事業資金融資あっせん制度等による適切な支援を行うとともに、ニーズに対応した新たな制度の検討や事業所を紹介する「産業ニュース」を発行します。	産業振興課
産学公の連携	産業振興及び地域活性化に関わる事業の実現性の向上を図るため、産学公連携の強化を図ります。また、新規市場の創出に向けたイベントや西東京市ブランドの価値向上のための取組等を推進します。	産業振興課
ハローワーク等と連携した就労支援の取組	就職支援や労働環境改善を図るため、ハローワーク等と連携して、セミナーや就職面接会等を開催します。また、企業や労働者に向けた労働法等に関する普及啓発に努めます。	産業振興課

起業・創業支援の充実

施策
目標

起業・創業に対する支援を充実させ、地域が活性化するまちをめざします。

現状と課題

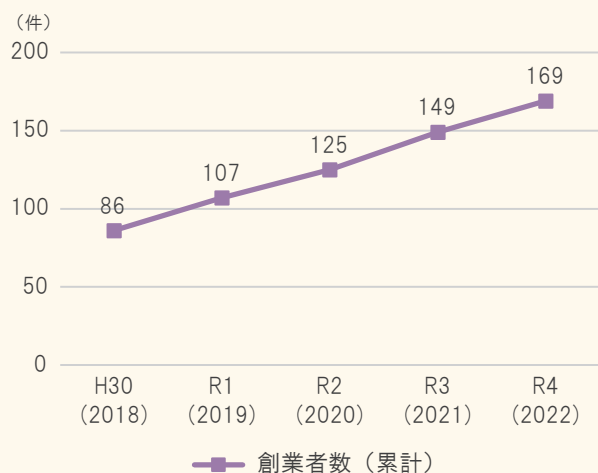
- ▶ 国や東京都では、スタートアップ（新興企業）の活動を応援するため、補助制度や金融機関と連携した融資制度の創設、人材確保支援などの取組を強化しています。
- ▶ 本市においては、「創業するなら西東京市」を掲げ、さまざまな起業・創業支援の取組を進めてきました。引き続き、新たな産業が根付き、地域の産業として発展し、また、新たなチャレンジができる活力あるまちとなるよう、分野横断的な連携及び本市独自の創業支援事業の活用促進に向けて、さらに取組を推進することが必要です。
- ▶ 多様な働き方のニーズへの対応及びより魅力的で活力ある地域の創出の観点から、女性の働き方サポートにも取り組んできました。今後は、子育て世代の女性を中心として、若者や高齢者などによる起業・創業及び就労を支援するための取組をさらに推進することが必要です。
- ▶ 新しい生活様式に対応した事業への業態転換や働き方の変化が起きており、創業支援セミナーの参加者数や創業者数が増えています。起業・創業をサポートするだけでなく、事業を継続できるよう、市内事業者や起業者同士をつなぐ場を創出することが必要です。

関連する個別計画等




- ・ 産業振興マスタープラン


データ

■ 創業者数（累計）の推移



成果指標

	現状値	目標値
●創業者数（累計） 	169 件	389 件
●チャレンジショップ [※] を利用した事業者の件数（累計） 	57 件	111 件
●ハンサムママプロジェクト参加者数、満足度 	499 人 98.4%	550 人 90% 以上

：西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1 起業・創業に対する支援や環境整備の推進

市と西東京創業支援・経営革新相談センター[※]が連携し、創業に関する融資あっせん制度の案内のほか、相談・助言、創業スクールの実施など、起業・創業に向けた環境整備を推進します。また、創業者が事業継続できるよう、事業者同士の交流の場やビジネスマッチングの機会の創出に取り組みます。

2 多様な働き方の実現に向けた支援

子育て世代の女性を中心に多様な働き方をサポートする事業を推進するとともに、若者、高齢者などによる起業・創業及び就労を支援するための情報提供、セミナーやイベント等を開催します。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
起業・創業支援の取組	市内で創業する中小企業者の経営の安定を図るため、創業融資あっせん制度による資金調達の支援を行います。また、金融機関との連携による各種セミナーの開催や空き店舗活用への支援を行います。	産業振興課
女性の働き方サポート推進事業の実施	子育て世代の女性を中心として、起業・創業及び就労を支援するためのセミナーやイベント等を開催し、競争力のある経営者の育成を進めます。	産業振興課

※チャレンジショップ：商店街の賑わいの創出、活性化を図る目的のために、市内の空き店舗スペースを活用して、創業希望者を支援する事業

※西東京創業支援・経営革新相談センター：西東京商工会が運営する機関で、創業・開業を目指している人、創業・開業後間もない人、経営革新に取り組みたい人などを対象とした相談や講習会などを実施している。

施策

14-1

基本施策 14 にぎわいのある魅力的なまちになるために

まちの魅力の創造

施策目標

自然、文化芸術や歴史などの地域資源を活かし、市内外へのシティプロモーションに積極的に取り組み、魅力的なまちをめざします。

現状と課題

- ▶人が集う魅力的なまちであるためには、市外からも人を呼び込めるよう、まちの魅力を高め、その魅力を十分にアピールしていくことが必要です。
- ▶本市では、市公式LINEや駅前情報発信拠点など、多様な媒体を活用した情報発信の取組を進めてきました。また、アニメスタンプラリーやみどりの散策マップを活用したまち歩きなど、イベントを通して市内外への魅力発信に努めています。
- ▶市民や事業者、大学などさまざまな主体と連携し、自然、産業、文化芸術や歴史など多様な地域資源を活かしながら、地域のひと・もの・ことの魅力を最大限に引き出すとともに、新たな地域資源の発見や活用などにより「西東京ブランド※」の構築を進めることが重要です。
- ▶駅前情報発信拠点での効果的な情報発信に向けて、事業者との更なる連携強化を図るとともに、多様な情報媒体の活用やフィルムコミッション等による積極的なシティプロモーション※の展開が求められています。

成果指標

	現状値	目標値
●「まち歩き」事業に参加した人数（年間）	826人	▶ 6,000人
●西東京市に住み続けたい、住みたいと思う人の割合 🏠	64.2% (令和3年度)	▶ 66.3%
●地域ブランド調査における魅力度ランキング	都内 26 市中 22 位 (令和5年度)	▶ 都内 26 市中 10 位内

🏠：西東京市版健康指標

※西東京ブランド：西東京市と他の地域との差別化を図り、地域価値を向上させるために、西東京市の自然・文化・歴史的な地域資源、特産品、地域活動などを活用してできあがる地域イメージの総体を指し、このブランドの確立により、西東京市への誘客や地域経済の活性化につながることを期待されている。

※シティプロモーション：地域を持続的に発展させるために、地域の魅力を発掘し、地域内外に効果的に広報し、それにより、人材、物、資金、情報などの資源を地域内部で活用可能としていくこと。

\\ 目標の実現に向けた取組内容 //

1 地域資源の利活用の推進

市民一人ひとりが持つ魅力（ひと）や自然、文化財、特産物などの地域資源（もの）、交流や機会（こと）などのさまざまな資源を有効に活用することで、人が集う魅力あるまちづくりを進めます。

2 地域の魅力を活かしたまち歩きの推進

水とみどりに親しめる空間や、まちを歩いて楽しめる環境を活かしたまちづくりを進めます。また、市内に点在する公園や歴史・文化資源と散歩道などをネットワーク化させ、誰もがまち歩きを楽しむことができる取組を行います。

3 市内外に向けた情報発信の強化

まちの魅力を市内外にアピールするため、ホームページやSNS等による積極的な情報発信に取り組みます。また、西東京市マスケットキャラクター「いこいな」や西東京市PR親善大使の活用により、幅広い世代に情報を伝えるための取組を進めるとともに、デジタル技術の活用等による地域資源の新たな利活用を検討し、まちの魅力の向上につなげます。

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
西東京ブランドの構築に向けた取組	市内産業の活性化を図るため、市内商工業者の自慢の逸品の認定を行うとともに、魅力の発信を行います。また、ふるさと納税等との連携による西東京ブランドの構築を進めます。	産業振興課
まち歩き観光の促進	他自治体との連携による広域的なまち歩きイベントを推進し、地域資源等の魅力発信や交流人口の増加を推進します。	産業振興課
みどりの散策路めぐりの充実	自然や文化財に親しみ、地域の良さを再発見する機会とするため、市民と協働してみどりの散策マップを作成するとともに、マップを活用してまちを歩いて楽しめる取組を行います。	みどり公園課
「いこいな」を活用した地域振興及び地域の魅力発信事業の推進	西東京市マスケットキャラクター「いこいな」や西東京市PR親善大使を活用し、市に関心や愛着を持ってもらい、活力と魅力あるまちとなるよう、さまざまな媒体を通じて市の情報を幅広く発信します。	企画政策課 秘書広報課

施策 15-1

基本施策 15 多様な学びと文化芸術・スポーツが息づくために

生涯学習環境と主体的な学びの 機会の充実

施策 目標

多様な学習機会の充実を図り、生涯にわたって、いつでも、どこでも学びの機会が身近にあるまちをめざします。

現状と課題

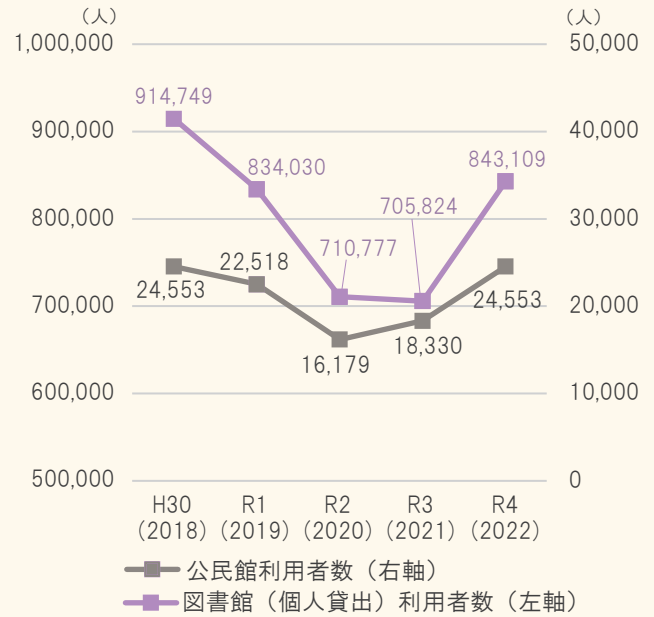
- ▶ 人生 100 年時代を見据え、誰もが地域の中で主体的に学び続けられる生涯学習の機会の充実は、今後ますます重要となります。
- ▶ 本市では、専門職員（学芸員、司書）や地域で活動している個人・団体が、市内の小中学校に出向いて授業を行う「まちなか先生」や、市民が地域課題の解決を目指し、互いに交流しながら学び合う「地域づくり未来大学」など、さまざまな学びや交流の機会を充実させるための取組を進めてきました。
- ▶ 学習に対する市民の高い関心に応え、積極的な情報発信をするとともに、市民が生涯にわたって学び続けることができる環境を醸成することが必要です。
- ▶ 公民館や図書館は、幅広い市民を対象とした学習機会を提供する役割を担っています。
- ▶ 公民館では、若者世代や勤労世代等の利用の少ない層に向けた事業実施や、地域生活課題等の解決に取り組む市民への学習機会の提供が課題となっています。
- ▶ 図書館では、市民のニーズに応えられる蔵書の充実を目指すとともに、すべての世代にとって魅力ある地域の情報などが蓄積された知の拠点として、利用しやすい環境づくりを進めることが必要です。より質の高いサービスを提供する上では、施設の老朽化や狭隘化、施設配置に課題があります。

関連する個別計画等



- ・教育計画
- ・図書館計画
- ・子ども読書活動推進計画


データ

■ 公民館及び図書館（個人貸出）利用者数の推移



成果指標

	現状値	目標値
● 公民館事業への参加者数 	10,869人	▶ 13,000人
● 図書館資料の貸出者数 	843,109人	▶ 845,000人
● 日常何らかの生涯学習に取り組んでいる市民の割合	62.3%	▶ 65.0%

: 西東京市版健康指標

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1

自主的な生涯学習活動の支援

自然、文化芸術や歴史、人材などの地域にある資源を活用し、市民の学習ニーズに応えるための多様な学習機会の充実に努めます。また、生涯学習に関する情報を発信するとともに、市民や団体同士の交流の場づくりを進めます。

2

公民館における学習機会の提供

地域生活課題や市民の学習ニーズの把握に努め、身近な場所での市民の主体的な学びを支援する学習機会を提供するとともに、公民館での学びを地域活動に活かす市民の取組を支援します。そして地域の中でつながりが育まれるように、地域における社会参加の機会を増やすとともに、市民や自主グループ相互の関係が形成されるような交流の機会を提供します。

3

市民ニーズに対応した図書館環境の充実

子どもから大人まで幅広い年齢層や、図書館利用が困難な人も利用しやすい環境づくりを進めます。また、地域・行政資料の提供やデジタル化、レファレンスサービス[※]の充実に努め、すべての市民の読書活動を支援します。中央館と地域館等の役割を整理した「西東京市図書館構想」を示し、すべての世代にとって魅力ある図書館サービスの実現を目指します。

[※]レファレンスサービス：辞書、事典等の参考資料やインターネット情報、外部データベースを使って、調べたいことや必要な情報を探すお手伝いをするサービス

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
学びを通じた地域づくり事業の充実	主体的に地域づくりに取り組む市民に学びの機会を継続的に提供するとともに、地域課題の解決を目指して、互いに交流しながら地域課題に取り組む市民の主体的な学習活動を支援します。	公民館
生涯学習機会の充実	団体、人材、施設等における生涯学習に関する情報を市民が収集及び活用しやすいよう、庁内での情報共有を図るとともに、市民への情報提供を行います。	社会教育課
公民館施設の改修	公民館施設の老朽化や利用者の安全確保に対応するため、「公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な設備改修等を行います。	公民館
図書館施設の改修	図書館施設の老朽化や利用者の安全確保に対応するため、「公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な設備改修等を行います。	図書館
社会参加の機会創出に向けた検討	学校を核としたまちづくりの推進に向けた行政サービスの一つとして、誰もが希望に応じて生きがいやつながりづくりができるよう、身近な場所での社会参加の機会創出について検討します。	関係各課



生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策目標

誰もがスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しみ、生涯を通じて健やかな心と体づくりに取り組めるまちをめざします。

現状と課題

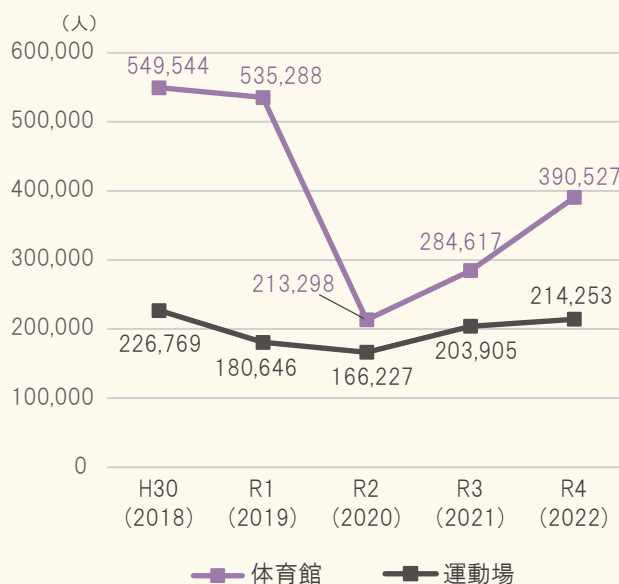
- ▶ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や各種国際大会（サッカー、ラグビー等ワールドカップやワールドベースボールクラシック等）を契機として、パラスポーツを含めたスポーツへの関心や健康維持に対する関心が高まっています。
- ▶ 本市では、誰もが身近にスポーツに親しむことができ、生涯にわたって継続的にスポーツを行い、世代を超えて交流できる場として活動している総合型地域スポーツクラブとの連携や市民への実技指導、スポーツ機会の提供のために活動しているスポーツ推進委員による取組を推進しています。
- ▶ 市民一人ひとりが、ライフステージ・ライフスタイルに応じて、生活の中やレクリエーションを通じて気軽にスポーツを楽しめるよう、他分野とも連携して、スポーツに親しむきっかけづくりに取り組むことが重要です。
- ▶ 市民それぞれのスポーツ・レクリエーション活動を支える環境づくりに向け、スポーツ施設以外にも公民館、市民交流施設といった公共施設、公園、学校施設の地域利用、民間のスポーツ施設等の利用促進・連携の検討、さらには近隣自治体との相互利用を含め、スポーツに親しむ機会を確保していくことが必要です。あわせて、スポーツ施設の老朽化が課題となっています。
- ▶ 誰もが楽しめるパラスポーツやインクルーシブスポーツ[※]は、多様な人が一緒に楽しむことで、障害のある人や体力がない人への理解を深めていくことが期待でき、その推進にあたっては、スポーツ相談窓口等を活用した情報提供や身近な場所で活動できる環境づくりが必要です。

関連する個別計画等


- ・スポーツ推進計画

データ

■スポーツ施設利用者数の推移



成果指標

- スポーツ施設利用者数、利用団体数 

現状値

604,780人
2,474団体

目標値

755,975人
3,092団体

- 総合型地域スポーツクラブの会員数


1,330人

1,862人

- 「スポーツ活動・イベント機会や施設整備の充実」に対する市民満足度

27.8%
(令和3年度)

34.9%

: 西東京市版健康指標

※インクルーシブスポーツ: 年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめるスポーツのこと。

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1

気軽に身近な場所でスポーツに参加できる機会の充実

誰もが身近にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとともに、日常的に取り組めるスポーツをする機会の提供に努めます。また、市民がそれぞれの体力や技術などに応じてスポーツやレクリエーション活動に親しむことができるよう、スポーツ・運動施設指定管理者や関係団体等と連携しながら、スポーツが持つ力を活かし、市民参加型のプログラムやイベントの提供に努めます。

2

スポーツを通じた地域の活性化の促進

各種スポーツ大会やイベントの開催、総合型地域スポーツクラブの活動支援、市にゆかりのあるアスリートや本市をホームタウンとするチーム等の応援などの取組をすることで、スポーツを通じた一体感や人や地域とのつながりの創出とともに、地域コミュニティを醸成し、活気と魅力あるまちづくりを推進します。

3

誰もが参加できるスポーツの推進

障害の有無にかかわらず、誰もが積極的にスポーツに参加できる環境を整え、スポーツに親しむことができる場や機会を創出し、パラスポーツ・インクルーシブスポーツの取組を推進することで共生社会の実現を目指します。

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
スポーツ施設の改修	スポーツ施設の老朽化や利用者の安全確保に対応するため、「公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な施設改修等を行います。	スポーツ振興課
スポーツ推進委員の活用	すべての市民が自分に合ったスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康・体力の増進につなげられるよう、スポーツ推進委員による地域のスポーツ活動への関わりを推進します。	スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブの推進	市民が身近な地域でスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブの地域への定着に向けた支援を行います。	スポーツ振興課
パラスポーツ・インクルーシブスポーツの充実	誰もがスポーツを楽しむことができる共生社会の実現を目指し、スポーツ相談窓口など関係機関と連携し、「する・みる・ささえる」スポーツの充実を図ります。	スポーツ振興課



文化芸術の振興と文化財の保護

施策
目標

文化芸術に触れる機会を充実させるとともに、文化財の保存・活用を通じて、文化芸術や地域の歴史を大切にすまちをめざします。

\\ 現状と課題 //

- ▶ 文化芸術は、創造性を育み、心を豊かにするだけでなく、生きがいを生み出し、新たな交流や人々との絆を作ります。また、文化財[※]は、将来にわたって保存・活用していくべき貴重な財産です。
- ▶ 本市では、より多くの市民が身近で多彩な文化芸術に触れ、親しむことができるよう、鑑賞・体験機会の提供と情報発信の充実に努めてきました。また、下野谷遺跡を保存・活用するための整備を進めています。
- ▶ 本市の文化芸術や歴史、文化財の魅力を広く市内外に発信するとともに、より多くの市民が文化芸術や文化財に親しみ、文化芸術や文化財を通じた多様な人々のつながりを創出できる環境づくりが課題となっています。
- ▶ 文化芸術により生み出されるさまざまな価値を高め、文化芸術や文化財の活用をまちの魅力・にぎわいの創出につなげるため、他分野と連携した取組を推進することが必要です。
- ▶ 下野谷遺跡をはじめ、市内の多様な文化遺産を保管・公開するとともに、市民が主体的に活動できる拠点となる「地域博物館」の設置に向けた検討が必要です。

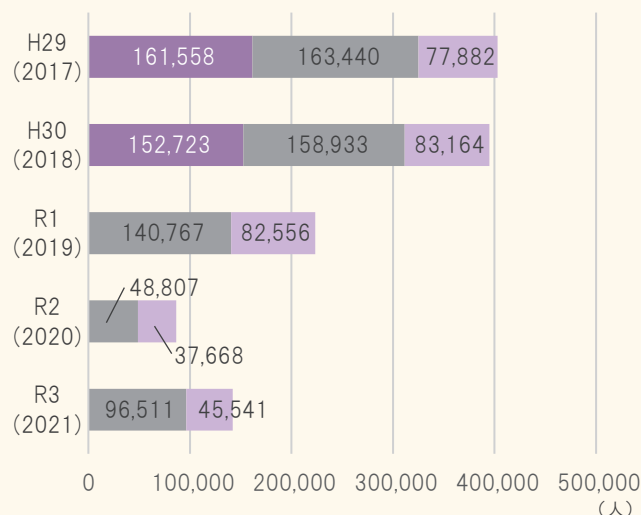
※文化財：日本の長い歴史の中で生まれ、維持されてきた文化的財産・所産のこと。文化財保護法と都道府県市町村の文化財保護条例において規定されており、西東京市には、国・都・市指定の文化財が合わせて54件ある。(令和6年3月現在)

関連する個別計画等

- ・文化芸術振興計画
- ・文化財保存・活用計画
- ・史跡下野谷遺跡保存活用計画
- ・史跡下野谷遺跡整備基本計画

データ

■文化施設における利用者数の推移



※市民会館は平成31年3月31日をもって閉館しました。

成果指標

	現状値	目標値
●文化芸術に関するボランティアの登録者数	490人	▶ 550人
●市内で行われる文化芸術に関するイベントに参加した市民及び子どもの割合	市民：45.3% 子ども：54.2%	▶ 市民：65.0% 子ども：65.0%
●郷土資料室への年間入場者数	2,165人	▶ 3,000人
●市民文化祭の来場者及び参加者数 🏆	来場者数：6,561人 参加者数：2,081人	▶ 来場者数：12,000人 参加者数：3,200人
●文化財の調査研究による新たな指定等の延べ件数 🏆	4件	▶ 6件

🏆：西東京市版健康指標

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1 文化芸術の振興

文化施設を拠点として、鑑賞の場や体験の機会を提供するとともに、市民が主体的に参加・活動できる環境づくりに取り組めます。また、文化芸術の担い手の育成等により、市民が主体的に行う文化芸術活動を支えるとともに、文化芸術活動を行う市民活動団体や個人による連携・交流の促進や、福祉、スポーツ、産業、教育等他分野との連携により、文化芸術の拡大・活性化を図ります。あわせて、地域の文化資源の発掘・活用等により文化芸術を通したまちづくりを推進します。

2 文化財の保存・活用

歴史、文化財に関連する資料の収集・整備・公開に取り組み、持続可能な保存・継承と、誰もがその価値を享受できる環境づくりを推進します。市民が文化財に触れる機会や文化財を活用した学習機会を提供するとともに、市民が主体的に文化財に関わる活動を支え、拠点となる地域博物館の設置について検討します。特に下野谷遺跡については、文化財を活かした人づくり・まちづくりに向け、保存・活用を計画的に進めます。

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
文化芸術振興事業の実施	市民の文化芸術活動の推進・振興に向けて、参加機会の充実や活動しやすい環境づくり、担い手の育成、伝統文化等の継承、活動の連携や交流の促進、子どもの文化芸術活動への支援に取り組みます。	文化振興課
市民文化祭の充実	文化芸術活動の成果発表の場となる市民文化祭の運営支援や、伝統芸能等を体験する「日本の文化体験フェス」の開催を行います。また、高校生ボランティアの参加等、若年層の参加促進を図ります。	文化振興課
文化施設の改修	文化施設の老朽化や利用者の安全確保に対応するため、「公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な施設改修等を行います。	文化振興課
下野谷遺跡等を活用した魅力づくり	下野谷遺跡等の文化財を将来にわたり保護するため、文化財を保存するとともに、文化財を核とした地域活性化や地域連携の取組を推進するなど、保存・活用及び整備を一体的に行います。	社会教育課
郷土資料室の運営	文化財を活用したまちづくりを進めるため、文化財の保存・活用の拠点である郷土資料室の機能の充実・向上を進めます。また、地域文化の拠点となる「地域博物館」について検討を進めます。	社会教育課



西東京市デジタル田園都市国家構想総合戦略

1

策定の経緯

本市では、将来にわたって「住んでよかった」「住み続けたいまち」として選ばれるまちにしていくために、平成28(2016)年3月に、「健康」応援都市の実現を戦略の基軸として位置づけた「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、総合戦略)を策定しました。平成31(2019)年3月には、「西東京市第2次総合計画・後期基本計画」の策定にあわせて、総合計画と総合戦略の一元化を行い、「まち」の健康という視点から「健康」応援都市の実現に向けた3つのプログラム(健康都市プログラム)を設定し、さまざまな分野における取組を進めてきました。

本市が目指す「健康」応援都市とは、「人」の健康と、「まち」の健康の視点から、まち全体の健康水準を高めるため、「健康になること、健康でいること」を皆で応援し合えるまちです。まちの特徴を活かし、まちの価値を高め、市民の満足度が向上する好循環を生み出すことを目指してきました。

一方、国では、デジタル基盤の整備やデジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないうための取組などを推進することで、地域の個性を活かしながら地域課題の解決や魅力の向上に向けた取組を加速化・深化するために、新たに令和5(2023)年度からの5年間を計画期間とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

こうした背景を踏まえ、国や東京都における総合戦略を勘案し、デジタルの力を活用した地方創生に向けて、より戦略的な施策展開を図るために、新たに「西東京市デジタル田園都市国家構想総合戦略」(以下、デジタル総合戦略)を策定します。

2

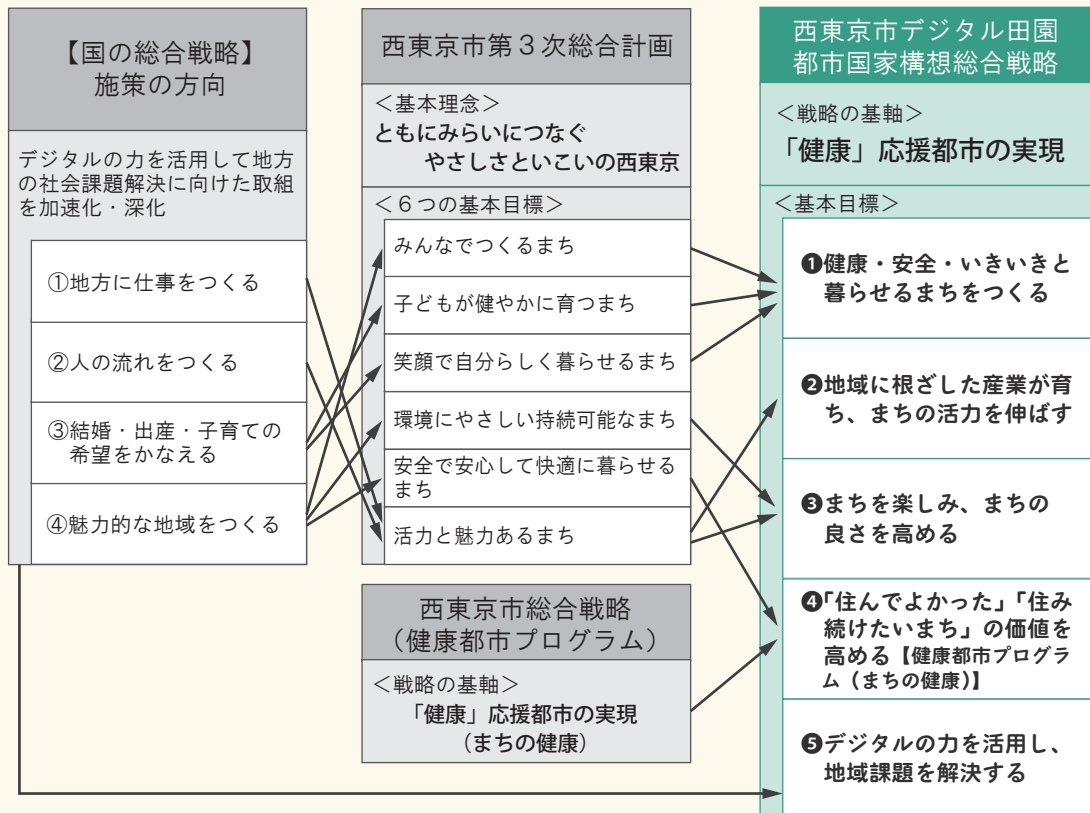
計画期間

「第3次西東京市基本構想・基本計画」の計画期間のうち、後期基本計画の開始前となる、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

総合計画は行政運営の市の長期的なビジョンとして、網羅的かつ体系的にまちづくりの方向性を示すものであり、人口減少や少子高齢化、デジタル化への対応や、地域の魅力や特徴を活かして地域を活性化させることを目的とする総合戦略と、基本的な考え方が一致しています。

そのため、デジタル総合戦略は、第3次総合計画と一体的に策定するとともに、第3次総合計画に掲げた基本理念（わたしたちの望み）の実現に向けて、これまでの総合戦略に掲げていた、「健康」応援都市の実現を基軸として、取組の方向性を整理しました。また、具体的な施策については、それぞれの基本的方向に対して第3次総合計画の施策を関連付けることにより、総合計画と一体的に、かつ、効果的・効率的に推進していきます。さらに、KPI（重要行政評価指標）については、第3次総合計画における成果指標との整合性をとることにより、PDCAサイクルの効率的な運用を図ります。

国の総合戦略と本市の「第3次総合計画」及び「デジタル総合戦略」の関係性



「健康」 応援都市の実現

第3次総合計画の基本構想で掲げた「ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京」という基本理念の実現に向けてまちづくりを進めますが、将来にわたって「住んでよかった」「住み続けたいまち」として選択され続けるためには、市民一人ひとりのこころやからだの健康の維持・向上はもとより、社会や経済、居住や教育といった生活環境も健康水準を向上させるための要素と捉え、まち全体の「健康」を達成するための「健康」応援都市の実現を目指します。

また、「健康」応援都市の実現を進めつつ、まちの特徴を活かし、住んでよかった、住み続けたいまちとしての「価値」を高めることによって「市民の満足度」（市民が自分たちのまちに対して満足すること）も向上するという、好循環を生み出していきます。

推進のための共通の視点

①まち全体（行政・市民）で情報を発信

市内には、国、都、市が指定する寺院や神社、石造物などの文化財、自然や景観、農産物といった多くの魅力が存在しています。行政が発信する情報とともに、地域資源やまちの中で発見したモノやコトなどの情報を、さまざまなツールを活用して市内外に向けて発信し、私たちの住む西東京市の「良さ」を伝えていきます。

②市民との協働や民間企業などとの連携

市内には、市民をはじめとして、ボランティア・市民活動団体、NPOなど、さまざまな団体が活動しています。みんなの力が活力となり、まちが発展していくために、これまで以上に市民との協働の機会を広げます。また、地域資源を活かした市のPRなどにおいては、民間企業などと連携するなど、より効果の高い方法での推進を図ります。

③将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立

経営の発想に基づいた将来への備えや、選択と集中による適正な行政資源の配分、また、効果的なサービス提供の仕組みづくりや安定的な自主財源の確保など、将来人口や社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、経営の視点に立った行財政運営に取り組むとともに、行政組織の連携強化などによる市民ニーズに沿った柔軟で効果的な行政サービスの提供を行います。

④広域連携

人口減少や少子高齢社会の到来に対応するため、市民サービスの維持向上や社会経済活動の利便性確保のため、さまざまな分野における周辺自治体や姉妹都市・友好都市などとの連携強化を進め、効率的かつ効果的な施策の展開を図ります。

⑤新しいアプローチや手法によるまちづくり

今後の事業実施においては、さまざまな角度や視点からのデータ分析や、これまでと異なる発想での事業実施を図るなど、画一的な考え方や方法に留まることなく、見方やアプローチを変えることで、事業効果（サービスの向上や経費の削減など）を高め、新たな価値の創出を図ります。

6

基本目標と具体的な施策展開

基本目標1 健康・安心・いきいきと暮らせるまちをつくる

すべての子育て家庭が地域で安心して産み育てられる環境づくりを実現するため、結婚・出産・子育て期における支援の充実や、子どもたちが健やかに成長できる環境や居場所づくりを進めます。また、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも健康で心身ともに自立した生活を送ることができる体制づくりを進めるとともに、誰もが安心して快適に暮らし、多世代が交流し支え合うまちづくりを進めます。

【基本的方向と施策展開】

基本的方向	基本計画における関連施策	頁
①次の世代の結婚・妊娠・子育ての応援	4-1 子どもの権利の尊重と参画の推進	80
	4-2 子どもの育ちの支援	84
	5-1 子育て支援の充実	86
	5-2 幼児教育・保育の充実	90
	8-1 健康づくりの推進	114
②女性や子育て世代が輝く環境づくり	2-3 男女平等参画社会の推進	68
	5-1 子育て支援の充実	86
	5-2 幼児教育・保育の充実	90
③いつまでも健康で元気に暮らす	13-2 起業・創業支援の充実	162
	7-1 地域福祉の推進	100
	7-2 高齢者福祉の充実	104
	7-3 障害者福祉の充実	108
	7-4 社会保障制度の運営	112
	8-1 健康づくりの推進	114
	8-2 高齢者の社会活動や生きがいづくりの充実	118
8-3 障害者の社会参加の推進	120	
④安全・安心をみんなでサポート	1-1 市民主体のまちづくりの推進	56
	6-2 学校と地域の連携による教育環境の充実	98
	7-1 地域福祉の推進	100
	12-1 災害や地域の危機に強いまちづくりの推進	150

基本目標2 地域に根ざした産業が育ち、まちの活力を伸ばす

都心へのアクセスの良さや産業集積などを活かし、起業・創業を希望する人々を応援するとともに、女性の起業や創業のための働き方サポートに取り組みます。また、商業や農業の活性化を進め、まちのにぎわいの創出とあわせて地域に根ざした産業の振興を図ります。

【基本的方向と施策展開】

基本的方向	基本計画における関連施策	頁
①「やる気・勇氣」 魅力ある新産業の育成	13-2 起業・創業支援の充実	162
②「やる気・元氣」 地域に根ざした産業の振興	13-1 産業の振興	158
	14-1 まちの魅力の創造	164

基本目標3 まちを楽しみ、まちの良さを高める

多彩な地域の特性を活かして、市民と一緒にまちの魅力を市内外に発信します。また、市民がまちの良さを実感できるための取組を進めます。

【基本的方向と施策展開】

基本的方向	基本計画における関連施策	頁
①いいね!と評価できる魅力 づくりと情報発信	1-2 協働のまちづくりの推進	60
	14-1 まちの魅力の創造	164
	15-2 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進	170
	15-3 文化芸術の振興と文化財の保護	174
②ほっ!と安らげるみどりの まちづくり	9-1 みどりの保全・活用	122
	9-2 みどりの空間の創出	126
	14-1 まちの魅力の創造	164
③ぱっ!とどこにでも行ける まちを満喫する	8-2 高齢者の社会参加や生きがいがづくりの充実	118
	8-3 障害者の社会参加の推進	120
	11-3 人と環境にやさしい交通環境の整備	148
	14-1 まちの魅力の創造	164

基本目標4 「住んでよかった」「住み続けたいまち」の価値を高める【健康都市プログラム（まちの健康）】

本市に暮らす多様な世代が、いつまでもいきいきと活動するとともに、世代を越えて活発に交流できるよう、外出を促す仕掛けやまちなかの居場所づくりなどに取り組みます。また、本市に暮らすことで、一人ひとりの価値観にあわせた「健康」なライフスタイルが実現できるよう、健康意識の醸成に向けた教育や予防活動の充実、多様な働き方への対応などに取り組みます。さらに、市民がこれからも西東京市のまちを楽しみ、いきいきと

住み続けられるよう、また、西東京市ならではのライフスタイルを求めての流入が増加し、まちの活性化につながるよう、暮らしの価値を高める魅力的な拠点づくりに向けた横断的な取組を進めます。

【基本的方向と施策展開】

基本的方向	基本計画における関連施策	頁
①多様な世代の活動・交流を促進	1-1 市民主体のまちづくりの推進	56
	4-1 子どもの権利の尊重と参画の推進	80
	6-2 学校と地域の連携による教育環境の充実	98
	8-2 高齢者の社会活動や生きがいづくりの充実	118
	8-3 障害者の社会参加の推進	120
	11-3 人と環境にやさしい交通環境の整備	148
	15-1 生涯学習環境と主体的な学びの機会の充実	166
	15-2 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進	170
	15-3 文化芸術の振興と文化財の保護	174
②「健康」なライフスタイルづくりの推進	2-3 男女平等参画社会の推進	68
	7-2 高齢者福祉の充実	104
	8-1 健康づくりの推進	114
	8-2 高齢者の社会活動や生きがいづくりの充実	118
	8-3 障害者の社会参加の推進	120
	13-1 産業の振興	158
	13-2 起業・創業支援の充実	162
③暮らしの価値を高める魅力ある拠点づくり	1-1 市民主体のまちづくりの推進	56
	1-2 協働のまちづくりの推進	60
	6-1 学校教育の充実	94
	9-1 みどりの保全・活用	122
	9-2 みどりの空間の創出	126

基本目標5 デジタルの力を活用し、地域課題を解決する

少子高齢化の進行や人々の価値観、ライフスタイルの変化など、さまざまな要因により、解決すべき地域課題は多様化・複雑化しており、行政だけではすべての課題に対応することが難しい状況となっています。今後は、地域の課題解決に向けて、教育、子育て、公共交通、防災、医療、地域コミュニティなど、さまざまな分野においてデジタルの力の活用を推進するとともに、デジタルデバインド(情報格差)の解消やデジタル人材の育成に努め、一人ひとりがニーズに合ったサービスを選ぶことができ、誰一人取り残さないデジタル社会の実現を目指します。

【基本的方向と施策展開】

基本的方向	基本計画における関連施策	頁
①いつでもどこでも利用できるデジタル化を進める	3-3 人にやさしいデジタル化の推進	76

SDGs 一覽表

1

第3次基本構想の基本理念における施策とSDGsの17のゴールとの関係

ここでは、本計画とSDGsの関係をわかりやすく示すため、SDGsのゴールに対する地方自治体の果たし得る役割の視点から、各施策と17のゴールとの関係性を整理しています。

本市では、国がまとめた「SDGsアクションプラン」に掲げる、注力すべき8分野の優先課題を踏まえるとともに、SDGsの理念を理解し、基本理念の実現に向けて本計画の施策を推進していきます。

基本目標	基本施策	施策	SDGsの17のゴール			
			1 貧困をなくそう	2 気候変動にゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
みんなでつくるまち	1 一人ひとりがいきいきと輝くまちを実現するために	1-1 市民主体のまちづくりの推進				
		1-2 協働のまちづくりの推進				
	2 多様性を認め合う社会を構築するために	2-1 人権と平和の尊重			●	●
		2-2 多文化共生の推進				●
		2-3 男女平等参画社会の推進			●	●
	3 市民とともに持続発展する自治体であるために	3-1 開かれた市政の推進				
		3-2 持続可能な自治体の経営				
		3-3 人にやさしいデジタル化の推進				
	子どもが健やかに育つまち	4 子どもがのびのびと成長するために	4-1 子どもの権利の尊重と参画の推進			●
4-2 子どもの育ちの支援			●		●	
5 安心して子どもを産み育てるために		5-1 子育て支援の充実			●	●
		5-2 幼児教育・保育の充実			●	●
6 子どもの学びや生きる力を育むために		6-1 学校教育の充実				●
		6-2 学校と地域の連携による教育環境の充実				●
笑顔で自分らしく暮らせるまち	7 人と地域がつながり安心して暮らすために	7-1 地域福祉の推進			●	
		7-2 高齢者福祉の充実			●	
		7-3 障害者福祉の充実			●	●
		7-4 社会保障制度の運営	●		●	
	8 いつまでも健康で元気に暮らすために	8-1 健康づくりの推進			●	●
		8-2 高齢者の社会活動や生きがいづくりの充実			●	
		8-3 障害者の社会参加の推進			●	
環境にやさしい持続可能なまち	9 暮らしの中で身近にみどりを感じるために	9-1 みどりの保全・活用			●	
		9-2 みどりの空間の創出			●	
	10 環境に配慮した持続可能な社会を構築するために	10-1 ゼロカーボンシティの推進			●	●
		10-2 循環型社会の構築		●	●	
10-3 生活環境の維持			●			
安全で安心して快適に暮らせるまち	11 快適で魅力的な住みやすいまちで暮らすために	11-1 住みやすい住環境の整備	●		●	
		11-2 体系的な道路ネットワークの整備			●	
		11-3 人と環境にやさしい交通環境の整備			●	
	12 安全で安心して暮らすために	12-1 災害や地域の危機に強いまちづくりの推進			●	
		12-2 防犯・交通安全の推進				
活気と魅力あるまち	13 産業が活性化して活力のあるまちになるために	13-1 産業の振興		●		
		13-2 起業・創業支援の充実				
	14 にぎわいのある魅力的なまちになるために	14-1 まちの魅力の創造				
	15 多様な学びと文化芸術・スポーツが息づくために	15-1 生涯学習環境と主体的な学びの機会の充実				●
		15-2 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進			●	●
		15-3 文化芸術の振興と文化財の保護				●

SDGsのゴールに対する 地方自治体の果たし得る役割の視点

自治体の国際的な組織である都市・地方自治体連合(UCLG: United Cities and Local Governments)では、SDGsの17のゴールに対する地方自治体の果たし得る役割を示しており、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構において整理されています。

SDGsのゴールやターゲットは、グローバルな視点で国家として取り組むべきものが多く含まれていることから、各自治体の実情に当てはめて取り組んでいく必要があります。

目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1 貧困をなくそう</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>

目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
10 人や国の不平等をなくそう 	10 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを 	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっていきます。
12 つくる責任つかう責任 	12 つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に具体的な対策を 	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	14 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさを守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に 	16 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

資料：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構

「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標) —導入のためのガイドライン—」

資料編

1. 策定経過

(1) 審議会

学識経験者と公募市民の計12人で構成され、市長の諮問により第3次基本構想・基本計画策定にかかる事項を検討・審議し、「西東京市第3次総合計画策定のための基本方針※」及び「西東京市第3次基本構想・基本計画案」を答申しました。

※資料編 201 ページ参照

■ 審議会委員名簿（敬称略、五十音順）

区分	氏名	役職等
学識経験	伊藤 泰彦（会長）	武蔵野大学 工学部 教授／武蔵野大学 学生部長
	河野 美晴	西東京市社会教育委員／中原小学校施設開放運営協議会 会長
	小松 真弓	地域をつなぐオフィス CEO
	佐久間 雄一	多摩信用金庫 価値創造事業部地域支援グループ 主任調査役
	篠原 京子	西東京市社会福祉協議会／地域福祉コーディネーター
	土井 隆司	武蔵野大学 しあわせ研究所 客員研究員
	中島 伸	東京都市大学 都市生活学部／大学院環境情報学研究科都市生活学専攻 准教授
	松川 紀代美	西東京商工会 会長
市民	市川 武志	
	伊藤 一雄（副会長）	
	佐々木 亮翔	大学生
	中嶋 亮太	大学生

■ 令和3（2021）年度

	開催日	主な内容
第1回	令和3年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> 委員委嘱 「西東京市第3次総合計画策定にあたっての基本方針」（諮問） 総合計画策定のイメージと審議会の役割について
第2回	令和3年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画策定のための基本方針について 企業・団体等ヒアリングの調査実施について
第3回	令和4年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> 委員委嘱 総合計画策定のための基本方針について グループディスカッション
第4回	令和4年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画策定のための基本方針について 市民参加の手法について

■令和4（2022）年度

	開催日	主な内容
一	令和4年4月4日	「西東京市第3次総合計画策定にあたっての基本方針」（答申）
第5回	令和4年4月26日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「西東京市第3次基本構想案、基本計画案」（諮問） ▪ 市民意識調査の結果について ▪ 市民参加の手法について
第6回	令和4年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 企業・団体等ヒアリングの調査結果について ▪ 市民参加の手法について ▪ 第3次基本構想案・基本計画案の構成について
第7回	令和4年9月6日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 人口推計結果の報告について ▪ ミライを語るシンポジウムの実施報告 ▪ 子どもワークショップの実施報告 ▪ 基本構想案の検討
第8回	令和4年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市民ワークショップの実施報告 ▪ 基本構想案の構成について ▪ 基本理念案について
第9回	令和4年12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市民参加報告会の実施報告 ▪ 若手職員ワークショップの実施報告 ▪ 基本構想案について
第10回	令和5年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 基本理念案について
第11回	令和5年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 基本構想・基本計画（総論）案について
第12回	令和5年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 基本構想・基本計画（総論・各論）中間のまとめ（素案）について

■令和5（2023）年度

	開催日	主な内容
第13回	令和5年4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 基本構想、基本計画（総論・各論）中間のまとめ（案）について ▪ 行政サービスにおけるエリア（圏域）の再構築の検討について
第14回	令和5年5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「西東京市第3次基本構想、基本計画案 中間のまとめ」について
一	令和5年5月15日	「西東京市第3次基本構想、基本計画案 中間のまとめ」市長報告
第15回	令和5年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「西東京市第3次基本構想・基本計画 中間のまとめ」について ▪ 市民説明会実施報告 ▪ パブリックコメント実施報告
第16回	令和5年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 西東京市第3次基本構想・基本計画案について
第17回	令和5年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「西東京市第3次基本構想案、基本計画案」（答申）

(2) 庁内検討

【庁内検討委員会】

部長級の職員によって構成され、総合計画の策定に関して必要な事項について調査・検討しました。

■令和3（2021）年度

	開催日	主な内容
第1回	令和3年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> 「西東京市第3次総合計画策定にあたっての基本方針」の審議会への諮問について 庁内検討体制について 策定スケジュールについて
第2回	令和4年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画策定のための基本方針について
第3回	令和4年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの検討状況について

■令和4（2022）年度

	開催日	主な内容
第4回	令和4年4月14日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> 「西東京市第3次基本構想案、基本計画案」の審議会への諮問について
第5回	令和4年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想案の構成について 基本理念案について
第6回	令和4年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスにおけるエリア(圏域)再構築の検討状況について 市民参加報告会の実施報告 若手職員ワークショップの実施報告 基本構想案の構成について
第7回	令和5年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念案について 基本目標案、まちづくりの課題について 基本施策案について

■令和5（2023）年度

	開催日	主な内容
第8回	令和5年4月18日	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想、基本計画(総論・各論)中間のまとめ(案)について 「第2次総合計画・後期基本計画」からの変更点について
第9回	令和5年5月9日	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想の構成の整理について 基本構想、基本計画(総論・各論)中間のまとめ(案)について 個別計画との整合について
第10回	令和5年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> エリア(圏域)における取組の推進について 「西東京市第3次基本構想・基本計画 中間のまとめ」について パブリックコメント実施報告
第11回	令和5年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> 西東京市第3次基本構想・基本計画案について パブリックコメントの結果について
第12回	令和6年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の構成について 西東京市デジタル田園都市国家構想総合戦略について ウェルビーイングについて

【庁内検討部会】

課長級の職員によって構成され、総合計画の策定に関して必要な事項について調査・調整を行いました。

■令和3（2021）年度

	開催日	主な内容
第1回	令和4年1月18日	<ul style="list-style-type: none">▪ 庁内検討体制について▪ 西東京市の健康指標について

■令和4（2022）年度

	開催日	主な内容
第2回	令和4年5月24日	<ul style="list-style-type: none">▪ 個別計画の策定スケジュール▪ 市民参加等について
第3回	令和4年8月16日	<ul style="list-style-type: none">▪ 庁内プロジェクトチームについて▪ 人口推計結果の報告について
第4回	令和4年12月6日	<ul style="list-style-type: none">▪ 市民参加の報告について▪ 基本構想案の構成について▪ 基本理念案について▪ 庁内プロジェクトチームからの報告について
第5回	令和5年2月6日	<ul style="list-style-type: none">▪ 基本理念案について▪ 基本目標案、まちづくりの課題について

■令和5（2023）年度

	開催日	主な内容
第6回	令和5年6月26日	<ul style="list-style-type: none">▪ エリア（圏域）における取組の推進について▪ 「西東京市第3次基本構想・基本計画 中間まとめ」について
第7回	令和5年8月15日	<ul style="list-style-type: none">▪ 「西東京市第3次基本構想案、基本計画案」について▪ 個別計画との関連について
第8回	令和5年10月2日	<ul style="list-style-type: none">▪ グランドデザインについて

(3) 市民参加

第3次基本構想・基本計画の策定に向けて幅広い年代層の市民や団体、NPO、事業者等の意向を反映するため、さまざまな機会や手法を用いて意見の集約を行いました。

■令和3（2021）年度

参加手法	実施日	実施場所	主な内容
市民意識調査	令和3年11月～12月		<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市政に対する市民全体の考え方や、後期基本計画の各施策の進捗状況等に対する評価（満足度・重要度）を把握するために実施 ▪ 住民基本台帳（令和3年10月1日現在）に登録された18歳以上の男女5,000人 ◇有効回答数 2,443 票（有効回収率：48.9%）
中学生まちづくりアンケート	令和3年12月	各中学校	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 次世代を担う中学生を対象に、市に対する思いや10年後のまちに対する望みなどを把握するために実施 ▪ 市内公立中学校（9校）に在籍する2年生1,374人 ◇有効回答数 1,218 票（有効回収率：88.6%）

■令和4（2022）年度

参加手法	実施日	実施場所	主な内容
企業・団体等ヒアリング	令和4年2月～3月	田無庁舎（オンライン等）	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市内において各分野で活動する企業・団体等を対象に、現状や課題を共有し、今後のまちづくりの方向性や取組アイデアについての意見交換を行った。 ▪ 2～3団体程度ずつグループヒアリング（一部は個別ヒアリング）を計20回実施 ◇参加団体数：60 団体 （うちアンケート調査のみ18 団体）
西東京市のミライを語るシンポジウム	令和4年7月2日	コール田無	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 幅広い世代に西東京市のまちづくりに関心をもってもらうため、計画策定における市民参加のキックオフイベントとしてシンポジウムを開催し、市内で活躍する若者等によるパネルディスカッション、市長と若者のトークイベントなどを実施 ▪ 新型コロナウイルス感染症に配慮し、ライブ配信を実施。また令和5年3月31日までアーカイブ配信を実施 ◇参加者数：来場者数 72 名 ライブ配信視聴回数 316 回



参加手法	実施日	実施場所	主な内容
子どもワークショップ	令和4年 7月27日、 8月3日	いこいの森公園	<ul style="list-style-type: none"> 次世代を担う小学5・6年生及び中学生を対象に、SDGsを学びながら西東京市への関心を深めてもらうとともに、市が目指すべき姿(将来像)やまちづくりにとって重要なテーマについて、子どもの目線からの意見を把握するために実施 <p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> SDGs ディスカバーウォークと西東京市クイズを通して、西東京市やSDGsについて学び、まちのいいところを発見し、共有 <p>【2日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人生の節目にあわせたアンケートやグループワーク(意見交換)を通じて、西東京市の将来の姿を検討し、発表 <p>◇参加者数：10名(小学生5名、中学生5名)</p>    
第1回市民ワークショップ	令和4年 8月20日 オンラインは 9月7日	南町 スポーツ・ 文化交流 センター 「きらっと」	<ul style="list-style-type: none"> 西東京市が目指すべき姿(将来像)やまちづくりの方向性、課題解決に向けた取組やアイデアなどについて市民意見を把握するために実施 幅広い世代の参加を促すとともに、新型コロナウイルス感染症に配慮し、会場での対面形式とオンライン形式でそれぞれ2回ずつ実施(対面とオンラインは同様の内容で実施) 第1回は、人生の節目にあわせたアンケートやグループワーク(意見交換)を通じて、西東京市のこれからのまちづくりに対するコンセプトや目指すまちの姿を検討し、発表 第2回は、まちづくりの9つのテーマから興味のあるものを選び、グループに分かれて、現状と課題を整理した上で、市民ができる取組やアイデアを検討し、発表 <p>◇参加者数：延べ71名</p> <p>【第1回】会場21名、オンライン15名 【第2回】会場21名、オンライン14名</p>
第2回市民ワークショップ	令和4年 8月27日 オンラインは 9月14日		   

■ 令和5（2023）年度

参加手法	実施日	実施場所	主な内容
市民意見 提出手続 (パブリック コメント)	令和5年 6月1日～30日		<ul style="list-style-type: none"> 「西東京市第3次基本構想・基本計画案 中間のまとめ」に対して、市民意見提出手続（パブリックコメント）を実施 ◇提出意見数：89件（24名）
第1回 市民説明会	令和5年6月16日 14時～	向台コミュニティ センター	<ul style="list-style-type: none"> 「西東京市第3次基本構想・基本計画案 中間のまとめ」に対する市民説明会を9箇所で実施 計画概要をまとめたポスターを展示し、対面形式で内容を説明するとともに、来場者同士で意見交換を行う「その場 de 井戸端会議」を実施。また、アイデアボードを設置し、エリア（圏域）や総合計画「子ども版」に関するアイデア等を募集 ◇来場者数：145名 井戸端会議参加者数：44名 エリア（圏域）に関する意見数：12件 子ども版に関する意見数：29件
第2回 市民説明会	令和5年6月18日 10時～	防災・保谷保健福祉 総合センター	
第3回 市民説明会	令和5年6月18日 14時～	東伏見コミュニティ センター	
第4回 市民説明会	令和5年6月19日 14時～	北町コミュニティ センター	
第5回 市民説明会	令和5年6月20日 18時30分～	谷戸公民館	
第6回 市民説明会	令和5年6月21日 10時～	芝久保公民館	
第7回 市民説明会	令和5年6月21日 18時30分～	富士町市民集会所	
第8回 市民説明会	令和5年6月22日 18時30分～	イングビル	
第9回 市民説明会	令和5年6月24日 14時～	ひばりが丘公民館	



2. 西東京市第3次総合計画策定のための基本方針 (西東京市総合計画策定審議会答申 令和4年4月4日)

1 はじめに

西東京市は、平成13(2001)年1月に田無市と保谷市が合併して誕生し、2021年には20周年を迎えました。

その間、都心にアクセスしやすい地理的条件を活かし、身近に豊かな自然や農を感じられる郊外の住宅都市として発展してきました。全国的には人口減少が進むなか、本市の人口は、これまで増加傾向が続いてきましたが、人口構造をみると少子高齢化は着実に進行しつつあり、将来的には人口減少に転じることが見込まれています。一方、本市を取り巻く社会経済情勢は、自然災害の激甚化・頻発化、地球規模の環境問題の深刻化、社会インフラの老朽化、新たな感染症拡大への対応など、これまでにない複雑かつ多様に変化しつつあります。

こうした変化や想定される危機に対応するためには、これまでの市政運営を見直し、必要に応じて大胆に方向性を転換することも視野に入れ、新たなまちづくりの方向性について長期的な視点から戦略的に考えていくことが必要です。

現行の第2次総合計画が令和5(2023)年度をもって終了することから、市と市民が基本理念と将来像を共有し、その実現に向けて、ともに取り組んでいくための指針として「西東京市第3次総合計画」を策定するための考え方をここに定めます。

2 総合計画に関する基本的な事項

(1) 計画の位置づけ

総合計画は、市政運営の基本指針となり、すべての計画の最上位に位置づけられる計画です。平成23(2011)年の地方自治法の改正により、地方自治体が基本構想を策定する義務づけがなくなりましたが、総合的かつ計画的な市政運営を行うためには、行政のあらゆる分野を網羅し、中長期的な視点で方向性を示す指針が必要不可欠なため、市の条例に定めて策定しています。

一方、平成26(2014)年に「まち・ひと・しごと創生法」が公布され、市町村においては「総合戦略」を策定することが努力義務化されました。総合戦略は将来的な人口を見据え、人口減少や少子高齢社会に対応するための5か年の戦略であり、西東京市においても、平成28(2016)年3月に「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。また、平成31(2019)年3月に策定した「西東京市第2次総合計画・後期基本計画」では、総合戦略を内包する形として整理しました。

これらの経緯を踏まえ、新たに策定する第3次総合計画においても、総合戦略で示すべき目標や施策との関係性を明確にしながら、総合戦略を内包した総合計画とします。

(2) 総合計画の構成

総合計画は、まちづくりの長期的ビジョンとして、目指すまちの姿とその実現のための基本的な方向性を示す必要があるとともに、社会経済情勢や財政状況の変化に対応していくことも必要であることから、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造で構成し、それぞれ以下のようにすべきと考えます。また、内包する総合戦略は、下図のように位置付けられます。

① 基本構想

基本構想は、まちづくりの基本的な理念や、目指すべき都市像や将来の基本目標・まちづくりの方向などを示し、長期的な視野に立ったまちづくりのビジョンを定めます。

② 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策体系を示すもので、各施策の領域における市の現状や課題、今後の方向を示し、施策を総合的に運営するための計画となるものです。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策体系に基づく具体的な事業計画で、財政の裏づけをもって計画的に進めていく事業をまとめたものです。基本構想・基本計画に示したビジョンや施策は、この実施計画で事業として具体化されることとなります。

④ 総合戦略

総合戦略は、将来的な人口減少や少子高齢社会に対応するための戦略です。本市の「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、第3次総合計画に内包します。

(3) 総合計画の期間

総合計画の期間は、現行の総合計画との整合性や継続性を踏まえ、それぞれ以下のようにすべきと考えます。

- ① 基本構想・基本計画は、令和6年度を初年度とし、10年間を計画期間とします。
- ② 基本計画は、社会経済情勢の変化に対応するため、中間年次（5年後）に後期基本計画として見直しを行うものとします。
- ③ 実施計画は、3年間を計画期間とし、財政状況の変化等を勘案して毎年度策定します。

(4) 検討体制

総合計画の策定にあたっては、市長の諮問に応じて西東京市総合計画策定審議会が総合計画の策定に関して必要な事項の調査、審議を行い、市長に答申します。

庁内の検討体制としては、庁内検討委員会を設置し、総合計画策定に必要な事項を調査、検討するとともに、個別計画との整合性を図るため、庁内各課と事務局の調整を担う体制を整備します。

3 計画策定にあたっての基本的な考え方

(1) これからのまちづくりに求められる基本的な視点

西東京市がより成長していく自治体となるためには、市民一人ひとりが、このまちで暮らし続けたい、長く地域とかかわってみたい、そのように思えることが大事です。行政と市民とが一体となってSDGs（持続可能な開発目標）の達成とその後の目標維持に向けた取組を推進するとともに、日々の生活の様々な場面で「人とのつながり」「あたたかみ」「充実感（やりがい）」、そして「安心」を実感できるまちにしていくことが不可欠です。

主役としての多様な「市民」、市民が社会の一員として主体的にかかわる「まち」、まちづくりに関わる様々な要素を連携・活用する「仕組み」など、それぞれの立場から、これからのまちづくりに必要な基本的な視点を以下に掲げます。

- ① 地域への「誇りや愛着」を育む ～たから～
 - ・ 地域の良さ（宝物）や歴史（物語）を知り、より良い地域とする意識を育む
 - ・ 地域の資源を活かしたまちづくりを進める
 - ・ 西東京市らしさを創出し、より一層魅力を感じることができる
- ② 一人ひとりが「自分らしく」生きることができる ～らしさ～
 - ・ 障害の有無・ジェンダー・言葉や文化など、多様性に関する視点を持つ
 - ・ 誰もが一人ひとり認められ、大事にされる社会をつくる
 - ・ 個々の価値観やライフスタイルにあった暮らしを実現できる
- ③ 互いの「つながり」によりささえあう ～つながり～
 - ・ 互いにささえあうことで、日々の安心を感じることができる
 - ・ 様々な立場の人を受け止め、ゆるやかにつながる社会をつくる
 - ・ 周辺の地域や自治体と連携し、課題解決に向けて取り組む
- ④ 楽しみや「いきがい」を見出せる ～いきがい～
 - ・ 日々の暮らしが充実し、心の豊かさを実感できる
 - ・ 身近に楽しめる空間やコト（イベントなど）がある
 - ・ 子どもから大人まで、地域の中に自分の「居場所」や「出番」がある
- ⑤ 変化や危機に「柔軟」に対応する ～そなえ～
 - ・ 激甚化する自然災害や感染症などに備える
 - ・ 進展する少子高齢化に柔軟に対応することができる
 - ・ 毎日を安全・安心に暮らすことができる住環境を整える
- ⑥ 「次世代」につなげる ～みらい～
 - ・ 未来に向けて一人ひとりができることに取り組む
 - ・ 未来を見据えた持続可能なまちづくりを進める
 - ・ 若者たちが10年先、20年先も住み続けたい、いつか戻ってきたいと思える
 - ・ 脱炭素社会の実現に向けた取組を進める

(2) 総合計画策定における市民参加の重要性

総合計画は10年先の西東京市のビジョンとまちづくりの方向性を描く市の最上位計画であるため、計画の策定過程で多様な立場の市民と関わり、市民が共感できる計画とすることが求められます。

西東京市では「西東京市市民参加条例」を制定し、市民の意向を市政に反映させる仕組みづくりを進めてきました。また、市内では主体的な市民活動が活発に行われています。総合計画の策定に当たっては、そうした市民活動団体との連携も含め、以下の考え方を踏まえた市民参加の工夫が必要です。

① 多様な世代や立場の人との関わり

- ・ 未来の西東京市の担い手となる子ども（小学生、中学生、高校生）や大学生、若者世代
- ・ それぞれの活動分野での知識・経験がある市民や市民活動団体
- ・ これからの地域参加が期待される働き盛りの現役世代
- ・ 支援やサポートが必要だが声をあげにくい外国人や社会的マイノリティ、高齢者

② つながりや関係づくりを重視した市民参加プロセスによる参加機会の拡大

- ・ 人とつながるアクションやプロセス自体も市民参加として活かす
- ・ 意見を聞きたいところ（学校や活動団体など）に出向く
- ・ 市民参加の場に出てこられない人へのアプローチを工夫する
- ・ 市民参加を通して世代や学年を超えた交流を生む

③ 学びや気づきを得られ、主体的な参加につながる仕組みづくり

- ・ 地域の良さや必要な情報を知ることができる
- ・ 世代や立場が異なる人の意見を知り、新たな発想につなげる
- ・ 計画の実現に向けて、市民が主体的にできることに取り組む

(3) 計画策定にあたっての留意事項

① 人口推計を反映した計画づくり

全国的な人口減少のなか、コロナ禍の影響もあり、多摩地域においても人口増加数が減少傾向となっており、人口減少局面への転換の動きが見られます。総合計画の策定にあたっては、行政サービスの需要と供給のバランスを把握する必要があるため、将来の人口の動向を推測し、施策や事業の方向性、行政サービスの需要量、施設の整備などを判断する際の基礎資料として人口推計の活用を図る必要があります。

② 戦略性を持った計画づくり

総合計画は、市のまちづくりの方向性を示す最上位計画として、政策・施策の方向性を網羅的に示すだけでなく、戦略性を持った計画とする必要があります。

高齢化に伴う社会保障費の増大、公共施設等をはじめとする社会資本の老朽化等により、今後はより厳しい財政状況になることが予測されます。そのため、今後は限られた経営資源を効果的に投入していくための戦略が必要不可欠となります。

施策・事業の取捨選択や優先順位付け、新たな考え方や仕組みを取り入れた未来に繋がる投資など、戦略性を持った計画を策定する必要があります。

③ 高い実効性が確保される計画づくり

総合計画の策定に当たり、改めて行政が果たすべき役割を再確認し、行政サービスのあり方や組織としてのあり方を見直すとともに、より実効性のある計画とするため、行財政改革に一体的に取り組む必要があります。

質の高い行政サービスを維持・向上させ、持続可能な形で提供し続けるためには、健全な行財政基盤を構築することが必要不可欠です。また、多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細やかに応えるためには、行政サービスだけでは限界があり、多様な主体や周辺自治体との連携・協働により、地域課題の解決に取り組んでいくことが求められます。

3. 成果指標一覧

施策番号	成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和15年度)	総合 戦略 指標	健康 指標
1-1	自治会・町内会等の加入世帯数	20,292 世帯	20,292 世帯	20,350 世帯	●	●
	自治会・町内会の活動は、住民自治推進の柱であるため、加入世帯数を市民主体のまちづくりの目標とします。					
1-1	ふれあいのまちづくり地域活動拠点の利用登録団体数、延べ利用者数、延べ利用回数	72 団体 7,306 人 1,266 回	94 団体 17,196 人 2,950 回	102 団体 18,579 人 3,150 回	●	●
	ふれあいのまちづくりでは、市民が地域活動を目的として利用できるような活動拠点を整備し、地域活動を活性化します。					
1-1	地域協力ネットワークの参加団体数	187 団体	200 団体	220 団体	●	●
	地域団体相互の連携協力体制を強化し、安全・安心なまちづくりを推進するため、より多くの団体の参加を得て4つのネットワークの更なる活用を目指します。					
1-1	市民交流施設の利用件数、利用人数	18,726 件 157,583 人	19,000 件 160,000 人	20,000 件 180,000 人	●	●
	地域社会における市民交流の機会の増加が健康増進に寄与すると考え、現状の利用件数及び利用人数を維持します。					
1-1	ボランティア・市民活動センター登録者数	415 人	536 人	559 人	●	●
	市民のボランティア活動を活性化するため、ボランティアに関するコーディネートなどを行い、ボランティア登録者数を増やします。					
1-2	企業・大学・NPOなどとの協働事業等の数	120 件	155 件	170 件	●	●
	企業・大学・NPO等との協働事業の拡充がまちづくり推進の力となるため、団体等との協働事業等の数を増やします。					
2-1	人権や平和に関する啓発活動・学習活動への参加者数	83 人	950 人	1,200 人		
	人権意識を高め、平和を尊重するためには、啓発や学習活動が重要であるため、これらの活動の参加者を増やします。					
2-1	「人権と平和の尊重」の取組に対する市民満足度	19.7% (令和3年度)	21.5%	23.0%		
	市が行っている「人権と平和の尊重」の取組に対する市民満足度の向上を目指します。					
2-2	多文化共生に関するボランティア数	365 人	465 人	540 人		
	外国人と日本人がともにまちの発展に向けて参加・活躍できる多文化共生社会の実現に向けて、外国人と地域をつなぐボランティアを増やします。					
2-2	多文化キッズサロン参加者数	—	50 人	75 人		
	日本語を母語としない子どもが学習・相談・交流できる地域の拠点となる「多文化キッズサロン」に参加しやすい環境を整えます。					
2-3	「男女平等参画社会の推進」の取組に対する女性の満足度	16.0% (令和3年度)	16.7%	17.2%	●	
	市が行っている「男女平等参画社会の推進」の取組に対する市民満足度の向上を目指します。					
2-3	男女平等推進センター「パリテ」登録団体数	20 団体	26 団体	31 団体	●	●
	男女平等参画推進の拠点としての男女平等推進センター「パリテ」の登録団体数を増やします。					
2-3	女性相談件数	332 件	550 件	650 件	●	●
	男女平等の視点に立ち、問題解決の糸口を見出すことを支援する「女性相談」の利用件数を増やします。					
2-3	配偶者等から暴力を受けたときに、市の相談窓口相談した人の割合	6.6%	8.0%	9.0%	●	●
	身近な相談機関として市の相談窓口を利用してもらえるよう、相談した人の割合を高めます。					
3-1	市ホームページの閲覧数	19,003,583 件	22,085,000 件	22,748,000 件		●
	SNS等を活用した効果的な情報発信によりホームページの閲覧数を増やします。					
3-1	「暮らしの相談機能の充実」の取組に対する市民満足度	19.4% (令和3年度)	20.0%	24.8%		
	市が行っている「暮らしの相談機能の充実」の取組に対する市民満足度の向上を目指します。					
3-2	経常収支比率	93.1%	90.0%	90.0%		
	経常収支比率が低いほど財政の弾力性があるといわれています。財政の健全性を高めるため、経常収支比率の改善に取り組みます。					
3-2	「第5次行財政改革大綱アクションプラン」に基づく実施項目の進捗率	65.8%	80.0%	80.0%		
	第5次行財政改革大綱アクションプランに取り組み、「A評価（取組が順調に進んでいる）」の項目を多く達成します。					

施策番号	成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和15年度)	総合戦略指標	健康指標
3-2	公共施設の更新費用等(イニシャルコスト)の推計額と比較した実際の更新費用等の縮減率	—	3,745,000千円 縮減率 5%	7,490,000千円 縮減率 10%		
	現存敷地の有効活用や公共施設の複合化等を積極的に検討する等、効果的・効率的な更新等の手法を用いることで、更新等費用の「10%縮減」を目指します。					
3-3	行政手続のオンライン受付件数	947,273件	1,000,000件	1,050,000件	●	
	西東京市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第1条及び第7条により行政手続のオンライン化を推進し、利便性の向上を図ります。					
3-3	マイナンバーカードの所有者数	134,883人	187,236人	194,736人	●	
	マイナンバーカードの普及、コンビニエンスストアでの証明書取得を推進するため、交付枚数を増やします。					
3-3	市内の公衆無線LAN設置箇所数	8拠点	29拠点	41拠点	●	●
	市民の自主的な文化活動や社会教育活動、子どもの学習環境の場を整備するとともに、行政情報の発信や災害時の情報共有ができるインフラ環境の充実を図ります。					
3-3	オープンデータ化した行政情報の件数	10データセット	34データセット	39データセット	●	
	行政の高度化・効率化・透明性の向上とともに、官民協働での諸課題の解決など、社会全体の生産性向上に資するものとして、オープンデータの拡充を推進します。					
4-1	青少年育成会における地域活動への小中学生参加人数	14,234人	20,000人	22,075人	●	
	世代間を越えた交流の場である青少年育成会における地域活動への参加人数を高めます。					
4-1	「地域における子どもの居場所づくり」に対する市民満足度(子どもがいる市民)	31.8% (令和3年度)	35.0%	39.8%	●	
	市が行っている「地域における子どもの居場所づくり」の取組に対する、子どもがいる市民の満足度向上を目指します。					
4-2	子ども相談室 ほっとルームの認知度(子ども)	—	73.0%	76.0%	●	●
	子ども自身が必要なときに安心して相談できるよう、子ども相談室 ほっとルームの認知度を向上させます。					
5-1	「出産・育児などの子育て支援環境の充実」に対する市民満足度(子どもがいる市民)	35.3% (令和3年度)	38.8%	43.6%	●	●
	市が行っている「出産・育児などの子育て支援環境の充実」の取組に対する、子どもがいる市民の満足度の向上を目指します。					
5-1	合計特殊出生率	1.1 (令和3年度)	上げる	上げる	●	●
	その年の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその生涯に生むことが見込まれる子どもの数					
5-2	保育施設の待機児童数	7人	0人	0人	●	●
	認可保育施設及び認可外保育施設等を確保し、待機児童の解消を目指します。					
5-2	学童クラブの定員超過率	137.3%	下げる	下げる	●	●
	学童クラブ施設を確保し、定員超過率を下げることを目指します。					
6-1	文部科学省「全国学力学習調査」における学校に行くのは楽しいと思う割合	小学校: 82.8% 中学校: 80.3% (令和3年度)	小学校: 80%以上 中学校: 80%以上	小学校: 80%以上 中学校: 80%以上		
	「全国学力学習調査」(文部科学省)における「学校に行くのは楽しいと思いますか」という質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合の合計が80.0%以上を継続します。					
6-1	スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における体力合計点(小学校)	男子: 53.2 女子: 55.2	全国平均値以上を継続する	全国平均値以上を継続する		
	調査で実施する8種目の数値を得点化(1種目当たり10点)した合計点(80点満点)の全国平均値以上を継続します。					
6-1	スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における体力合計点(中学校)	男子: 40.1 女子: 47.1	全国平均値以上を継続する	全国平均値以上を継続する		
	調査で実施する8種目の数値を得点化(1種目当たり10点)した合計点(80点満点)の全国平均値以上を継続します。					
6-1	スクールソーシャルワーカーの活動実績	3,318回	4,424回	4,977回		
	子どもが直面する学校内だけでは解決困難な課題に、関係機関と連携して、課題の背景に働きかけ、解決への支援を図ります。					
6-1	学校施設更新の実施延べ件数	—	2件	7件	●	
	学校施設の老朽化対策、教育環境の質的向上と安全・安心の確保のため策定した「建替・長寿命化及び大規模改造等計画」に取り組みます。(令和6年度から15年度の実施延べ件数)					
6-2	地域教育協力者活用事業数	219事業	240事業	264事業	●	●
	学校・家庭・地域の連携において重要な役割を果たす地域教育協力者を活用した事業を増やします。					

施策番号	成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和15年度)	総合戦略 指標	健康 指標
7-1	地域福祉推進員（ほっとネット推進員）の登録者数	431人	506人	581人	●	●
	地域の力で地域の課題を解決する、ほっとするまちネットワークシステム活動をさらに発展させるため、推進員の登録者数を増やします。					
7-1	福祉サービス第三者評価の受審事業所数	83事業所	98事業所	113事業所		
	福祉サービスの質がより向上するよう、第三者評価の受審事業所数を増やします。					
7-1	地域福祉コーディネーター相談件数	1,331件	1,603件	1,875件	●	
	地域課題についての、地域福祉コーディネーターの相談対応件数を増やします。					
7-2	ささえあい協力員・ささえあい訪問協力員の登録者数	1,813人	2,030人	2,230人	●	●
	市民、事業所、民生委員、地域包括支援センター、市が連携する、ささえあいネットワークの充実に向け、協力員、訪問協力員を増やします。					
7-2	地域包括支援センターの認知度	57.6%	62.4%	64.8%	●	
	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける上で、気軽に相談できる場がわかるよう、地域包括支援センターの認知度を向上させます。					
7-2	医療と介護は連携していると思う割合	40.7%	60.0%	65.0%	●	
	医療と介護を必要とする高齢者が、安心して最期まで在宅療養を続けられるよう、医療と介護の連携を促進します。					
7-2	自立している高齢者の割合	78.3%	78.1%	78.0%	●	●
	65歳以上の高齢者が自立して暮らせるよう努めます。					
7-3	グループホーム等の利用者数	317人	664人	769人	●	
	自立をめざす障害者が住み慣れた地域に移行して暮らしていくためのグループホームの利用者数を増やします。					
7-3	地域活動支援センターの登録者数、利用延べ人数、相談件数	304人 9,093人 11,230件	337人 13,352人 20,444件	357人 13,592人 31,863件	●	●
	自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援や相談支援事業を実施し、登録者数等を増やします。					
7-3	放課後等デイサービスの利用者数	358人	468人	591人	●	
	放課後や休日等に自立した日常生活を営むことができるよう訓練を受けることは重要であり、放課後等デイサービスの利用者数を増やします。					
7-4	「社会保障制度の運営」の取組に対する市民満足度	17.8% (令和3年度)	18.6%	20.0%	●	
	市が行っている「社会保障制度の運営」の取組に対する市民満足度の向上を目指します。					
7-4	生活困窮者自立支援の取組により就労した人数	50人	52人	54人	●	●
	生活サポート相談窓口での相談者が一般就労することに取り組みます。					
8-1	がん検診受診率	胃がん：4.8% 大腸がん：29.6% 肺がん：6.8% 乳がん：23.9% 子宮頸がん：19.0% (令和3年度)	胃がん：5.1% 大腸がん：31.1% 肺がん：7.2% 乳がん：25.1% 子宮頸がん：20.0%	胃がん：5.3% 大腸がん：32.6% 肺がん：7.5% 乳がん：26.3% 子宮頸がん：20.9%	●	●
	がんで死亡する日本人は多く、がんの早期発見を推進するため、がん検診の受診率を高めます。					
8-1	健康教育（講座）の参加者数	940人	960人	980人	●	●
	成人（18歳以上）を対象とした生活習慣病予防や健康づくり教室の回数、参加者数を増やします。					
8-1	メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合	該当者：19.1% 予備群：11.1%	該当者：18.3% 予備群：10.6%	該当者：17.2% 予備群：10.0%	●	●
	特定健診受診者のうち、内臓脂肪症候群該当者と予備群の割合を下げます。					
8-1	適正体重を維持している人の割合	65.5%	68.8%	72.1%	●	●
	一般健診、特定健診受診者のうち、BMIが18.5以上25未満の割合を上げます。					
8-1	睡眠による休養を取れている人の割合	59.0% (令和5年度)	63.0%	67.0%	●	●
	特定健診受診者のうち、睡眠で十分休養が取れていると回答した割合を上げます。					
8-2	高齢者生きがい推進事業への参加延べ人数	5,783人	11,000人	11,500人	●	
	高齢期の生活を健全で明るく豊かなものとするため、高齢者生きがい推進事業への参加者数を維持します（一般会計で実施する事業に限る）。					

施策番号	成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和15年度)	総合戦略 指標	健康 指標
8-2	介護支援ボランティアのポイント付与延べ人数	231人	408人	528人	●	●
	高齢者の社会参加による介護予防と地域交流の仕組みづくりのため、ボランティア活動でポイントを付与された介護支援ボランティアを増やします。					
8-3	就労援助事業に登録して一般就労した人数	377人	680人	936人	●	
	障害のある人がそれぞれの知識・スキルを活かした就労を実現するため、就労援助事業に登録して一般就労した人数を増やします。					
8-3	障害者(児)スポーツ事業への参加延べ人数	178人	501人	653人	●	
	障害者(児)が地域でいきいきと暮らし、スポーツ活動を楽しむことができる事業の参加者数を増やします。					
8-3	就労定着支援の利用者数	73人	209人	369人	●	
	一般就労した障害のある人の就労の定着を図るため、就労定着支援の利用者を増やします。					
9-1	公園ボランティア登録会員数	941人	1,180人	1,400人	●	●
	公園のみどりを保全する上で重要な担い手となる公園ボランティア登録会員数を増やします。					
9-1	「花いっぱい運動」で年間に植え付けした花壇数	31箇所	34箇所	37箇所	●	
	身近なみどりを創出するため、公園や広場の花壇への花いっぱい運動で植え付けした花壇数を増やします。					
9-1	市民や民間事業者等が中心となって管理する公園・緑地・オープンスペースの数	76箇所	81箇所	86箇所	●	
	市民や民間事業者等が中心となって管理する公園・緑地・オープンスペースの数を増やします。					
9-2	「市内の公園利用」に対する市民満足度	48.9% (令和3年度)	52.9%	56.9%	●	
	市が行っている「公園行政」の取組に対する市民満足度の向上を目指します。					
9-2	補助金の交付を受けて造成された生垣等の長さ(累計)	2,287m	2,527m	2,677m	●	●
	みどりを創出するため、緑と花の沿道の推進事業補助制度により、民有地の緑化を推進します。					
9-2	市民一人当たりの公園面積	1.88㎡	1.94㎡	2.00㎡	●	●
	市立公園・緑地と都立公園をあわせた、市民一人当たりの公園面積を増やします。					
10-1	環境学習講座への参加者数	533人	2,900人	3,500人		
	市民の環境意識の啓発を図るために、子どもから大人までが参加できる環境学習講座を実施し、参加者の維持に努めます。					
10-1	市内のエネルギー消費量	5,527TJ (令和2年度)	4,145TJ	3,281TJ		
	地球温暖化を防止するため、市内から発生するエネルギー消費量を削減します。					
10-1	市の事務事業からの温室効果ガス排出量	10,723t-CO ₂	6,392t-CO ₂	3,600t-CO ₂		
	事業所としての西東京市の公共施設や公用車から排出される温室効果ガスの排出量を削減します。					
10-2	一人当たりのごみ収集量(ごみ原単位)	529.5g	520.0g	516.8g		●
	ごみの発生抑制や減量化を推進する上で、1人1日当たりのごみ収集量を把握することで、減量対策の目標とします。					
10-2	資源化率	32.4%	33.0%	33.2%		●
	一般廃棄物処理基本計画の目標推計値を達成できるよう、資源化に取り組みます。					
10-2	ごみ排出総量	32,967t	32,203t	31,739t		●
	一般家庭から排出されるごみの減量とともに、事業系可燃ごみの減量にも取り組みます。					
10-2	食品ロスに係る出前講座の実施回数	2回	18回	20回		
	「もったいない」の気持ちを養うため、出前講座等の実施に取り組みます。					
10-3	「生活環境の維持」の取組に対する市民満足度	25.4% (令和3年度)	29.0%	30.4%		
	市が行っている公害対策などの「生活環境の維持」の取組に対する市民満足度の向上を目指します。					
10-3	公害の苦情受付件数	66件	60件	55件		
	大気汚染や河川水質等の定期的な調査を行い、市民生活の安心を高め、公害に関する苦情受付件数を減らします。					

施策番号	成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和15年度)	総合戦略指標	健康指標
11-1	地区計画決定数(累計)	9地区	11地区	12地区		●
	地域の特性に合った住環境等を実現するため、まちづくりの一つの手法である地区計画の決定に取り組みます。					
11-1	助成金の交付を受けて耐震診断・耐震改修等(耐震化)された戸数	11戸	11戸	11戸		●
	住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、耐震化を促進する取組を進めます。					
11-1	空き家等想定件数	870件	870件	870件		
	適切な管理がされていない空き家等が、防災、衛生、景観等の生活環境に影響を与えないよう努めます。					
11-2	都市計画道路整備率	48.4%	55.1%	57.9%		●
	住みやすいまちづくりのためには、効率的な道路ネットワーク形成が必要なことから、引き続き都市計画道路の整備を進めます。					
11-2	無電柱化路線整備率	6.6%	8.6%	9.1%		●
	都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市空間の創出に向け、市内の道路で無電柱化を進めます。					
11-3	はなバスの輸送人員	2,665人	3,607人	3,607人	●	●
	路線バスではカバーしきれない公共交通空白・不便地域の解消のために運行しているはなバスの1日当たりの輸送人員を増やします。					
11-3	駅周辺の自転車駐車場収容可能台数	17,816台	増加	増加	●	●
	自転車駐車場の利用需要の高い駅周辺地域において、新たな自転車駐車場の整備や運用方法の工夫により、自転車の利用環境を改善します。					
11-3	市道への自転車ナビマーク・ナビラインの整備路線数	13路線	増加	増加	●	●
	自転車の利用環境と安全性向上のために、市道への自転車ナビマーク・ナビラインの整備路線数を増やします。					
12-1	防災市民組織の数	94組織	150組織	150組織	●	●
	地域における防災活動において、市民が参加する自助・共助の意識をもった地域での防災市民組織の数を増やします。					
12-1	総合防災訓練等への参加延べ人数	1,661人	10,000人	10,000人	●	
	市民及び事業者の防災意識や地域防災力の向上のため、総合防災訓練や防災講話等への参加者を増やします。					
12-1	「災害に強いまち」の取組に対する市民満足度	20.6% (令和3年度)	24.1%	26.6%	●	
	市が行っている「防災訓練など各訓練」の取組に対する市民満足度の向上を目指します。					
12-2	市内の指定重点犯罪認知件数	103件	削減	削減		●
	安全・安心なまちづくりのため、防犯パトロールをはじめイベントや講話で市民及び事業者の防犯意識を高め、犯罪件数を減少させます。					
12-2	市内で発生した交通事故の件数	211件	削減	削減		●
	交通安全施設の整備や関係機関との連携による交通安全の取組を実施し、交通事故の削減を目指します。					
12-2	「地域パトロール強化などの防犯対策」に対する市民満足度	26.3% (令和3年度)	27.4%	28.8%		
	市が行っている「パトロールなどの防犯対策」の取組に対する市民満足度の向上を目指します。					
12-2	消費生活講座・講演への参加延べ人数	103人	103人	150人		
	消費者トラブルの未然・拡大防止、消費生活に関する啓発を図るため、消費生活に関わる講座の受講者数を増やします。					
13-1	市内における農業産出額(農家1戸当たり平均)	4,978千円	5,842千円	7,489千円	●	
	農業経営の促進や都市農業の魅力向上に向けて、市内における農業産出額の確保に努めます。					
13-1	農地面積	117.6ha	110.7ha	99.0ha		●
	令和14(2032)年に特定生産緑地の多くが買取申出の時期(指定から10年)を迎えることもあり、農地面積の減少を抑えます。					
13-1	「めぐみちゃんメニュー」認定数(累計数)	278品	338品	388品	●	
	飲食店において市内産農産物を活用したメニューを提供し、地域経済の活性化を促進することを目的に、メニューの認定数を増やします。					
13-1	市内事業所数	4,921事業所	5,071事業所	5,221事業所	●	●
	中小企業が起業・創業できる環境を整え、市内で新たに起業・創業を目指す人を支援し、商工業者を増やします。					

施策番号	成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	目標値 (令和15年度)	総合戦略 指標	健康 指標
13-1	一店逸品認定数(累計)	245 商品	365 商品	485 商品	●	
	本市における地域ブランドを市内外に広くPRし、入りたくなる店づくりへとつなげる認定制度を実施し、個店独自の「逸品」を確立します。					
13-2	創業者数(累計)	169 件	289 件	389 件	●	●
	中小企業が起業・創業できる環境を整え、市内で新たに起業・創業を目指す人を支援し、商工業者を増やします。					
13-2	チャレンジショップを利用した事業者の件数(累計)	57 件	86 件	111 件	●	●
	市内の空き店舗での創業支援及び空き店舗の有効活用を図るため、チャレンジショップを利用した事業者を増やします。					
13-2	ハンサムママプロジェクト参加者数、満足度	499 人 98.4%	500 人 90%以上	550 人 90%以上	●	●
	出産・育児により離職中の女性を中心に、働く行動のきっかけとなる満足度の高い事業を実施し、女性の起業者を増やします。					
14-1	「まち歩き」事業に参加した人数(年間)	826 人	5,500 人	6,000 人	●	
	近隣市との連携等により、地域ブランド等を活用した「まち歩き」事業を実施し、市民の参加を募ります。					
14-1	西東京市に住み続けたい、住みたいと思う人の割合	64.2% (令和3年度)	65.4%	66.3%	●	●
	西東京市の住み心地に満足している人の割合の向上を目指します。					
14-1	地域ブランド調査における魅力度ランキング	都内 26 市中 22 位 (令和5年度)	都内 26 市中 15 位	都内 26 市中 10 位内	●	
	まちのイメージ向上につながる事業・イベントの情報発信により、市の魅力度ランキングを向上させます。					
15-1	公民館事業への参加者数	10,869 人	11,000 人	13,000 人	●	●
	市民の学習活動へのニーズも多様化しており、公民館事業への参加者数を維持します。					
15-1	図書館資料の貸出者数	843,109 人	844,000 人	845,000 人	●	●
	図書館資料の貸出者数を増やします。					
15-1	日常何らかの生涯学習に取り組んでいる市民の割合	62.3%	63.7%	65.0%	●	
	日常的に、何らかの生涯学習に取り組んでいる市民の割合を増やします。					
15-2	スポーツ施設利用者数、利用団体数	604,780 人 2,474 団体	583,844 人 2,970 団体	755,975 人 3,092 団体	●	●
	より多くの市民がスポーツ活動に参加できるように、スポーツ施設利用者数を増やします。					
15-2	総合型地域スポーツクラブの会員数	1,330 人	1,600 人	1,862 人	●	
	総合型地域スポーツクラブの定着を図り、地域におけるスポーツ環境の整備・充実を図るため、会員数を増やします。					
15-2	「スポーツ活動・イベント機会や施設整備の充実」に対する市民満足度	27.8% (令和3年度)	33.5%	34.9%	●	
	市が行っている「スポーツ活動・イベント機会や施設など生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進」の取組に対する市民満足度の向上を目指します。					
15-3	文化芸術に関するボランティアの登録者数	490 人	530 人	550 人	●	
	市民が主体的に行う文化芸術活動の機会の充実を図るため、文化芸術に関するボランティアの登録者数を増やします。					
15-3	市内で行われる文化芸術に関するイベントに参加した市民及び子どもの割合	市民：45.3% 子ども：54.2%	市民：60.0% 子ども：60.0%	市民：65.0% 子ども：65.0%	●	
	文化芸術に関するイベントの充実や効果的な情報発信等に取り組み、市内で行われる文化芸術に関するイベントに参加した市民及び子どもの割合を増やし、地域への愛着や誇りを醸成します。					
15-3	郷土資料室への年間入場者数	2,165 人	2,583 人	3,000 人	●	
	郷土資料への理解や文化財保護意識の醸成に向け、郷土資料室への年間入場者数を増やします。					
15-3	市民文化祭の来場者及び参加者数	来場者数 6,561 人 参加者数 2,081 人	来場者数 11,500 人 参加者数 3,100 人	来場者数 12,000 人 参加者数 3,200 人	●	●
	市民文化祭は、市民の文化芸術活動の向上並びに市民相互の交流を目的としており、活動団体及び来場者を増やします。					
15-3	文化財の調査研究による新たな指定等の延べ件数	4 件	5 件	6 件		●
	市域に存在する文化財を調査し、そのうち重要なものを指定するなど、計画的な文化財の指定等に向けた調査・検討を進めます。					

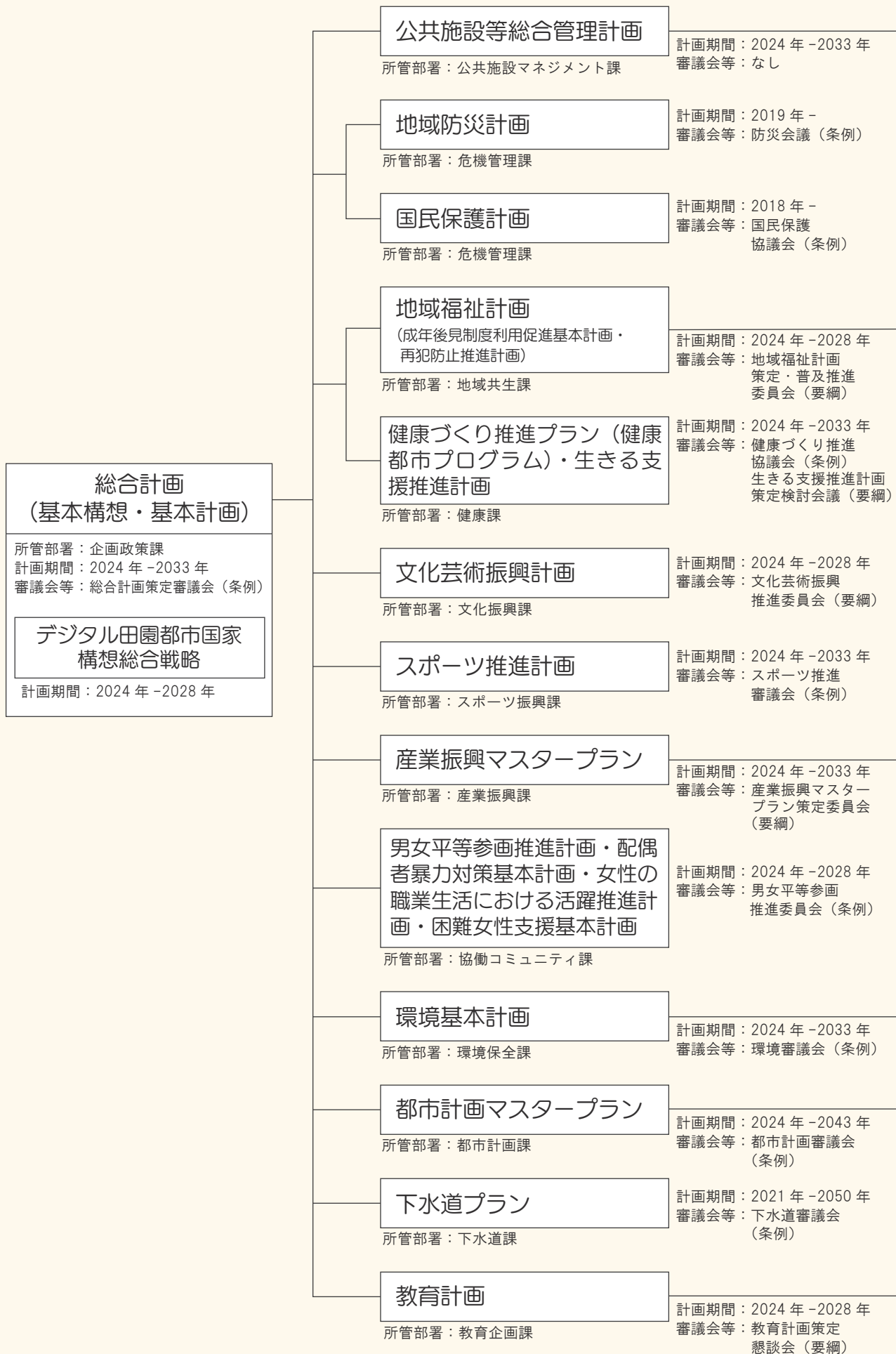
4. 健康指標一覧

題目	WHOの示す健康指標	西東京市版健康指標
人口統計学及び疫学	総人口	市内総人口
	年齢や性別による区分	3区分人口（生産年齢人口）
	民族の分布状況	外国人人口及び住民基本台帳人口に占める割合
	出生率	—
	合計特殊出生率	合計特殊出生率
	死亡率	65歳以上健康寿命
	発生率（罹患率）	—
	- 伝染性疾患	—
	- 非伝染性疾患	メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合
	- 傷害 / 事故	市内で発生した交通事故の件数
	- 犯罪	市内の指定重点犯罪認知件数
	- 身体障害	障害者手帳登録者数
	- 自殺率 / 労働災害	自殺死亡率
	健康と幸福に対する満足度	健康教育（講座）の参加者数 自立している高齢者の割合 西東京市に住み続けたい、住みたいと思う人の割合
	個人の健康を阻害する要因	—
	- 予防接種率	各種予防接種率
	- 栄養	適正体重を維持している人の割合
	- アルコールや薬物	飲酒習慣のある人のうち、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒する人の割合
	- 喫煙	喫煙率
	- 運動	スポーツ施設利用者数
- 検診受診率（がん）	がん検診受診率	
- DV（ドメスティックバイオレンス）	配偶者等から暴力を受けたときに、市の相談窓口にご相談した人の割合	
都市の特性	歴史	—
	文化	文化財の調査研究による新たな指定等の延べ件数
	気候	市の気候（気温等）
	地形	市の地形（事実関係）
物理的環境	環境特性	—
	- 大気	大気汚染測定状況
	- 水	石神井川、白子川の水質
	- 騒音	市内道路及び交差点の等価騒音・振動レベル調査結果
	- 土壌	—
	風景	無電柱化路線整備率 補助金の交付を受けて造成された生垣等の長さ（累計）
	緑被率・公園	市民一人当たりの公園面積 農地面積

題目	WHOの示す健康指標	西東京市版健康指標	
生活環境	安全な飲料水の確保	—	
	住宅設備の適切さ	助成金の交付を受けて耐震診断・耐震改修等（耐震化）された戸数	
	居住空間の広さ	1住宅当たりの住宅延べ床面積	
		市民一人当たりの住宅床面積	
	ホームレスの存在率	—	
	食品衛生	—	
	昆虫やネズミ駆除	—	
	汚水処理	公共下水道（汚水）の普及状況	
	廃棄物処理	ごみ排出総量	
		一人当たりのごみ収集量（ごみ原単位）	
廃棄物収集のサービス提供範囲	ごみ収集品目数		
リサイクル	資源化率		
都市基盤	都市計画（地区計画）に関すること	都市計画道路整備率	
		地区計画決定数（累計）	
	主要な交通手段	市内駅数、鉄道運行本数	
		バス停留所数、バス運行本数	
		駅周辺の自転車駐車場収容可能台数 市道への自転車ナビマーク・ナビラインの整備路線数	
	公共交通機関の利便性	市内5駅の日当たりの乗降客数（総数及び定期外） はなバスの輸送人員	
通信手段及び情報技術の整備率	市内の公衆無線LAN設置箇所数		
公共のメディアの利用	市ホームページの閲覧数		
組織とサービス	地域社会と地方自治体の組織に関すること	—	
		ボランティア・市民活動センター登録者数	
		介護支援ボランティアのポイント付与延べ人数	
		公園ボランティア登録会員数	
		企業・大学・NPOなどとの協働事業等の数 地域教育協力者活用事業数	
	組織機構における各部門間の相互連携活動の説明及び評価	—	
	施設の稼働率に関すること	—	
	- 病院	医療施設数	
		病床（ベッド）数	
		- 地域健康施設（母子、障害者、高齢者介護）	保育施設の待機児童数
			学童クラブの定員超過率 介護利用率（給付費 / 利用限度額） 地域活動支援センターの登録者数、利用延べ人数、相談延べ件数
	- 学校	小、中学校の児童生徒数	
		学級数 ※特別支援学級を含む	
	- コミュニティ・センター	市民交流施設の利用件数、利用人数	
		福祉会館等の利用延べ人数 公民館事業への参加者数	
		図書館資料の貸出者数	
	- スポーツ施設	スポーツ施設利用者数、利用団体数	
環境衛生施策	—		
- 食品検査	—		
	- 実行と監視の基準	—	

題目	WHOの示す健康指標	西東京市版健康指標
経済的環境	地域経済活動が健康に与える影響の評価	—
	- 主な産業 / ビジネス	市内事業所数
		市内従業員数
		創業者数（累計） チャレンジショップを利用した事業者の件数（累計）
	- 経済の健全性	法人市民税 個人市民税課税所得（総額、納税義務者一人当たり）
- 開発のレベル	—	
社会的環境	社会的ストレスの原因	睡眠による休養を取れている人の割合
	社会的支援の仕組みまたはネットワークに関すること	—
	- 家族 / 世帯	「出産・育児などの子育て支援環境の充実」に対する市民満足度（子どもがいる市民）
		子ども相談室ほっとルームの認知度（子ども）
		生活困窮者自立支援の取組により就労した人数
	- コミュニティ	自治会・町内会等の加入世帯数
		地域協力ネットワークの参加団体数
		防災市民組織の数
		ふれあいのまちづくり地域活動拠点の利用登録団体数、延べ利用者数、延べ利用回数
		地域福祉推進員（ほっとネット推進員）の登録者数 ささえあい協力員・ささえあい訪問協力員の登録者数
	- 文化	市民文化祭の来場者数及び参加者数
- 男女関係	女性相談件数	
	男女平等推進センター「パリテ」登録団体数	
	ハンサムママプロジェクト参加者数、満足度	
法規制	病気の予防と制御	—
	病院、学校、職場、市場など	—
	食品衛生、建築、住宅	—
	廃棄物管理、飲料水	—
	大気、水、騒音、土壌など	—

5. 主要計画体系図



公共施設再編計画

計画期間：2024年-2033年
審議会等：なし

所管部署：公共施設マネジメント課

子育て・子育てワイワイプラン（後期計画）

計画期間：2020年-2024年
審議会等：子ども子育て審議会（条例）

所管部署：子育て支援課

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

計画期間：2024年-2026年
審議会等：介護保険運営協議会（条例）

所管部署：高齢者支援課

障害者基本計画

計画期間：2024年-2033年
審議会等：地域自立支援協議会（要綱）

所管部署：障害福祉課

障害福祉計画・障害児福祉計画

計画期間：2024年-2026年
審議会等：地域自立支援協議会（要綱）

所管部署：障害福祉課

農業振興計画

計画期間：2024年-2033年
審議会等：農業振興計画推進委員会（要綱）

所管部署：産業振興課

一般廃棄物処理基本計画

計画期間：2022年-2036年
審議会等：廃棄物減量等推進審議会（条例）

所管部署：ごみ減量推進課

分別収集計画

計画期間：2023年-2027年
審議会等：なし

所管部署：ごみ減量推進課

みどりの基本計画

計画期間：2024年-2033年
審議会等：緑化審議会（条例）

所管部署：みどり公園課

人にやさしいまちづくり推進計画

計画期間：2024年-2028年
審議会等：人にやさしいまちづくり推進協議会（条例）

所管部署：都市計画課

地域公共交通計画

計画期間：2024年-2033年
審議会等：地域公共交通会議（要綱）

所管部署：交通課

住宅マスタープラン

計画期間：2024年-2033年
審議会等：住宅マスタープラン策定委員会（要綱）

所管部署：住宅課

道路整備計画

計画期間：2024年-2033年
審議会等：なし

所管部署：道路課

交通安全計画

計画期間：2021年-2025年
審議会等：交通安全対策会議（条例）

所管部署：交通課

学校施設個別施設計画

計画期間：2024年-2033年
審議会等：なし

所管部署：教育企画課

文化財保存・活用計画

計画期間：2024年-2033年
審議会等：文化財保存・活用計画策定懇談会（要領）

所管部署：社会教育課

図書館計画

計画期間：2024年-2028年
審議会等：図書館計画策定懇談会（要綱）

所管部署：図書館

子ども読書活動推進計画

計画期間：2021年-2025年
審議会等：子ども読書活動推進計画策定懇談会（要綱）

所管部署：図書館

6. 中学生が描いた市民憲章をイメージしたイラスト

	氏名	学校・学年	市民憲章（イメージ）・タイトル・メッセージ
	清水 俊甫	柳沢中学校 3年生	<p>（たがいに助けあう 優しいまち）</p> <p>「いこいーなと浮かぶ、笑顔の西東京市」</p> <p>市内で地域の輪が広まることで、年齢層や同じ学校、仕事場などに関わらず、誰もが身近にふれ合えるのと同時に、現存する市内のイベントや活動を、皆で助け合いながら、さらに活発に行えるまちになってほしいです。</p>
	前田 葵	田無第一中学校 3年生	<p>（たがいに助けあう 優しいまち）</p> <p>「わたしからあなたへ」</p> <p>私はこの西東京市が10年後、老若男女を問わず、互いが互いを支え合い、そして助け合っていく、そんな温かくて優しさのある笑顔あふれるまちになってほしいと考えました。</p>
	前田 芽里	田無第二中学校 3年生	<p>（たがいに助けあう 優しいまち）</p> <p>「駅前の平和」</p> <p>10年後の西東京市は、思いやりのある平和な地域だと良いなと思います。性別や年齢の垣根を越えて様々な形の助け合いに溢れ、皆が平和に豊かな日々を過ごせるまちになってほしいです。</p>
	荒井 真凜菜	青嵐中学校 2年生	<p>（みどりに満ちた 美しいまち）</p> <p>「綺麗な緑は心も満たす」</p> <p>私の思う西東京市の魅力は、豊かな自然だと思っています。</p> <p>10年後の西東京市も、ずっと自然豊かな市でいてほしいと願っています。</p>
	斉藤 潤	田無第三中学校 2年生	<p>（みどりに満ちた 美しいまち）</p> <p>「みどりのあふれる街」</p> <p>僕の絵では、ビルの街の中に、たくさんの植物を描きました。この絵までとはいきませんが、西東京でも、みんなが自然を大切にし、より気軽に自然と触れ合えるような都市になってほしいです。</p>

	氏名	学校・学年	市民憲章（イメージ）・タイトル・メッセージ
	高橋 朱和	明保中学校 2年生	(ゆめの広がる 楽しいまち) 「市の中心」 私は西東京市が明るく人の良い町だと感じています。そんな町で育つ子供たちが大きな夢を抱けるようにと思い、花を子供、木を夢にみたて、この大きな木のように夢が育っていく町という意味合いでこの絵を書きました。
	羽田 きお	保谷中学校 3年生	(ゆめの広がる 楽しいまち) 「豊かな夢」 私は今も西東京市という町が好きです。そんな西東京市の10年後はもっと子供達がのびのびと夢を追うことができる町になっていて欲しいと思います。その想いを色々な子供達を描くことで表現してみました。
	坂巻 愛梨	田無第四中学校 3年生	(こころ豊かな 学びあいのまち) 「これはどう？」 これまでワークショップやこの冊子等、子供達が西東京市にふれることはあると思います。ですが十年後は市内の全員が西東京市について学び、考え、つくっていく、この市が大好きだと思えるまちになってほしいです。
	遠山 楓	ひばりが丘中学校 2年生	(こころ豊かな 学びあいのまち) 「豊かなまち 西東京市」 10年後は、今以上に平和で暮らしやすいまちになってほしいです。お互いの意見を尊重し、学びに繋がられるようになれば、西東京市はより良いまちになると思います。イラストには、平和を象徴する鳩を描きました。

西東京市
第3次基本構想・基本計画
2024-2033

令和6（2024）年3月

西東京市 企画部企画政策課
〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

